

平成29年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成29年6月7日（水）午前10時開会

（第1日目）

1. 開会宣告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成29年6月 7日

至 平成29年6月16日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 報告第 2号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

日程第 6 報告第 3号 平成28年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 7 報告第 4号 平成28年度白馬村一般会計事故繰越し繰越計算書について

日程第 8 承認第 1号 白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第 9 承認第 2号 白馬村都市計画税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第10 承認第 3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第11 承認第 4号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第12 承認第 5号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告について

日程第13 承認第 6号 平成28年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告について

日程第14 承認第 7号 平成28年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告について

日程第15 承認第 8号 平成28年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分報告について

日程第16 承認第 9号 平成28年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告について

日程第17 承認第10号 平成28年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）の専決

処分報告について

- 日程第18 議案第33号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第34号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第35号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）

平成29年第2回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成29年6月7日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山 勇太郎	第7番	横田 孝穂
第2番	田中 麻乃	第8番	篠崎 久美子
第3番	太田 正治	第9番	太田 伸子
第4番	伊藤 まゆみ	第10番	田中 榮一
第5番	松本 喜美人	第11番	津滝 俊幸
第6番	加藤 亮輔	第12番	北澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川 正剛	副 村 長	太田 文敏
総務課長	吉田 久夫	参事兼税務課長	篠崎 孔一
観光課長	横山 秋一	生涯学習スポーツ課長	松澤 忠明
会計管理者・室長	田中 哲	建設課長	酒井 洋
農政課長	太田 洋一	健康福祉課長	窪田 高枝
上下水道課長	山岸 茂幸	住民課長	矢口 俊樹
教育課長兼子育て支援課長	田中 克俊	総務課長補佐兼総務係長	下川 浩毅

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸 俊幸

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長挨拶
- 5) 議案審議

報告第2号から報告第4号まで（村長提出議案）説明、質疑

承認第1号から承認第10号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第33号から議案第35号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第 2号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
2. 報告第 3号 平成28年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について
3. 報告第 4号 平成28年度白馬村一般会計事故繰越し繰越計算書について
4. 承認第 1号 白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について
5. 承認第 2号 白馬村都市計画税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について
6. 承認第 3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
7. 承認第 4号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
8. 承認第 5号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告について
9. 承認第 6号 平成28年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告について
10. 承認第 7号 平成28年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告について
11. 承認第 8号 平成28年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分報告について
12. 承認第 9号 平成28年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告について
13. 承認第10号 平成28年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分報告について
14. 議案第33号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第1号）
15. 議案第34号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
16. 議案第35号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）

1. 開会宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成29年第2回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

平林教育長が公務のため、欠席しておりますので、ご報告いたします。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成29年4月分の一般会計、特別会計、水道事業会計の例月出納検査報告書が提出されております。

また、白馬村長から、ふるさと白馬村を応援する基金の運用状況について報告がありました。内容につきましては、お手元に配付しました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会の開催状況について報告いたします。

北アルプス広域連合議会平成29年5月定例会が5月18日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（北澤禎二郎君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第4番伊藤まゆみ議員、第5番松本喜美人議員、第6番加藤亮輔議員、以上3名を指名いたします。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付しました文書表のとおりですが、この文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、それにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第3 会期の決定

議長（北澤禎二郎君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、別紙平成29年第2回白馬村議会定例会日程予定表のとおり、本日から6月16日までの10日間と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から6月16日までの10日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長(北澤禎二郎君) 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 平成29年第2回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員全員のご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

まず、本村の学校職員による生徒への体罰に関する事件について、被害に遭われた生徒と保護者の方に深くおわびを申し上げます。加えて、事件のあった白馬中学校の保護者の皆様には、多大なるご心配をおかけしたことに對しまして、あわせておわびを申し上げます。

常日ごろ、教職員に對しましては体罰を含む被疑行為の根絶につきまして指導・徹底を図るようお願いをしてきたところですが、このたび、このような体罰事案が発生してしまったことが極めて遺憾であります。二度とこのような事件が起こらないよう再発防止に全力を挙げて取り組むとともに、信頼回復に努めてまいり所存でございます。

さて、国では観光立国推進基本法の規定に基づき、観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成29年度からの新たな観光立国推進基本計画を閣議決定し、この計画の中で平成32年までに訪日外国旅行者数を4,000万人にするなどの目標を掲げています。

そして、観光庁は今月19日に、13日時点で2017年の訪日外国人客数が1,000万人を超えたと発表いたしました。昨年よりも23日早く、突破のペースは過去最速になるとのことです。これは4月の訪日客数が前年同月比24%増の257万8,900人となり、単月として過去最多になったことが寄与したとしています。

4月の客数を国別に見ると、スペインが74%増、ロシアが66%増、香港が65%増と高い伸びを示した一方で、中国の伸び率は国別で最も少ない2.7%増にとどまったということで、幅広い地域からの来日が全体を押し上げたものとし、本村のインバウンド事業もこの訪日外国人客数増加の一翼を担っているものと思っておりますし、さらなる客数増加を目指して取り組まなければならないと感じております。

本年度の各種事業の進捗状況を申し上げますと、総務課関係では、昨年度において計8回の環境審議会を経て答申をいただいた開発基準に関する見直しですが、今後のスケジュールを北アルプス地域振興局に示しており、今後において具体的な実務作業での協力をいただく予定であります。

す。

審議会の議論でも提言された、今後の白馬村をよくするための見直しとなりますが、所有者の財産権と公共の福祉とのバランスが重要となります。県の専門家にも相談の上、素案がお示しできる段階になりましたら環境審議会、議会の皆様にご相談をし、周知期間を経て来年度には新基準を適用したいと考えております。

今年度から取り組む集落支援を専門に行う集落支援については、6月1日より2名配置し、早速、職員とともに先進地への研修を命じました。当面は小規模集落の支援が中心となりますが、今後業務を進めていく中で、従来からある地区担当職員と協力をし、各区の課題を共有し、課題解決に努めていきたいと考えております。

美しい村と快適な生活環境を守る条例、通称、マナー条例は施行してから2シーズンが経ちましたが、まだまだ外国人観光客の目に余る行為が後を絶たないとの村民からの声もあり、村といたしましては、今年度、検証を行い改善をしていく予定であります。検証のスケジュールは、夏までに各観光協会、索道事業者、商工会など関係機関から状況の報告、意見交換など情報を収集し、秋ごろまでに改善策を検討し、12月のシーズンに入る前には改善策を施行していく予定であります。

税務課関係では、2年続きの雪不足に関連をして、今後の対策について議会からの意見書や白馬村索道事業者からの要望書をいただいております。要望の一つとして、降雪機やその附属施設の償却資産に係る固定資産税の減免措置に関しては、9月をめどに方針を決めてまいりたいと考えております。

観光課関係では2016、17シーズンの白馬村内5スキー場の利用者数は94万5,800人で、対前年比102%となりました。前年を上回ったとはいえ、年末年始と成人の日を含む三連休での雪不足は、その後の降雪があっても挽回するには至らず、昨シーズンより残雪が多かったことにより4月末の段階でようやく昨シーズンを上回るという結果となりました。

グリーンシーズンを迎え、恒例の白馬の春を彩る花のイベント、福寿草まつりや、かたくり祭り、また5月4日には塩の道祭りが開催をされ、ことしは桜の満開がゴールデンウィークと重なり、天候にも恵まれ、塩の道祭りには昨年より600人多い2,600名のご参加をいただきました。ゴールデンウィーク期間の入れ込みはゲレンデも含め昨年を大きく上回り、グリーンシーズンは上々のスタートを切れたかと存じます。それぞれのイベントに協力をいただきました関係者の方々に感謝を申し上げるところであります。

悲しむべきニュースとしては、連休前の4月28日に白馬大雪渓で雪崩が発生をし、1名の尊い命が奪われました。改めて、遭難された御霊のご冥福をお祈りをいたします。

5月27日には貞逸祭・白馬連峰開山祭が開催をされましたが、にぎわいと無事故でシーズンを関係者とともに強く祈願をしたところでもあります。この開山祭では白馬大雪渓へのトレッキング

グツアーが企画され、好天のもと、520名と過去最多の参加をいただきました。そして7月から9月にかけて「世界級リゾートへ、ようこそ。山の信州」をキャッチコピーに信州デスティネーションキャンペーンが行われます。観光局では昨年のプレDCに続き、期間中、特急列車やリゾートビューふるさとで白馬駅に降車されたお客様に対して、関係諸団体の協力をいただきながらおもてなしを行います。実施に当たっては昨年ご指摘を頂戴した点を改善しながらのことでありますので、議員の皆様にもご支援をお願いをしております。

またオープニングの4月1日には、夏イベントのトップを切り、夏フェス「AIMING HIGH HAKUBA」がオリンピックのシンボルといえるジャンプ競技場を舞台に行われます。長野オリンピック20周年を迎え、記念すべき第1回の開催には若者を中心に人気があるアーティスト、「水曜日のカンパネラ」などが出演をする予定で、夏の集客イベントとして、また、白馬のブランドを確立するために次年度につながる大成功を願うところであります。

住民課関係では大町市源汲地区に建設が進められております新ごみ焼却場は、雪解けとともに本体工事が本格化しており、来年夏のごみ全量受け入れに向けて急ピッチで工事が行われております。

一方で、村内に建設が予定されておりますリサイクルセンターにつきましては、ようやくこの3月末に設計の概要がまとまっております。それによりますと資源物などを受け入れるストックヤードの規模は約500平米、これと別にごみを受け入れるためのパッカー車待機施設を設けることとなっております。今後も北アルプス広域連合において実施設計を行った後、早急に工事発注に計画となっております。

また、広域化へ向けた対応の一つとして、この6月1日から白馬山麓清掃センターでのごみの受け入れ方法を指定袋方式に切りかえたところであります。まだ一週間ほどの運用であります。今のところ大きな混乱もなく比較的スムーズな受け入れが行われているとの報告を受けております。引き続き、広域化に向けたごみ収集運搬体制の整備や、さらにはごみの分別、減量化の周知にさらに務めてまいりたいと思っておりますので、議員各位からのご協力をよろしくをお願いいたします。

農政課関係では、震災関連では、長きにわたって農地の復旧工事を行なってまいりましたが、県の姫川護岸工事との調整で、今年度までずれこんでございました飯田地区の被災農地の4枚が5月の8日に竣工となり、復旧工事の全てが完了となりました。1日も早く営農していただくよう復旧業務に努めてまいりましたが、3年目の春にようやく完全営農再開の運びとなりました。殊に安堵をしているところであります。この間、所有者、営農者の皆様には不安とご心配をおかけをいたしました。

また北城南部地区のほ場整備事業につきましては、3月から4月にかけて事業概要書作成のための意向調査を実施し、現在は整備エリアの確定や、県・国への事業採択に向けて書類を作成を

行なっております。今後も地域と連携をさらに密に行い事業展開をしてまいります。

健康福祉課関係では、この4月から新たに介護保険関係の介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました。高齢者の皆様が住みなれた地域で、自分らしく生きがいを持って暮らすために介護予防と日常生活の自立支援することを目的としております。訪問型サービス、通所型サービスとともに村内の各事業所のご理解とご協力により4月より介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供が始まっております。

これからは住民が何らかの支援が必要になっても、住みなれた地域で暮らし続けるために地域における互助支援を行うことが必要です。この支援を構築するために村では地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置いたしました。また、NPO法人、民生児童委員、ボランティア協議会、介護サービス事業者、シルバー人材センター、社会福祉協議会などの団体から選出をされた委員による協議会を設置をし、5月30日には第1回の協議会の会議を開催いたしました。今後は、本村の支え合い、助け合いの仕組みづくりについて検討していただき、住みよい地域づくりを推進してまいります。

建設課関係では、昨年度の補正予算にて発注しました繰越事業の岩岳トンネルの修繕工事と水神宮橋の修繕工事に着手しております。また、昨年台風16号による豪雨で被災し、10月に災害査定を受けた堀之内地区の村道災害復旧工事は先月末で完成しました。

今年度の交付金事業であります、引き続き村道0105号線の舗装修繕工事を進めてまいります、今年度は清掃センター前を予定しております。

義務化されております橋梁点検業務については、引き続き計画に基づき点検業務を進めてまいります。橋梁ごとに健全性を判定し、診断結果に基づいて補修、補強等の措置を講じてまいりますこととなります。

また、耐震診断の結果、補強が必要であると判断された村営森上住宅については、7月より補強工事に着手できるよう進めております。

ここ2年間は神城断層地震の復旧工事を最優先した方針で取り組みましたので、各地域から出されておりました道路改良などの要望に十分お応えできずにはおりましたが、優先度の高い箇所から測量、概略設計などに随時着手し始めております。

上下水道課関係では、公共下水道白馬村浄化センターの長寿命化計画に基づき、脱水機1台の更新工事を実施します。今回の更新工事も昨年度と同様に工事発注から施工管理、竣工検査までの一連の業務を日本下水道事業団に委託して行なっております。この工事に伴う日本下水道事業団との協定につきましては、追加議案として提出をさせていただく予定でありますので、よろしくお願いをいたします。

計画策定、調査関係では上水道施設の更新計画の策定、公共下水道事業の公営企業会計への移行のための資産調査、業務評価について早期完了に向け事務を進めております。

公共下水道に関する住民訴訟ですが、先月9日に最終の弁論が行われ結審いたしました。判決は今月29日に言い渡されることになっております。

次に、教育委員会関係ですが、この4月より0歳から18歳までの子育てと教育の一貫した支援体制の構築を図るといった観点から、教育委員会事務局に子ども支援及び子育て支援に関する事務を依頼し、3課体制とし事務室を保健福祉ふれあいセンターの3階に構え、子育てと教育のワンストップサービスの提供、学校教育、青少年育成と子育て支援、放課後児童対策などの連携強化、幼保・小・中・高のさらなる連携が進むことを期待するものです。

各課の状況ですが、教育課では、かねてより懸案事項となっておりました白馬中学校の雨漏り経年劣化に対する措置として、大規模改修に着手をしております。建築から満20年を経過した中で、特に雨漏りは子供たちの学習にも影響が出始めたことから、昨年度より早急な対応をとるよう教育課に指示をし、国の補正予算のタイミングも相まって対応指示から数カ月というまれに見る速さで措置が講ぜられることとなったことは、大変喜ばしく思っております。

この雨漏りについては、根本的解決策として、3階トプライト部分に屋根をかけることで対応を講じることとしておりますが、この屋根がけは当初建築時の設計思想と相反する部分があり、施工方法の協議、決定には、私といたしましても大変思料したところであります。しかしながら、今、目の前にいる子どもたちのことを第一に考えますと、建物の外観よりも機能を優先し、子どもたちにいち早く充実をした学習環境を提供することを最優先に判断し、教育課に指示をした次第であります。

本年度予算の主たる施策であります給食センター建設に関してですが、昨年度より国に対して学校施設環境改善交付金に手挙げを行なってまいりました。白馬村の給食センターについては、建築から30年以上が経過する中で、国の示す衛生基準に満たない部分が多く見られ、子どもたちに安心して安全な給食を提供することに一抹の不安を抱えておりましたことから、何とか国の補助をいただけるように年度当初に文部科学省に出向き、白馬村を担う子どもたちのために、安心して安全な給食センターを建築することが急務であることを丁寧に説明を申し上げ、ご理解をいただき、4月20日には国より学校施設環境改善交付金の内示を受けたところであります。現在、6月1日で正式な交付決定を受けており、積雪地であることから早急な事業着手に向けて、入札に向けた事務などを進めているところであります。

次に、子育て支援課の関係ですが、まず、しろま保育園では3歳未満児の受け入れ数の増加を図るために、これまで3室確保していた3歳児用の保育室の一室を、未満児用の保育室として利用することとし、さらに保育士の増員を図ることにより未満児受け入れ数の上限を増加いたしました。6月1日現在、39名の未満児のお子様にご利用をいただいております。

また、平成27年3月に策定いたしました子ども・子育て支援事業計画では、平成27年度から31年度までの5年間の計画期間としておりますが、本年がその中間年に当たりますことから、

その進捗状況の点検と評価を行うために、その準備作業を進めております。実際の点検と評価につきましては、子ども・子育て会議で実施するものとし、必要があれば計画の見直しを図る予定です。

生涯学習スポーツ課では、組織を改編し社会教育部門とスポーツ部門を併合し、6名体制でスタートしております。スポーツ部門ではこの6月4日、日曜日には第57回白馬村スポーツ祭が開催され、740名を超える選手の皆様のご参加をいただきました。議員各位におかれましても爽やかな汗を流されたことと思います。

また本年度、白馬ジャンプ競技場のクーリングシステムを使用した国際大会として、初めてワールドカップ複合白馬大会を開催をするため、関連する補正予算をお願いをしたところです。オリンピックイヤーであることしは、白馬村出身の渡部暁斗、善斗選手が順調にトレーニングをされ、金メダル獲得を目指しております。村としても全力で応援をしてみたいと思います。

特に平昌オリンピック前のワールドカップとして、時差の解消や同じ雪質、同じクーリングシステムでの大会となりますので、メダル獲得に向けて最高の調整ができると考えております。長野オリンピック20周年を記念とする最大のイベントの1つであると思っています。

社会教育部門では、白馬村図書館について図書館施設検討委員会を設置するため、公募委員を募集をしているところです。今月から会議を開始して、建設場所や施設の規模、内容などを検討をしていただくこととしております。

次に、本定例会に提出しております平成29年度白馬村補正予算第1号は歳入歳出予算総額を2億859万2,000円を増額し、予算総額を67億円6,359万2,000円とする補正予算となっております。補正の大きなものは、各種交付金などの採択及び金額の決定などに基づく増額が主な内容です。

総務費はPPP・PFI手法を視野に入れた先導的官民連携支援事業として、1,600万円の増額であります。これは真に必要な社会資本の整備、維持、更新を的確に進めるため、新たな官民連携事業にかかわる案件形成を目指すものです。

また、各種スキー大会負担金では、来年2月に開催が決定となりましたワールドカップ複合白馬大会への負担金として、800万円を増額するものです。

観光費では、今議会における補正予算の中で最大規模のものですが、地方創生推進交付金を活用した観光宣伝、振興費への1億3,600万円余りの予算計上です。これは議会からもその活用を求められていた村事業への地方創生推進交付金の実施計画を3月に提出をし、5月に内示をいただきました。内容となる事業名は「世界ナンバー1スノーリゾート」と「通年マウンテンリゾート」を見据えた観光促進事業で、その1年目の事業展開に関する予算を提案しております。

土木費は国庫補助事業の内示額の確定に伴い、1,950万円を増額するものが主なものですので、慎重審議をよろしく願いをいたします。

本定例会に提案します案件は、報告3件、承認10件、議案3件であります。

議案などにつきましては、担当課長より提案説明をさせますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げ、本定例会の開会に当たりましての挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

△日程第5 報告第2号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第5 報告第2号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告についてに入ります。

報告を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 報告第2号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告につきましてご説明をいたします。

損害賠償事件に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

専決第2号の内容ですが、平成29年2月16日の午後0時30分ごろ、白馬村大字北城2066番地のウイング21駐車場におきまして、損害賠償請求者が所有する軽自動車が発車中に、本村が管理をするウイング21の屋根雪が落下し、車両のテールランプを損傷させたものです。村は施設管理者として、損害賠償請求者に対して車両の修理代金8,764円を賠償したものであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で日程第5は終了いたしました。

△日程第6 報告第3号 平成28年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書について

議長（北澤禎二郎君） 日程第6 報告第3号 平成28年度白馬村一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告に入ります。

報告を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 報告第3号 平成28年度一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明をいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

民生費、臨時福祉給付金事業は4,091万9,000円のうち国の補正予算による3,152万4,000円を繰り越し、財源は国補助金が3,152万1,000円、一般財源が3,000円です。

土木費、村道改良国庫補助事業8,299万6,000円は村内全域の橋梁点検や岩岳トンネル、水神宮橋ほかの修繕等で、財源は国交付金が4,225万2,000円、地方債が2,770万円、一般財源が1,304万4,000円です。

消防費、防災事業529万2,000円は地域防災計画策定に係る委託料で全額一般財源となります。

教育費、学校環境整備事業は白馬中学校大規模改修に係る工事費、設計監理委託料などで1億3,247万7,000円のうち1億2,783万3,000円を繰り越し、財源は国補助金が3,324万3,000円、地方債7,910万円、一般財源が1,549万円です。

災害復旧費、過年発生農地農業用施設災害復旧事業（単独）504万円は立の間水路に係る工事費で全額一般財源となります。

同じく災害復旧費、現年発生公共土木施設災害復旧事業（補助）175万2,000円は堀之内の村道1011号線に係る工事費で、財源は国負担金で78万5,000円、地方債30万円、一般財源66万7,000円です。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で日程第6 報告第3号は終了いたしました。

△日程第7 報告第4号 平成28年度白馬村一般会計事故繰越し繰越計算書について

議長（北澤禎二郎君） 日程第7 報告第4号 平成28年度白馬村一般会計事故繰越し繰越計算書についての報告に入ります。

報告を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 報告第4号 平成28年度一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明をいたします。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

事故繰越は、避けがたい事故のため年度内に支出できなかったために、翌年度に繰り越しをして予算を使用するものでございます。

災害復旧費、過年発生農地農業用施設災害復旧事業（補助）は神城断層地震による農地の災害

復旧事業で、関連して先行しなければならない工事の遅れに伴い、工事が遅延したことにより年度内に支出できなかつたため、支出済み額を除いた550万円について繰り越しをするものです。財源は国補助金が471万7,000円、一般財源が78万3,000円でございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で日程第7 報告第4号は終了いたしました。

以上をもちまして報告事項は終了いたしました。

これより承認案件の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第8 承認第1号から日程第17 承認第10号までは承認案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することといたしたいと思っておりますが、これについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

日程第8 承認第1号から日程第17 承認第10号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、承認第1号から承認第10号までは委員会付託を省略する件は可決されました。したがって、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることにいたしました。

△日程第8 承認第1号 白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第8 承認第1号 白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。篠崎税務課参事。

参事兼税務課長（篠崎孔一君） 承認第1号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について、提案の理由説明と主な改正概要について、これからご説明を申し上げます。

提案理由でございますけれども、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日に白馬村税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告をし、承認を求めるものでございます。

今回の改正は多岐にわたっております。なかなか税条例の関係わかりにくいので、地方税法の改正に伴う資料をお手元に配付をしてございます。それに沿って主な概要について今回は説明をさせていただきたいというふうに思います。

ホチキスどめの次に、平成29年度税制改正の概要（市町村税関係）という資料、おつけをしてございます。それに基づき説明をさせていただきます。

まず、地方税の改正においては個人所得税の課税について配偶者控除、配偶者の特別控除の見直しが平成31年度分から変更となるということでございます。これについては税制の改正のみであり、村税の税条例まで改正が及ぶものではありませんけれども、配偶者の就業調整をめぐる課題を解決するための改正ということでございます。

続いて、軽自動車に係る課税関係であります。軽自動車ではグリーン化特例というものが既に施行されておりますけれども、今回、軽自動車税のグリーン化特例について対象範囲を重点化するというのが一つ。二つ目はその期間を2年間延長するという改正であり、村税の附則第16条でこの改正がされているということでございます。

現行と改正案を下の表で示してございますけれども、対象範囲を重点化するということに関しては、区分のところで燃費基準を10%ずつ引き上げるということで、基準をさらに強めるというところが重点化という意味であり、2年間の延長というのは平成31年3月31日まで延長するという趣旨でございます。これにより、現行の軽自動車税の課税がどのように推移するのかというところを枠外の引き出し線で記しておきましたので、このように1回目の軽自動車税の税額については軽減措置が図れるというふうにご理解を賜りたいというふうに思います。

ページ、次に及びまして資産税関係であります。

一つは中小企業の設備投資の支援ということで、中小企業と経営強化法に関係をします計画に基づく固定資産の措置についての軽減措置が図られるというものが1点目でございます。

2点目は、居住用超高層建築物に関する課税の見直し。これは税条例のところで修正は加えてございますけれども、対象は60メートルを超える建物であるということでございます。

3点目は企業型の保育事業に係る課税標準の特例措置が設けられましたということでございます。後の都市計画税にも及ぶ範囲でございますけれども、村税の附則10条の2の13号 都市計画税条例の附則の4項での見直しを図っているものでございます。

内容としましては、固定資産税、都市計画税におきましてはこれからの2年間、子ども・子育て支援法に基づく補助を受けた事業主が保育施設を建設する場合の特例措置を設けるというものが加わったものでございます。加えまして、土地、家屋償却資産ともに、いわゆる、わがまち特例と言われる措置が今回講じられておりまして、固定資産の課税標準の価格に対しての割合を市町村条例で定めることができるように地方税法で改正になったと。白馬村の条例においては2分の1という減額措置を今回、条例で定めたというのがポイントでございます。

次の3ページにいきまして、固定資産税等の特例措置の見直しでございます。これは保育の充実という観点から、家庭的保育事業や居宅訪問型保育事業、さらには事業所内の保育事業定員5人以下に係る課税標準の特例措置を設けるというもので、これも固定資産税、都市計画税それぞれにかかわってまいります。村税においては61条の2、都市計画税に関しては2条の2の改正の内容となります。

具体的には、先ほど説明した、わがまち特例について市町村の条例、白馬村においてはそれぞれ2分の1の減額措置を講じるという特例措置を今回定めたものでございます。このほかに、耐震改修を行なった住宅に係るをいたします固定資産税の減額措置、さらにはサービス付きの高齢者向けの賃貸住宅に係る減額措置の特例が設けられ、それぞれ村税の附則の10条の3、10号、11号、それから附則の10条の4で修正を加えたものでございます。

次に、災害に関する税制上の措置の常設化といたしまして、大きくは2点ございます。1つは、被災代替家屋償却資産に係る課税標準の特例措置、これについては28年4月1日以降に発生をしました震災等の事由による代替家屋償却資産の減額措置でございます。

続いて4ページであります。このほかに、被災住宅に係る特例措置としまして、震災に遭った住宅が滅失、損壊した土地についての減額措置が28年4月1日以降の事由による減額を適用するという条文が設けられたものでございます。

そのほかに、国民健康保険税の見直しがございますけれども、これは後の承認第3号での報告となりますので、ここでの説明は省かさせていただきます。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第1号 白馬村税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、承認第1号は報告のとおり承認されました。

△日程第9 承認第2号 白馬村都市計画税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第9 承認第2号 白馬村都市計画税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。篠崎税務課参事。

参事兼税務課長（篠崎孔一君） 承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について、提案理由と主な改正の内容をご説明いたします。

提案理由でありますけれども、先ほどの村税と同様に地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により平成29年3月31日に白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めます。

改正の概要でございますけれども、先ほども地方税改正資料の中で固定資産税と都市計画税に関する改正について触れたところでありますけれども、今回のポイントは課税特例に関する改正が主なものでございます。説明につきましては、新旧対照表でその課税特例の部分について説明を加えさせていただきたいと思います。

新旧対照表で第2条の2項でありますけれども、課税標準の特例対象施設として居宅訪問型保育事業の施設等が加わったというものでございます。附則の改正は、かなり条文が及びますけれども、特に地域決定型地方税特例措置、先ほども説明したいいわゆる、わがまち特例と言われている導入に伴う地方税法の改正でございます。新たに第4項で企業主導型保育事業に供する施設の課税標準を価格の2分の1の減額措置をするものというところで加えたものでございます。施行につきましては平成29年4月1日からというものでございます。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第2号 白馬村都市計画税条例等の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、承認第2号は報告のとおり承認されました。

△日程第10 承認第3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告
について

議長（北澤禎二郎君） 日程第10 承認第3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 承認第3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告につきましてご説明を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布されたことに伴い、緊急に白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたために、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分を同日付で行なったものでありまして、同条第3項の規定により、本議会において報告をし承認を求めるものでございます。

改正内容につきましてはお手元の資料、新旧対照表にて説明をさせていただきますので、最終ページをごらんをいただきたいと思っております。

第23条につきましては、国保税の減額を謳った条文であります。このうち第1項第2号は5割軽減の対象となる所得算定単価が、世帯所属者1人当たり26万5,000円から27万円に引き上げとなりました。

その下、第3号は同じく2割軽減の対象を謳ったものでありまして、所得算定単価が48万円から49万円へ引き上げとなります。

また附則第1項におきまして、この改正条例施行日を平成29年4月1日としておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、承認第3号は報告のとおり承認されました。

△日程第11 承認第4号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
議長（北澤禎二郎君） 日程第11 承認第4号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例の専決
処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。田中子育て支援課長。

子育て支援課兼教育課長（田中克俊君） 承認第4号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例の
専決処分報告につきましてご説明を申し上げます。

白馬村保育料条例の一部を改正する条例につきましては、子ども・子育て支援法施行令の一部
を改正する政令が平成29年4月1日に施行されましたことを受け、地方自治法第179条第
1項の規定により平成29年5月17日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会
に報告し承認を求めるものでございます。

これは今年度におけます幼児教育の段階的無償化の推進に向けた取り組みとして、市町村民税
非課税世帯の第2子の無償化と、年収約360万円未満相当の世帯の保護者負担の軽減措置を図
るため、利用者負担の上限額の基準が引き下げられたことによりまして、本村の保育料を改定し
たものでございます。

それでは、議案書の一番後ろにつけてございます付属の資料をごらんください。

各表内の網かけ部分が、このたびの改正により金額を改定する箇所でございます。まず保育料
自体の改定は、保育園保育料の3-1階層と幼稚園保育料の3-1階層でございます。

次に、段階的無償化による改定につきましては、保育園保育料では2-2階層の多子世帯の第
2子、3-1階層及び4階層のひとり親等の世帯でございます。また、幼稚園保育料では2-
2階層の多子世帯の第2子、3-1階層のひとり親等の世帯でございます。

それでは、ただいまご説明しました改正箇所を改正条例でご説明を申し上げます。お手元の議
案書、今のところを1枚戻っていただきまして、新旧対照表の2分の1ページをごらんください。

月額保育料の改正は各別表内の金額を改正し、段階的無償化による改正は各別表の備考欄によ
り行なっております。まず、別表第1でお示ししています保育園保育料は3-1階層につきまし
て、表内の保育料月額を新旧対照表の左側の改正後のとおり改めました。

次に、2-2階層の第2子の無料化につきましては備考6の改正により、また、3-1階層の
ひとり親等世帯、4階層のひとり親等の世帯の改正につきましては備考5の改正により改めてお
ります。

続いて、次のページの2分の2ページをごらんください。

備考8につきましては、今回の保育料の改定とは直接関係はございませんが、語句をそれぞれ
改めるものでございます。

次に別表第2でお示ししています幼稚園保育料は3-1階層につきまして、表内の保育料月額
を新旧対照表の左側の改正後のとおり改めました。

次に2-2階層の第2子の無料化と3-1階層のひとり親等世帯につきましては、備考5の改正により改めております。備考8につきましては別表第1と同様でございます。

最後に議案書の頭のほうから3ページ目の改め文をごらんいただきたいと思っております。

この条例につきましては、公布の日であります平成29年5月17日に施行し、改正後の保育料条例は平成29年4月1日から適用するものでございます。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第4号 白馬村保育料条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、承認第4号は報告のとおり承認されました。

△日程第12 承認第5号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告 について

議長（北澤禎二郎君） 日程第12 承認第5号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 承認第5号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてご説明をいたします。

平成28年度白馬村一般会計補正予算（第8号）について、地方自治法第179条第1項の規定により平成29年3月31日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

おめくりをいただき、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,910万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億8,395万1,000円とするものであります。

この補正予算は、事業費の確定により不用額について計数整理をしたものであり、主なものにつきましてご説明をいたします。

10ページ、歳入明細をごらんください。

2款1項1目自動車重量贈与税252万3,000円の減額、11ページ、6款1項1目地方消費税交付金279万8,000円の減額、7款1項1目自動車取得税交付金437万4,000円の増額、12ページ、8款1項1目減収補てん特例交付金30万3,000円の増額、9款1項1目地方交付税1,130万2,000円の増額、13ページ、12款1項1目総務使用料は、主にジャンプ台リフト使用料が減額となり、288万3,000円の減額であります。

14ページ、12款2項2目衛生費手数料は主にゴミ袋販売手数料の減額により、50万2,000円の減額であります。

15ページ、13款国庫支出金関係では、2項補助金を1,176万5,000円の減額、3項委託金を357万4,000円の減額であります。

16ページ、14款県支出金関係では、1項負担金を35万4,000円の増額、17ページ、2項補助金を450万1,000円の減額、委託金を632万4,000円の増額であります。

15款2項財産売払収入で490万1,000円の増額、19ページ、16款寄附金では、ふるさと白馬村を応援する寄附金932万2,000円は、ご寄附をいただいたことによる増額であります。

17款1項基金繰入金では、財政調整基金繰入金を8,205万7,000円減額し、28年度の繰入額を0円とするものであります。ふるさと白馬村を応援する基金繰入金は525万7,000円の減額であります。

19ページから21ページにかけて、19款諸収入関係では、19ページの1項延滞、金加算金及び過料で580万円の増額、20ページ、4項雑入で2,248万6,000円の増額であります。

21ページから22ページの20款村債は1,480万円の減額であります。

次に、23ページから歳出になりますが、2款1項1目一般管理事業の減額は、職員手当や共済組合負担金などの減額が主なものです。

24ページ、2目財産管理事業の減額は、燃料費や光熱費などの減が主なものです。

25ページ、6目白馬高校支援事業の減額は、講師報酬、燃料費等の減、地域資源の活用と産官学民連携による観光人材育成事業の減額は事業費の確定によるものです。

26ページ、1項8目電算事業は主に北アルプス広域連合への負担金の減額によるものです。

27ページ、2項1目税務総務事業は職員手当などの減額、29ページ、7項2目白馬ジャンプ競技場維持管理事業は光熱水費等の減額です。

30ページ、2款7項3目国民体育大会開催事業の負担金の減額は精算によるものです。

30ページから31ページにかけて、4目ナショナルトレーニングセンター事業の減額は、旅

費、備品購入費等の減額。3款1項1目社会福祉総務事業の社会福祉協議会補助金は、人件費の減によるものです。

少し飛びまして、34ページ、3款1項6目住民国保事業では、繰出金の出産一時金等の減、後期高齢者医療事業では、療養給付費負担金の減額によるものです。

36ページ、3款2項3目しろま保育園運営事業は、嘱託職員報酬、職員手当等の減、38ページ、4款1項2目保健予防事業では、予防接種受診者数等の確定による減額です。

飛びまして、46ページ、7款2項2目除雪事業の除雪委託料の増額は、主に残雪処理等によるものであります。

48ページ、7款4項3目公共下水道事業の特別会計繰出金は、区域外流入分担金等の収入増により減額となっております。

ページを飛びまして、56ページ、12款1項1目財政調整基金積立金は、平成28年度で7,900万円を積み立てるための増額となっております。同じく、3目ふるさと白馬村を応援する寄附金は、補正予算第5号後の積立金に伴う増額となります。なお、本年度における、ふるさと白馬村を応援する寄附金の総額は7,031件、1億9,932万2,503円のご寄附をいただき、全額基金に積み立てを行っております。

お戻りをいただきまして、7ページをごらんください。

第2表の地方債の補正につきましては、それぞれ事業費の確定によるもので、限度額の変更はごらんのとおりでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第5号 平成28年度白馬村一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、承認第5号は報告のとおり承認されました。

△日程第13 承認第6号 平成28年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第13 承認第6号 平成28年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 承認第6号 平成28年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告につきましてご説明をいたします。

この補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により平成29年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により本議会において報告をし承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

本補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ6,920万円を減額し、予算総額を13億8,448万3,000円とするものでありまして、国保税、国庫支出金、保険給付費などの歳入歳出額が確定したことにより計数整理を行なったものであります。

続きまして、6ページの歳入明細をごらんください。

1款国民健康保険税につきましては、800万円の増額で、徴収の実績を反映したものであります。

その下、2款の国庫支出金関係です。1項の国庫負担金は3,500万円の減額、その下、2項の国庫補助金は185万6,000円の増額となっております、いずれも国からの交付額が確定したことによるものであります。

7ページ、3款療養給付費等交付金につきましても、国の交付額確定に伴い2,555万円の減額であります。

その下、7款繰入金につきましては、1項の一般会計繰入金は実績に合わせて1,034万9,000円の減額、その下、2項の基金繰入金につきましては、本年度1年間の国保会計収支を勘案の上、5,400万円の減額とし、最終的な基金の取り崩し額を1,500万円とさせていただくものであります。

8ページ、8款繰越金は実績に合わせて3,657万9,000円の増額、9款諸収入1項延滞金及び過料は、延滞金収入の伸びによりまして214万4,000円の増額であります。

9ページ、9款4項の雑入は第3者納付金612万円の増額などが主な内容であります。

その下の10款県支出金2項県補助金につきましては、調整交付金の交付額確定により計数整理を行ったものであります。

続きまして、10ページの歳出明細をお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、国・県からの支出金や一般会計繰入金の増減に伴う財源の振り替えであります。

11ページから13ページ上段にかけては、2款保険給付費1項療養諸費であります、給

付の実績に合わせて5、194万円の減額であります。

13ページ下、2款2項の高額療養費は900万円の減額、14ページに入りまして、2款4項の出産育児諸費は500万円の減額ということで、いずれも給付実績により減となるものでございます。

15ページ、4款後期高齢者支援金から少し飛びまして、16ページ下段の8款1項特定健康診査等事業費までは財源の振りかえであります。

17ページ、8款2項保険事業費につきましては、人間ドック補助金等の実績で101万円の減額であります。

17ページ下段の10款諸支出金、最終18ページの11款予備費につきましても、それぞれ実績に合わせて減額補正といたしました。

説明は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第6号 平成28年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、承認第6号は報告のとおり承認されました。

△日程第14 承認第7号 平成28年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第14 承認第7号 平成28年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 承認第7号 平成28年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告につきましてご説明をいたします。

この補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により平成29年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により本議会において報告をし承認を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

本補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ395万1,000円増額をし、予算総額を8,000万1,000円とするものでありまして、歳入歳出額が確定したことにより計数整理を行なったものであります。

続いて、5ページの歳入明細をごらんください。

1款1項後期高齢者保険料につきましては、徴収実績にあわせて524万5,000円の増額であります。

3款1項繰入金につきましては、実績にあわせまして117万6,000円の減額となっております。

次のページに入りまして、4款繰越金は6万1,000円の増額、5款諸収入は延滞金、還付金等を見込んだもののうち、15万4,000円を減額するものであります。

続いて、7ページの歳出をお願いいたします。

主なものは、2款分担金及び負担金425万3,000円の増額でありまして、これは後期高齢者医療広域連合へ支払う保険料と負担金の増額分であります。

以上で説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第7号 平成28年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、承認第7号は報告のとおり承認されました。

△日程第15 承認第8号 平成28年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第15 承認第8号 平成28年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 承認第8号 平成28年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第

6号)の専決処分報告につきましてご説明いたします。

平成28年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第6号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものであります。

1枚おめくりください。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,370万円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億4,152万8,000円とするものであります。これは、予算額を固めた最終予算でございます。

6ページの歳入明細をごらんください。

1款1項1目分担金は、下水道加入分担金滞繰分60万円を減額し、下水道区域外流入分担金を37万3,000円を増額、2項1目負担金は下水道受益者負担金滞繰分を6万9,000円増額、2款1項1目下水道使用料は、使用料現年分を240万円増額し、使用料過年分を81万2,000円減額するものです。

4款1項1目一般会計繰入金は1,050万円の減額です。

7ページをごらんください。

6款1項1目雑入は督促手数料ほかを7万円増額、7款1項村債は借入額の確定により470万円減額するものであります。

8ページの歳出明細をごらんください。

1款1項1目一般管理費、一般管理事業は事業費の確定により公営企業会計移行業務委託料470万円を減額するほか、人件費、負担金などの不用額を減額するものです。

2目施設管理費、浄化センター維持管理事業は運転管理ほか委託料179万円、汚泥処理委託料220万円をそれぞれ減額するほか、光熱水費、修繕費、薬材料費の不用額を減額、管渠維持管理事業は光熱水費、電気料であります。100万円、管路清掃委託料24万6,000円をそれぞれ減額するものです。

9ページをごらんください。

1款2項1目公共下水道建設費、単独公共下水道事業100万円の減額は、人件費に関する不用額を減額するものです。

3款1項公債費は公債費元金を60万円、公債費利子を25万6,000円それぞれ減額するものです。

3ページにお戻りください。

第2表地方債の補正は、事業費の確定によるもので、限度額の変更はごらんのとおりでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第8号 平成28年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第6号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、承認第8号は報告のとおり承認されました。

△日程第16 承認第9号 平成28年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第16 承認第9号 平成28年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 承認第9号 平成28年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告につきましてご説明いたします。

平成28年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めます。

1枚おめくりください。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ61万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を342万1,000円とするものです。こちらも予算額を固めた最終予算でございます。

5ページの歳入明細をごらんください。

1款1項1目使用料は、使用料現年分を4万1,000円増額、2款1項1目一般会計繰入金65万2,000円を減額するものです。

6ページの歳出明細をごらんください。

1款1項1目一般管理費、一般管理事業は口座振替手数料ほかの不用額及び未執行の使用料還付金5万円を減額、2目施設維持管理費、処理場維持管理事業は光熱水費、こちらも電気料ですが、8万6,000円、汚泥処理料5万3,000円をそれぞれ減額、管渠維持管理事業38万

3, 000円の減額は管渠維持に要する修繕費などの未執行額を減額するものです。

3款1項2目利子3万6, 000円の減額は未執行の一時借入金利子の減額及び長期償還利子の不用額を減額するものです。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第9号 平成28年度白馬村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、承認第9号は報告のとおり承認されました。

△日程第17 承認第10号 平成28年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第17 承認第10号 平成28年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分報告についてを議題といたします。

説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 承認第10号 平成28年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）の専決処分報告につきましてご説明いたします。

平成28年度白馬村水道事業会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年3月31日に専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものです。

こちらも予算額を固めた最終予算でございます。

1枚おめくりください。

第2条として、収益的収入の1款1項営業収益に202万円を追加し、2項営業外収益に15万6, 000円を追加。収益的支出の1款1項営業費用を1, 883万3, 000円減額、2項営業外費用に240万円を追加し、4項予備費を200万円減額、第3条として、予算第4条本文の括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を8, 174万4, 000円に改め、資本的収入の1款1項分担金及び負担金を121万円減額し、資本的支出

の1款1項建設改良費を269万9,000円減額するものです。

おめくりをいただきたいと思います。

第4条として、予算第6条に定めました経費のうち、職員給与費を222万7,000円減額するものです。

1ページをごらんください。

収益的収入の1款1項1目給水収益202万円の増額は、水道料金の実績によるもので、2項2目雑収益15万6,000円の増額は、公用車1台を廃車したことによる自賠責保険料の払戻金、消費税還付金、水道倉庫シャッター補修に係る損害保険料によるものです。

2ページをごらんください。

収益的支出の1款1項1目浄水費は、二股浄水場に要する費用で494万4,000円の減額は不用額を減額するもので、主なものは18節委託料118万6,000円、22節修繕費101万6,000円、25節動力費、こちらも電気料ですが159万1,000円でございます。

2目配水及び給水費は、排水給水管に要する費用で938万3,000円の減額はこちらも不用額を減額するもので、主なものは、18節委託料228万円、25節動力費356万円、27節材料費194万5,000円でございます。

4目総係費は人件費、料金徴収などに要する費用で413万5,000円の減額は不用額を減額するもので、2節手当160万円、18節委託料80万円が主なものです。

5目委員会費は、未執行額37万1,000円を減額するものです。

2項2目消費税及び地方消費税240万円の増額は、28年度事業費の確定による増額です。

4項予備費は、未執行額200万円を減額するものです。

3ページをごらんください。

資本的収入、1款1項1目加入分担金100万円の減額及び2目工事負担金21万円の減額は、それぞれ実績による減額でございます。

資本的支出、1款1項1目排水設備工事費269万9,000円の減額は、事業費の確定により不用額を減額するものです。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第10号 平成28年度白馬村水事業会計補正予算（第5号）の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、承認第10号は報告のとおり承認されました。

△日程第18 議案第33号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第1号）

議長（北澤禎二郎君） 次に、議案の審議に入ります。

日程第18 議案第33号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第33号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億859万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億6,359万2,000円とするものであります。

主なものにつきましてご説明をいたします。

6ページ、歳入明細をごらんください。

9款1項1目特別交付税3,250万円の増額は、特別交付税の対象となる地域おこし協力隊事業および地方創生推進交付金事業を活用するため、その経費分を増額をするものであります。

13款2項6目観光商工費国庫補助金5,000万円の増額は、地方創生推進交付金事業の内示を受けて補正をするものであります。

9目総務費国庫補助金、先導的官民連携支援事業補助金1,300万円の増額も同じく補助金の内示を受けて補正をするものであります。

7ページ、17款1項基金繰入金では、財政調整基金から3,934万9,000円、ふるさと白馬村を応援する基金から453万6,000円を送り入れるものです。

8ページ、19款4項1目雑入では、二酸化炭素排出抑制対策事業に係る交付金として500万円、地方創生推進交付金事業に係る負担金として5,000万円を増額するものです。

9ページ、歳出明細をごらんください。

2款1項6目企画一般事業1,847万8,000円の増額は、先導的官民連携支援事業補助金を活用した、官民連携による道の駅を核とした観光拠点整備に係る調査費用が主なものです。

10目地球温暖化対策事業500万円の増額は、二酸化炭素排出抑制対策事業に係る交付金を活用した二酸化炭素排出抑制対策に係る普及啓発事業であります。

10ページ、2款7項3目スキー大会推進事業800万円の増額は、2018年2月3日から

開催されるノルディックコンバインドワールドカップ白馬大会に係る負担金であります。

11ページ、6款1項2目平地観光施設管理事業466万2,000円の増額は地域おこし協力隊員を活用し、観光振興を図るための人件費及び活動費が主なものです。

12ページ、3目21観光戦略事業1億3,730万5,000円は地方創生推進交付金事業として「世界ナンバー1スノーリゾート」と「通年マウンテンリゾート」を見据えた観光促進事業としての市場ニーズ調査、白馬ルールの見直しなど実施のために採択された経費を増額補正をするものです。

4目観光安全浄化対事業では、八方第2ケルンの損壊による修復工事と八方公衆トイレ等排水修繕により629万4,000円の増額で、特定財源としてふるさと白馬村を応援する基金からの繰り入れとして453万6,000円を充てることとしております。

13ページ、7款2項3目村道改良国庫補助事業1,950万円の増額は、国庫補助事業費の内示によるものです。

お戻りをいただき、3ページをごらんください。

第2表地方債補正につきましては、村道改良国庫補助事業の補正に伴い限度額を変更しております。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第19 議案第34号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第19 議案第34号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 議案第34号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ45万2,000円を増額し、予算の総額を8,315万2,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合の電算処理システムの設定に誤りがあり、保険料の軽減判定が誤って行われました一部被保険者に対して支払う還付金を計上させていただくものであります。

始めに5ページの歳入明細をごらんください。

5款1項2目の還付金及び還付加算金45万2,000円を増額するもので、これは長野県広域高齢者医療広域連合から支払われるものであります。

次に6ページ、歳出明細をお願いします。

3款1項1目過年度還付金として歳入と同額の45万2,000円を増額をお願いしますのであります。

以上で説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第20 議案第35号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第20 議案第35号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 議案第35号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）につきましてご説明をいたします。

第2条として、当初予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を8,637万1,000円に改め、資本的支出の1款1項建設改良費に67万9,000円を追加、第3条として、当初予算第6条に定めました職員給与費に43万9,000円を追加するものです。今回の補正は4月1日付の職員の人事異動により人件費を増額するものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第33号から議案第35号までは、お手元に配付いたしました平成29年第2回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号から議案第35号までは、お手元に配付いたしました平成29年第2回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それ

ぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

これで本定例会第1日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日6月8日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、明日6月8日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時46分

平成29年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成29年6月8日（木）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

平成29年第2回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成29年6月8日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山 勇太郎	第7番	横田 孝穂
第2番	田中 麻乃	第8番	篠崎 久美子
第3番	太田 正治	第9番	太田 伸子
第4番	伊藤 まゆみ	第10番	田中 榮一
第5番	松本 喜美人	第11番	津滝 俊幸
第6番	加藤 亮輔	第12番	北澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川 正剛	副 村 長	太田 文敏
教 育 長	平林 豊	総務課長	吉田 久夫
参事兼税務課長	篠崎 孔一	観光課長	横山 秋一
生涯学習スポーツ課長	松澤 忠明	会計管理者・室長	田中 哲
建設課長	酒井 洋	農政課長	太田 洋一
健康福祉課長	窪田 高枝	上下水道課長	山岸 茂幸
住民課長	矢口 俊樹	教育課長兼子育て支援課長	田中 克俊
総務課長補佐兼総務係長	下川 浩毅		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸 俊幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成29年第2回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2号の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は7名です。本日は、うち4名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内の再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第9番太田伸子議員の一般質問を許します。第9番太田伸子議員。

9番（太田伸子君） 9番太田伸子でございます。

白馬村議会議員一般選挙後の初めての議会であり、私にとっては3期目の第一歩を歩み始める議会でもあります。さきの選挙戦を通じて村民の皆様にお約束した事柄の実現に向けて、緊張感を持って行政と対峙してまいりたいと考えています。

さて、村長ご自身は、この8月6日で1期目の最後の1年となります。掲げられました数々の公約の総仕上げの年でもありますので、これからの取り組み状況や、その財源確保の考え方についてお伺いいたしますので、村長ご自身のお考えを、わかりやすくご自身のお言葉でご答弁いただきますようお願い申し上げます。

通告に従いまして、大きく土地改良事業について、2番目に行政組織改正についてをお伺いいたします。

まず1番目に、白馬村北城南部地区圃場整備事業について、これは村長が掲げられました優良農地の確保と新しい農業への前進としての未整備の中部地区に圃場整備を推進し、優良農地を確保しますとの公約でありますので、その取り組みについてお伺いいたします。

1番目に、圃場整備事業の対象条件と現在の進捗状況を伺います。

2番目に、事業費の負担割合で農業経営高度化促進事業（促進費）といわれていますが、それを受けるための条件を伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田伸子議員から、一般質問、土地改良事業について、そしてまた、行政組織の改正についてということで事前に通告されておりますので、通告に従って答弁をしてみたいというふうに思っております。

まず始めに、1つ目の質問であります。圃場整備事業の対象条件と現在の進捗状況についてのご質問につきましてお答えをいたします。

今回の圃場整備の目的であります。北城南部地区は法人を中心とした担い手への農地集積を進めておりますが、圃場が未整備のため狭小で不整形な農地が多く、農道の幅員も狭いため、大型機械の導入が進まず水路も未整備であり、日常管理にも苦慮している地区であります。今回の事業により水田の汎用化及び区画拡大を行い、耕作者の高齢化や後継者不足により遊休化のおそれのある農地を担い手に集積、集約化し、生産効率を高めることを目的としております。

後にも申し上げますが、国策でもあります担い手への集約や集約化を行うことにより、財政的にも非常に有利に事業を展開することが可能となっております。

ご質問の圃場整備事業の中山間地域の対象条件につきましては2つございます。1つ目として、受益面積が10ヘクタール以上であること、2つ目として、担い手農地利用集積率が増加することです。

北城南部地区の整備予定面積は、現在のところ47.2ヘクタールであり、1つ目の10ヘクタール以上であることの条件はクリアとなっております。

2つ目の条件として、担い手農地利用集積率が増加することと説明させていただきましたが、詳しく申し上げますと、事業採択時の担い手農地利用集積率に応じて条件が変わってまいります。北城南部地区の現在の担い手農地利用集積率は65%であり、この農地の条件として、事業完了時に担い手農地利用集積率が5%の増加となっていれば、クリアとなります。5%と申しますと、当地区では2.4ヘクタールの面積増となればよいということとなり、事前にいただいておりますアンケートの回答によると、現在、自作を行なっているが担い手に任せているという方も10%ほどおり、条件は十分にクリアとなる見込みであります。

次に、現在の進捗状況であります。震災前まで地区説明会を二度実施しており、平成26年9月10日、平成26年10月14日には、制度概要について長野県の担当者から説明をいただきました。しかし、説明会後の神城断層地震発生により、事業を一時中断せざるを得ない状況となりました。震災後の平成27年9月に改めて地権者へのアンケート調査を行い、圃場整備事業を行うことに約8割の方の賛成をいただいたことにより、事業が本格始動となっております。

平成28年10月に現地踏査調査を行い、北城南部地区推進協議会を設立し、平成29年2月には、第3回目となる説明会を実施しております。この説明会では、3日間、3会場で行いました。その後、圃場整備範囲などを決めていくことに必要となる意向調査を実施をし、現在は国への事業採択に向けて書類作成を行なっているところであります。今年度の計画は、換地計画案の策定及び圃場整備地区内の皆様に事業参加の同意を得るまでを予定しております。

2つ目の農業経営高度化促進事業を受けるための条件についてのご質問ですが、今回、交付を受ける対象としたい事業は、農業経営高度化促進事業の中の中心経営体農地集積促進事業であります。この事業は、担い手への集積及び集約を行うと、最大、事業費の12.5%の促進費を交付を受けられる制度であります。この事業を受けることができる条件と受けることのできる割合は、圃場整備後の担い手への集積率に応じて変化し、集積率が55%から65%未満は6.5%、65%から75%未満は8.5%、75%から85%未満は10.5%、85%以上とすると最大12.5%の交付を受けることができますが、この中には白馬村の負担分も17.5%含んでおります。

現在、想定されている事業費は12億円であり、補助割合は国55%、県27.5%、地元負担17%であります。地元17%のうち、今までの圃場整備の負担割合で申しますと、白馬村の負担割合は10%でありましたが、促進費12.5%の交付を受けられるということになりますと、促進費の中には白馬村負担分も含まれておりますので、計算しますと、白馬村分の負担割合は7%弱で済むということとなります。財源的にも大変有利に事業を進めることができることとなってまいります。

今回の北城南部地区の整備については、有利な条件となる制度を模索し事業を展開をしております。今後も常にアンテナを高くし、北アルプス地域振興局などの連携を深め事業推進をしてまいりますというふうに考えております。

1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

9番（太田伸子君） 国策でもあり、大変有利なこの圃場整備であると考えます。ぜひ推進していただきたいと思いますと思いますが、先ほどの村長のご答弁の中で、村の負担というのは田んぼを持っておられる地権者の方々の負担というものはあるのでしょうか。

今回の選挙中、大勢の村民の皆様から、この圃場整備は、おらたち地元村民というか、地権者の負担はなくてできるというふうなお話をされていることを大勢聞きました。そのような事業であるのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど答弁をしたとおりであります。今から三十数年前、神城地区、そしてまた北城の地区でも、圃場整備をした経過がございます。ご存じのとおり、神城地区のこの整

備のときには、約30%、二十七、八%の負担金を30年間払い続けてきたというような、そういった歴史があるわけでございますけれども、先ほど言われたように、今の国策で集約することによって、ほとんどと、また詳しい話は担当課長のほうから説明をさせますが、非常に有利な事業であるというふうに思っております。

当時の三十数年前の話をしていただきましたけれども、そのときには非常に厳しい状況の中で地元の地権者が負担をさせていただいた、そういったことから見ると、非常に有利だというふうに認識をしております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 太田農政課長。

農政課長（太田洋一君） ただいま村長の答弁にありましたとおり、集積することによって負担割合が変わってきます。ですので、担当課といたしましては、できるだけ集積するように事業に努めていきたいと思っておりますし、そういった地権者の方にも、そういった説明をしながら協力を得ていきたいと考えております。

ただ、説明会におきましては、自己負担が全くないというような説明はしておりません。実際のところ、一時的に事業費を立替しなければならないという状況が発生してきますので、そういった利息につきましては受益者の負担となる旨は、説明会ではしております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

9番（太田伸子君） 説明会というのは、地権者が出て、聞いていくと思います。どうしても地権者には有利なように、自分に有利なように、いいように受けとめられているところ、最終的に地元負担がなくなるような有利な事業であっても、こことこことは負担しなければいけませんよというふうな説明もしっかりとしていただかないと、今、課長がおっしゃったように、大体総工費が12億円ということは、工期があると思うんですけれども、そのときの事業費の立替の利息というものは発生する。その利息は地権者が払うのかどうかということは、しっかりと説明されているのでしょうか。

まず、この事業の工期を教えてくださいたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田農政課長。

農政課長（太田洋一君） 工期につきましては、今年度、採択に向けての申請を行います。それで採択されれば、実際に工事に取りかかるのは31年度からとなりまして、一気にというわけにはいきませんので順次になりますけれども、平成36年の完了を目指しているところであります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

9番（太田伸子君） 今伺いましたら、大体5年ぐらいはかかるというふうに考えます。12億円のを5年間でというと大体2億強になると思うんですけれども、先ほどおっしゃいました事業は、1期終わるごとに精算になっていくのではないかと。補助金というのは、精算が終わったも

のを全て上に上げておいてくるというところで、事業費のその立替分は村が立てかえをするのでしょうか。村が立替で、その利息も村がやるということですか。もう一度お聞きいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田農政課長。

農政課長（太田洋一君） 今までの神城圃場の関係では、借り入れを起して土地改良区という形の中でしていると思います。今回の北城南部地域につきましては、やり方についてはまだそこまで決定しておりませんが、その辺はまたご相談させていただきながら詰めさせていただきたいと思っています。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

9番（太田伸子君） 今、土地改良区のお話が出ていたんですけれども、この事業主体は多分村だと思うんです。それで、今回、圃場整備をされる地区は土地改良区の中に入っている平川幹排でしたっけ。神城圃場区、また飯森圃場区、平川幹排という——ごめんなさい、土地改良区は3つの事業を行なっていると思います。それで、神城地区、飯森地区、平川幹排は各事業を行なっていて、その各事業に応じて受益者の負担金を支出していると思うんですけれども、今回の圃場地区は平川幹排の事業になると思うんですけれども、その辺の負担金のお話というのはされているのでしょうか、土地改良区の中で。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田農政課長。

農政課長（太田洋一君） 今回の事業につきましては、平川幹排とはまた別になろうかと思っています。ですので、実際の圃場整備関係のまた関係というくくりの中でのなるとしています。

土地改良区の中では、そういった話もありますけれども、実際にまだ詰めていくのはこれからになります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

9番（太田伸子君） まだ話し合いがされていない、それから平川幹排とは違うところでの事業になるというご説明です。先ほど村長がおっしゃったように、神城地区は長い年数、圃場整備を行なって負担金を払ってまいりました。それは国の苦策というか、国の制度が違ったので、当時としては1番いい方法で圃場整備をされてきて、支払われてきています。

今回、国の制度が変わって有利な制度ができた。そこで、この中部地区のみが、またこういう個人負担が少なくなるというところは、また公平感のあるべき対応をぜひお願いしてまいりたいと思います。村長はどのようにお考えになりますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど神城の圃場整備、二十数%というお話もしました。神城ばかりじゃなくて、私の集落の向田地区もそうであります。二十数%、27%くらい負担金を払って圃場整備をしていただいたということですが、今こういった農業情勢が非常に遊休農地がふえているというような状況の中で、担い手もない、後継者もないというようなことで、苦策として、

なるべく遊休農地をふやさないという、そういった思いで、国のほうでもそういったことをしながら、今、圃場整備をしているわけであります。

当時は白馬村でも、いろいろなところで、その我々のやった後に圃場整備をしていた地区も多数あります。深空地区もそうでありますし、塩島地区もそうでありますし、中山間地というような形の中で、そういった施策にだんだん変わってきて、地主の負担がなるべく少ないようにというように、最近では5%地主が負担をして、中山間地という形で圃場整備をしたケースが塩島もありますし、それから深空もそういったことでして、そういったような中で、また、今現在はそういった形の中で集約化することによって、さらに負担が少ないということで農業農地を遊休地の農地をふやさないという、そんな国策がありますので、そういったところに手を挙げて、何とかこのすばらしい白馬の景観の1つに、この水田風景というものは非常に我々白馬の観光地としても重要なウエートを持っているというふうに思っておりますので、ぜひこの制度を使って進めてまいりたいと。

そしてまた、中部地区、南部地区とかではありません。北部地区からもぜひやりたいという、そういった声も上がっている地区では、協議会をつくって説明会も開き、行政でも説明に行った経過があるわけでありますけれども、この辺は何とか詰めてまいりたい、そんな思いであります。以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

9番（太田伸子君） 村長の公約にも農業のことは掲げられていますし、神城断層地震のときも、いち早く農地は村費で全面改良されるという、農業をやってない者から見れば農業は優遇されているなというふうに思っている村民もおります。しかし、国策として、今、村長がおっしゃられたように、農業のほうも担い手に任せて大きくしていきたいというところ、それは白馬村も同じだと思いますので、ぜひ有利なそういう補助金、交付金があるようでしたら、アンテナを高くして進めていっていただきたいと思います。

ただ、後継者がいないのは農業だけでなく、いろいろな産業でもありますので、その辺も幅広く行政は見ていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次に、行政組織改正についてお伺いたします。

行政組織改革について、これも公約で挙げられました行政組織の活性化への前進の中で、地域からの政策提言だけでなく、今まで行政に届かなかった住民の声を必ず行政に生かしますとしています。今年度より教育委員会が3課制に改正されました。子育て支援、教育に関することが一体となって、住民の声を聞きながら進められることに、大いに期待を込めてお伺いたします。

1番目に、子育て支援課が増設され、スポーツ課が生涯学習スポーツ課と改められていますが、その各課の事業内容を伺います。

2番目に、今年度の大型事業の1つに、学校給食施設の建設が計画されています。現在の進捗

状況をお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田伸子議員の2つ目の質問でございますが、行政組織の改正について質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

1点目の組織改正の部分と2点目の学校給食施設の進捗状況について答弁をさせていただきますが、なお、1点目の各課の事業内容につきましては教育長より答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

1点目の今回の組織改正のポイントについてご説明をさせていただきますと、1番のポイントは、子どもに関するセクションを教育委員会部局に一元化したことにあります。ご承知のとおり、子育てや教育に対するニーズは多様化、高度化し、発達障がいなどの相談と支援の強化、幼保、小中高連携、学校教育のICT化などの新たな課題への対応、不登校への対策、青少年健全育成の充実など、さまざまな課題に対する専門性の強化と、関係者の連携の重要性が一層高まっているところであります。

これらの課題を克服するために、従来の日常の延長線上での対策では不十分であり、思い切った組織改革が必要と考え、子どもに関するセクションを教育委員会に一元化をし、多様な人材の連携とネットワークを強化し、新たな時代に対応できる体制を構築したものであります。

また、この一元化により、子どもの育ちと大人の学びの充実を一体的に展開できるメリットも生まれてまいります。

2点目の学校給食施設建設の進捗状況に関する質問についてであります。議会開会の挨拶でも申し上げましたとおり、給食センターの建設は、本年度予算の目玉といえる大規模事業であります。

しかしながら、まず始めにお断りしておかななくてはならないことがあります。この給食施設の発注に際しましては、現時点は入札前の状況であるということでもあります。よって、予算額以外の詳細な設計金額に関する事項や施設の詳細な設計図面等に関する事項は、入札前において公開できないこともあろうかと思えます。太田議員始め、村民の皆様におかれましても、この点をしんしゃくしていただきますよう、あらかじめお願いを申し上げますところでもあります。

さて、進捗状況であります。現時点で実施設計の納品を終え、庁内においておおむね設計図書の精査が終了したところであります。

施工に関しましては、この3月定例会において、白馬村建設業組合の皆さんからの陳情をご採択いただいているところであります。村といたしましたも、この採択の趣旨を尊重をし、村の例規、一般競争入札実施要領にのっとり、この5月末には村に指名願のある村内建築業組合の組合員を中心に、特定JVの届け出について予備指名を実施をし、数社の届け出があったというふう聞いております。この届け出を受けて、現在は内容審査を経て、業者選定委員会において業

者選定を実施している状態であるというふうに把握をしております。

この後は業者選定を得て、各JVに対して指名通知を送信をし、図渡し及び質問回答期間及び建設業法施行例に規定される積算期間を経て、おおむね7月下旬をめどに入札を実施をする予定であります。

なお、予算額を主体に考えれば、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例に該当する仮契約に関する案件になろうかと思っておりますので、7月下旬以降の臨時会を見据え、着工準備を考えると、8月中旬以降の着工となり、年内には建て方まで終了するものと想定をしております。来年3月末の完成を目標に事業を進めているところであります。

しかしながら、近年の白馬村においては、スキーシーズン当初の雪不足や冬期の集中的な豪雪など、気まぐれな気象条件に公共事業が影響を受けることも少なくありません。今後、事業を進める中でそのような事態が発生した場合には、議会の皆様を含めて事業工期についても相談しなければならぬというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

一方、国の補助金につきましては、文部科学省所管事業である学校施設環境改善交付金を活用しながら事業を進めるべく、昨年度末より各所に対して要望活動を行いながら、担当課では補助申請に当たっての施設規模、児童生徒数による補助対象額を積算をし、交付申請に先立って事業採択の申請を実施をしたところであります。

このように地道ではありますが、各所の努力の成果が実り、非常に狭き門と言われていたのですが、先ほど申し上げました給食施設の補助事業を要望ベースで満額採択をしていただきました。これについては、この4月20日に内示の速報が関係各所よりあり、先月20日に県教育委員会中信教育事務所経由により、正式に書面によった内定を受けたところであります。

なお、正式な交付決定については、この6月1日付文書にて交付決定を受けたところであります。先ほど述べました発注スケジュールにのっとり事務を進めているところであります。

参考までに、内定額といたしましては、事務費を含めて約6,800万円ということで報告を受けております。詳細な金額については、本議会の補正予算案において計上してございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 平林教育長。

教育長（平林 豊君） 教育委員会事務局3課の事業内容につきまして、私からお答えいたします。

まず、教育課では、学校教育に関する各種事務、学校に関する人事と施設管理、学校給食、総合教育会議、教育委員会の各種事務に関する事業を実施をしております。

今回、生涯学習、社会教育、公民館、文化財等に関する事務が生涯学習スポーツ課に移管され、教育課は3名の職員で事務を行っております。しかし、課長と係長が子育て支援課と兼務しておりますので、実質2名のマンパワーとなっております。

本年度の運営方針としましては、第5次総合計画の体系に基づき、「学びあい育てあう村づくり」の大分類のもと、教育振興基本計画の策定、小学校における信州型コミュニティスクールの推進、通級指導教室の環境づくりを大きな目標に掲げております。

子育て支援課では、子育て支援に関する施策、児童虐待、要保護児童協議会、少子化対策、児童手当と児童扶養手当に関する事務、保育園、子育て支援ルーム、放課後児童クラブ、子育て相談支援センターの運営と、それに関する各種事務に関する事業を実施しております。

保育園等の機関がありますので職員数は40名になりますが、子育て支援係としましては、教育相談員を含め4名、課長と係長が教育課を兼務していることから、マンパワーとしては3名の体制であります。

運営方針としましては、「支え合う福祉と健康の村づくり」の総合計画の大分類のもと、子育てに関する情報発信と窓口の充実、子ども・子育て支援事業計画の点検と評価の実施、しろうま保育園への外部評価制度の導入を大きな目標に掲げております。

生涯学習スポーツ課生涯学習係は、図書館の設置、維持管理、運営、青少年育成、公民館事業、文化財の保護、伝統的建造物群保存事業等に関する事業を行い、スポーツ振興係は、体育施設及びオリンピック関連施設の維持管理、運営、各種大会等に関する事務を行っております。

生涯学習事業がふえたにもかかわらず、体協の臨時職員を含め、昨年と同様、7名の職員で各種事業を実施に当たっているところであります。

運営方針としましては、「自然との生きかたと受け継ぐ村づくり」、「生涯にわたりスポーツに親しむ村づくり」、「学びあい育てあう村づくり」の総合計画の大分類のもと、神城断層地震に伴う撓曲の保護、社会教育・社会体育の充実と村民がスポーツ等を通じて健康で長生きできる村づくり、白馬村図書館整備を目標に掲げて、事業を展開しているところであります。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

9番（太田伸子君） 教育委員会で3課制となって、子育て支援ができた。とても期待をしておりました。ところが、4月の人事の発表のときには、教育課、子育て支援課の課長、係長までが兼務という、そして今、教育長からのお話であります。教育課、子育て支援課の業務は大変膨大であります。そして、その担当されている方が3名と4名、7名で、これだけのことをされている。また、前年度との引き継ぎなどもスムーズに行われたのか、とても疑問に思っています。

今回、このようにせっかく3課制として分けたにもかかわらず、教育課、子育て支援課の課長、係長までが兼務というのは、どのようにお考えになっての人事配置なのか、村長にお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田議員が言われるとおり、兼務だということに対しましては、非常に私も

同感でありますけれども、どうしてもマンパワーが足りないというようなことで、今こんな形でいるわけでありまして、何とか兼務でなくてという、そんな思いはあるわけでありまして、今現状のところは、そんなことをご理解をいただきたいと思っておりますし、それから、子育て支援センターのほうも、前の幅下先生にかわる人も配置をしながら、今取り組んでいるということでもあります。

いろいろ課題は山積はしておりますけれども、一本化したその効果があらわれるような、そういったことを取り組んでまいりたいというふうに思っておりますが、現状のところは、まことにマンパワー不足というようなことをご迷惑をかけているというのが現状であります。何とかいい方向に一步でも進むような、そんな方向を考えておりますが、よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

9番（太田伸子君） 分けられてって変な言い方ですけども、子育て支援課ができて、とてもいいことだなというふうに思っています。先ほど村長がおっしゃった多くの課題、それを解決するためにも、子育て支援課をつくったということは素晴らしいことだと思っております。ただ、いかんせんマンパワーが足りない。それでは、マンパワーが足りるような努力をしていただきたいと思っております。

職員の募集においても、嘱託とか臨時とか、いろいろ今も募集されているようですが、やはり村の正職員というものが足りないのではないかと。どうしても嘱託の方、また臨時の方というのは不安定であります。1年ごとの契約とか、そういうことではなくて、ぜひ白馬村の職員になって、この子育て、またはいろいろなところの業務に当たりたいというふうな魅力的な行政にしていっていただきたいなというふうに、応募が多くあって困るというぐらいになるように、ぜひお願いしていききたいと思います。

それでは、昨年度、しろま保育園の未満児の入園希望が大変多くあり、多くの待機児童が生まれました。いろいろ教室などを工夫していただいて、定員よりも多くとっていただいたように思っております。子育て支援課のこの、しろま保育園のことに関しましては、ほかの同僚議員も聞いておりますので、そこで詳しくお話していただきたいと思っておりますが、1つだけ、基本的に、本年度はどのような募集を考えておられるのかお聞きしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中教育課長。

教育課長兼子育て支援課長（田中克俊君） ただいまのご質問ですけども、今年度の募集といたしますか、今年度の運用というご質問だと解釈をしてお答えをさせていただきます。

今年度に向けて、今までの年少3クラスあったわけですけども、この1クラスを未満児の教室に充てた、また、それに見合った保育士を増員した、そういうことによりまして、昨年度は未満児の受け入れが37名にとどまっていたところなんですけれども、現在のところ一番ふえてくる冬期については、51名を受け入れる準備ができております。

ただ、この51名というのも、ゼロ歳、1歳、2歳と、それぞれの枠がございますので、ぴったり51名全てを受け入れるということにはならないですけれども、一応今そんな準備はしているところでございます。

この冬の受け入れに関しましては、10月ないし11月には冬に向けての入所判定委員会を開き、保育が必要な方から順に入れていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

9番（太田伸子君） それでは、生涯学習スポーツ課において、先ほどもたくさんの事業がある中で、現在7名、たしか募集もされていると思いますが、任用されております。広範囲になっていきますが、今の人員で十分に事業が行われているのか、課長にお聞きいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤生涯学習スポーツ課長。

生涯学習スポーツ課長（松澤忠明君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

人数的には、スポーツ課は昨年度国体等がありましたけれども、私を含め6名で対応をさせていただいております。それがスポーツ部門は4名ということになっておりますけれども、2年、3年と経過した職員になりましたので、そういう部分を含めて考えております。

それから、予算のほうでも計上させていただいておりますけれども、臨時職員を募集したいということで、現在募集をし、面接をするという状況でございます。いい方をぜひ採用させていただく中で、臨時の職員の賃金をまずお認めいただいて、その上でスタッフとしてお入りをいただく優秀な方をお招きして、チームワークを整えて進めていきたい。

社会教育の関係のお二人も、でき得る限りご協力をいただくということで、お話し合いを進めて課の中では実施しておりますので、今後、ワールドカップに向けても大きな大会となりますけれども、ぜひ、十分皆さんに喜んでいただける大会を開ける課として頑張っていきたいというふうに、課員一同目標としておりますので、よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

9番（太田伸子君） スポーツ課だけではなく、この生涯学習というところが入ってきていて大変大きくなってきている。大変なことだと思います。

先日の日曜日ですけれども、村内でスポーツ祭が行われ、公民館、各区の皆さんが協力をしてスポーツ祭を盛り上げたつもりであります。朝の広報で、急に特定検診の募集をされておりました。各地区において、スポーツ祭みんなで盛り上げようと言っているところで、そのように行政の中で2つの事業がいろいろと行われるというようなことがないように、村の中で行事を行うときは、村が一つになって行事を進めていこうじゃないかというふうに持っていただきたいと思います。

（発言する声あり）

9 番（太田伸子君） 村長、ご存じじゃなかったんですか。

また、そういうところも、課長会議とかで横の連絡を密にさせていただいて行なっていってほしいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

昨日の村長のご挨拶でも触れられましたけれども、今回、白馬中学の先生による不祥事は大変残念な事件であります。インターネットでは大変残酷な言葉が飛び交っています。事情の把握が十分でなくても、ああいうふうにいろいろな言葉が飛び交うのだなというふうに、私はとても今回体験してみて恐ろしいことだと思っています。

また、中学生の中でも、一般の中学生の子どもたちにも目に触れています。その記事というか書き込みというのか言葉を見て、大変ショックを受けている子どもたちもおります。ぜひ、その子どもたちのケアも必要と考えます。そこで教育長に、その対処の方法をお考えか、またお聞きいたします。

それと、当該教諭の手を出してしまったことというのは、もう致命的であります。ふだんは穏やかで生徒たちにも慕われていたと聞いています。保護者の皆様も、先生に対して非難的な言葉というのも、そんなに聞かれていません。

今年度、1年生が2クラス、2年生も2クラスになり、先生の数も4人減ったと聞いています。先生方の負担も大きくなっていただけないかと思いますが、教育長、どのようにお考えでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林 豊君） 現在、スクールカウンセラーによる生徒の心のケアに当たっているところであります。心の問題につきましても、不安、抑鬱、恐怖といった、いわゆる心の悩みがあらわれるだけでなく、さまざまな体の問題や心の問題、さぼり、無気力、集中力の低下、不眠などとしてあらわれてくるそうでもあります。カウンセラーによる心のケアだけではなく、親が子どもの心に寄り添い、話を聞いていただくことも必要かと思っております。

特にふだんから心身の調子が悪かった生徒とか、学校の悩みを抱えていた生徒、家庭問題があった生徒は、特に注意して様子を見ていく必要があるかと思っております。

学校がいち早く安心できる安全な場所になるため、学校全体で現在取り組んでいるところであります。

教員に対しての負担は多少なりともあったかもしれません。普通であればチーム学校という形の中で、組織でいろいろ考えている教諭がいれば、それを補っていく体制づくりも必要かなと思っております。それらを含めた中で、これから白馬中学校がどういう形になっていくかは、これから学校、特に校長先生、教頭先生と打ち合わせする中で取り組んでいきたいと思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は、答弁も含め、あと9分です。

質問ありませんか。太田議員。

9番（太田伸子君） ぜひ、今まで何でもなかった子どもでも難しい年ごろでありますので、ケアをよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、先生方の負担も、これでまた今の先生はお休みになっている。また1人減っているわけでもありますので、その辺のところも、ぜひ考えていっていただきたいと思ひます。

今、中学の先生の話で、中学の先生が4名、今5名になりますが、減って、負担も多いのではないか。これは行政においても先ほどのマンパワーが足りない、行政の職員の皆さんにいろいろと負担をかけているのではないか、行政の皆さんが負担になっているところがあるのではないかと思ひております。

ぜひ一つ一つの事業がしっかりとできるように、村長、今回の事件を踏まえて、この庁内、先ほど教育長がチーム学校とおっしゃいましたが、このチーム白馬、行政の白馬です、言っているのは、この役場の中のチームという考え方を、ぜひもう一度考えていただきたいと思ひます。先ほど言いましたように、こちらで事業をやっている課と、こちらでやっている事業の課が重なるようなことがないような、その辺のところは、村長、どういうふうにお考えになりますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今の太田伸子議員のご意見、全くそのとおりであります、白馬村、ご承知のように、非常にいろいろな行事というか、いろいろな部門で行事が重なるというような状況もあります。そんな中で、今言われたようなことなるべくないような、そういった形でやりたいと思ひますけれども、いろいろ村で計画していること、そしてまた民間で計画したこと、そういったことがどうしても一緒になってきちゃうという、そういった部分はありますけれども、そんなことのないように、できるだけ調整ができればというふうと思ひております。

課長会議等でも、この日程表を作成するわけでもありますけれども、そこら辺でそういったことが合致しないような、そういった取り組みも進めてまいりたい。

そしてまた、今言われたこととちょっと関連するわけでもありますけれども、特に白馬村はいろいろな方々から、メディアを通じて行政が知らないところで取材に来て取材をしている。非常にありがたい。もう白馬村をPRしていただいていることには、非常にありがたいわけでもありますけれども、ただ、一職員、一課が知っているじゃなくて、そういったことは、ぜひ村民宛てにも、こういう放映があるよというようなことを周知をすることによって、皆さんが、ああ、こういうことを村ではやっているんだというような、そういったことは非常に私は大事だというようなことで、課長会議でもいろいろなことがあったら、ぜひメディアを使ったり、それから村民向けにPRしていくようなことは非常に大事だということを、私も常々思ひておりますし、そんなことを課長会議でも指示をしているところであります。

いずれにいたしましても、できるだけダブらないような、そういったことをしていきたいわけ

でありますけれども、先ほど言ったような白馬村は非常に大きな大勢のメディアから取り上げられている、そういった中でそんなこともあるかと思えますけれども、できるだけ、そんなことのないように調整をしてみたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

9番（太田伸子君） 白馬村は私たちが思っている以上に、日本の中でもいろいろと注目されています。今回の不祥事においても、こんなに早く大きな事柄になってしまう。そこは私たちも肝に銘じて、みんなでいいことを発信していければいいと思います。

塩の道祭りで大勢の方がお見えになり、村長はりりしいお姿で、代官姿でいらっしゃいました。ぜひ、いろいろ白馬村を訪れる皆様にも、こういう白馬村、明るい白馬村になっていただくように、行政の方々とも一緒に進んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

これで私の一般質問終わります。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第9番太田伸子議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時05分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第8番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第8番篠崎久美子議員。

8番（篠崎久美子君） 8番篠崎久美子でございます。

本年4月の選挙におきまして、新たに4年間の任期を頂戴いたしました。初心に戻り、なおかつ経験を生かしながら、日々誠意を持ちまして村民の負託に応えてまいりたいと思います。誰もが最後まで心豊かに暮らせる村づくりに、少しでも寄与できたらと思うところでございます。

本日は、通告に従いまして、3つの内容に分けて質問をさせていただきます。

まず、始めに、観光推進事業と観光局につきまして、2番目に信州型コミュニティスクール、通級指導教室などにつきまして、3番目に外来植物の状況と対策につきまして、以上3点についてをお伺いしたいと思います。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず、最初に、観光推進事業と観光局についてでございます。

地方創生推進交付金対象事業といたしまして、このたび白馬村の世界ナンバー1のスキーリゾート、通年マウンテンリゾートを見据えた観光推進事業が認められました。これらを含め、各種観光事業の取り組みに当たりましては、白馬村といたしましては、世界水準の山岳リゾートを意識し、なおかつ、地域の将来につながっていくことが求められていると思います。そこで、以下についてお伺いをいたします。

地方創生対象事業の内容と、その目指す効果、予算の組み立てについてお伺いをいたします。

また、この事業推進におきまして、観光局の担う役割をお伺いします。観光局は、DMO候補法人として1年目であり、将来に向けて地域経営、地域づくりを担う機関として期待されておりますが、局そのものの今後については、財源も含めどのように考え、運営していく予定であるかをお伺いいたします。

以上、お願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 篠崎議員の質問に対して、通告に対して答弁をさせていただきます。

観光推進事業と観光局について、「世界ナンバー1スノーリゾート」と「通年マウンテンリゾート」を見据えた観光促進事業に関して、3つの項目の質問をいただいておりますが、1点目と2点目については、答弁をさせていただきますが、3点目につきましては観光局の代表理事より答弁をさせますので、よろしくお伺いいたします。

1点目の地方創生事業の内容と目指す効果及び予算の組み立てについてであります。この事業は地方創生推進交付金事業の追加事業として申請を行なったものであります。先月、国からの事業内示を受け、今議会への補正予算提案となりました。

予算総額は1億3,650万円、このうち5,000万円が国の推進交付金、5,000万円をFWT大会事務局からの負担金、残り3,650万円を一般財源としております。一般財源分につきましては、地方交付税等に算入をされることとなっております。

国内スキー人口の減少により村の日本人スキー客が100万人を割り込む中、海外からのスキー客は増加傾向にあります。白馬村はそのほとんどがオーストラリアからのスキー客であります。オーストラリアのスキーマーケットは45万人と、ヨーロッパの6,000万人とは100分の1以下の規模であります。

現在、ヨーロッパマーケットからの白馬村のスキー客はかなり少ない状況であり、急成長が予想されるアジアからのスキー客も、取り込めていない状況であります。

また、観光客入り込み数はスノーシーズンである1月から3月に集中をしており、リーサスのデータによると、最大が2月で2万157人なのに対し、最少が11月で7,524人と、ピーク月の3分の1と、大きな格差があります。それにより、冬場だけ営業する宿泊施設や飲食店等も多く、観光業の生産性が上がらない大きな要因となっていることは否定できません。

このため、ヨーロッパで愛好者のふえているバックカントリースキーを白馬村で楽しむためのルールづくり、人材育成、安全管理体制の構築、民間事業者の理解醸成などの環境整備を行い、ヨーロッパマーケットの興味を引きつけるための、そのシンボルとしてのバックカントリースキー国際大会の誘致を行うものです。バックカントリースキー国際大会の開催には、中国が高い関心を示しており、誘致にも動いております。このため、中国にバックカントリースキーのアジアトップのポジションをとられると、白馬のみならず、日本全体の外国人スキー客にも大きな影響

が出ると予測をされております。

また、観光の通年の均衡化を目指す中で、グリーンシーズンに楽しめるアクティビティとして、トレイルランニングやマウンテンバイクを楽しめる環境整備、コースの造成・策定、案内表示整備、サービス提供事業者の誘致、マーケティング、プロモーションなどを実施をし、グリーンシーズンの白馬の魅力づくりと発信を行います。トレイルランニングは国内に現在約70万人の愛好者がおり、潜在層を含めると130万人以上のマーケットがあり、拡大傾向にあります。また、マウンテンバイクは国内で35の大会が開催をされており、愛好者も増加傾向にあり、海外でも特にヨーロッパでの人気は拡大をしており、直近3年間の大会数は420大会から580大会に増加をしており、新規開催の大半はヨーロッパで開催をされております。

既にオーストラリアのプロトレイルビルダーによるマウンテンバイクコースの設計ができており、現状、国内ではプロトレイルビルダーが設計をしたマウンテンバイクコースがないため、コースが完成すれば国内唯一となりますし、2020年東京オリンピックのキャンプ会場の誘致についても有利になるというふうに考えております。

世界のスノーリゾートにおいて、グリーンシーズンの集客は共通課題となっていますし、観光事業の通年平準化を図ることで、観光事業者の収入や雇用の安定化につながることを期待をしているところであります。

2点目の、白馬村観光局の担う役割であります。白馬村観光局はマーケティング・プロモーションを主導するとともに、地元観光事業者をまとめ、地域の受け入れ態勢整備を進めるとともに、地域で稼ぐことにより白馬村の経済に貢献をします。

また、村外の民間事業者のノウハウを活用し、効果的で確実な事業推進を行い、村内観光事業者等をまとめ上げて、事業の推進に当たるものとしたします。人材育成の面については、白馬村観光局内で観光地経営の次世代のリーダー人材育成を行うとともに、村内で観光にかかわる観光事業者を始め幅広い村民に対して、安全講習会やワークショップなどを通じて啓発を行い、関連産業の起業や事業拡大、多角化を担う人材を育成をすることとしたします。

以上で私からの1点目の答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 続いて、観光局代表理事、太田副村長。

副村長（太田文敏君） 篠崎議員の第3点目の、観光局の運営等に関する事項に関する質問でございますが、本来は行政執行部の事項ではないわけですが、行政とは非常に密接な関係のある観光局のことでもありますし、私、太田が局の代表理事を仰せつかっているということもありまして、私のほうからお答え申し上げたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

白馬村観光局は、篠崎議員が質問のところで表現されているとおり、世界水準の山岳リゾートを意識しつつ、今後の白馬村の観光産業を推進していく使命を帯びています。これにつきましては、先ほどの村長の答弁のところでもございました。

今、高度に発達しましたICT関係が観光産業にも導入されて、インターネットによる宿泊施設の予約や飲食施設の予約などが、今や白馬村でも普通に行われる時代となってきました。それにキャッシュレス時代に突入して、もうかなりの年数が経過してしまっていて、白馬村でもその兆候があります。そういった観光を巡るビジネスの環境も、お客様の要望も、多様に激変している現代にあつては、観光推進においても変化に対応していかなければならないとされているところがあります。

観光局の今後についてですけれども、インバウンドだけでなく、国内のお客様も対象にした積極的な観光事業を推進していかなければなりません。まずは観光ブランドを確立して、それを発信することでありまして、効果的なイベントを行うことで白馬ブランドを構築して、それを国内外に情報発信していきます。

そして、今や観光はその自治体の総力戦というふうに言われていますが、地域の農業、歴史、文化、民俗、自然を含めた地域資源を総動員していく、そのためのシステムづくりと運営をしていくのが、観光局の使命だというふうに思っております。

白馬村観光局は、ことしの始め、日本版のDMOの候補法人に登録されました。具体的な観光の推進のための強力な機関として期待されるところでありますし、そうしていかなければならないというふうに思っています。

観光は、今やデータ収集やデータ分析、情報発信力、外国の航空路線関係者との交渉、外国の大使館や商務省や企業との商談会や会議などといった高度の処理能力を必要とする時代になってきました。マーケティングのことを知らなければできないことも多々あるようになってきました。そして、地域の観光の将来を的確に予想するために、知識とデータを蓄積し、分析していかなければならないというふうに思っております。

さて、大切なことは、財源の裏づけがなければ観光局は存在し得ないということです。今のところ、会員の増加を図っているところではありますが、積極的に増加の活動をしているところであるわけですが、第13期の状況ですが、会員の件数は22件の増加ということですが、廃業もかなり件数がありまして、思うように会員の数がふえていないというところもありまして、会員勧誘に努力しても、廃業が同じぐらいあるというような状況であります。このままでありますと、観光局は、3年後には財政的な問題で存在し得ない事態となる可能性があります。財源を見つける必要があつて、以前の観光局のような自主事業を興して財源とするというような手段をもって、その確保をする必要もあるというふうに思っています。

以上のように、企業と連携して事業展開しながら手数料を求めるといったことも含めて考えなければいけないというふうに思っております。さらに長野県内外の観光プロモーションボード的な組織の財政事情を研修して、また海外の観光局の財政事情も研究してみることも大切であり、今行なっているところでもあります。白馬村からの委託事業以外の事業運営について、今、観光局

内で検討しているところであります。

以上、篠崎議員の第3点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

8番（篠崎久美子君） まず、この地方創生推進交付金対象事業ですけれども、本年が1年目ということとなりますが、最終的には何年間という形で事業を考えていらっしゃるのか、そこをお伺いしてよろしいでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 国からの支援は3年間ということであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

8番（篠崎久美子君） 3年間ということでありまして、この地方創生推進事業交付金の目的そのものが、事業としては地方創生なわけなんです。白馬の場合は、通年での観光事業をきちんと構築し、それによって通年のビジネス、仕事をつくり出し、移住者を増加させ人口の安定を図っていくというのが、多分最終目的になってくる、これが交付金の性格であるはずなんです。

そのためには、この事業を今後につなげていかなければならないんですけれども、そのためには、事業に対して毎年、毎年きちんとした検証がなされていかないことには翌年につながりませんし、3年間の交付金の交付が終わった後に、どのようにしていくかということも、そういうきちんとした検証がなされない限りは、事業をやるのが目的化してしまっていて、本来の目的からずれてしまっていくということもあり得ます。

この検証については、どのようにお考えになって構築されていくのか。例えば地域への経済波及効果なんかにしますと、オーソドックスで言えば産業連関表のような活用もありますし、そのほか、今新しい方法が多分出てきていると思いますけれども、この事業の検証、つまり経済波及効果を具体的にどのように検証していくのかお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 篠崎議員さんの再質問、どのように検証するかということでもありますけれども、ことしの1月、年明けに行われたFWTの2スター、4スターの大会でもそうだったんですが、具体的には海外のメディアの協力を得て、いわゆるフェイスブック、それからツイッター等のいわゆる反応、リアクションの統計とか、それから動画ネット配信の視聴数と、そういったことをFWTベルビエの本部等の協力を得てまとめたところでもあります。ですので、そういった数値的なところを中心にまとめていきたいというふうに思っています。

ただ、経済的な、例えばいわゆる経済効果というところなんですけど、そこについてはこれから検討していかなければならないというふうに思っています。ですので、白馬村に対してどのくらいの経済効果があるかという、そういったところについてはこれからの話ということで、

前向きに努力していくところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

8番（篠崎久美子君） 反響を調べることも非常に大事です。大事ですが、地域の中にどれだけのこの例えばFWTのこれ総額多分5,000万円と5,000万円で1億円近いお金が入っていくわけなんですけれども、これが3年間続いていって、その先にどれだけの産業が動いて、どれだけの人が入ってきてという、その地域内の経済効果をきちんと確認する方法がやはり必要ですし、そのシステムを構築していくことこそが、観光局なり観光課に求められていることだと思います。これはもうずっと前から言われています。ただ事業をして終わってしまう、それだけではないように、ぜひお願いをしたいと思います。

そしてまた、先ほど観光局の担う役割の中では、この地域の事業者なり関係者などをまとめ上げて、こういった事業なりイベントを成功に導いていきたいというようなお話もありました。それには、この地域との意識の共有、あるいは共通した目的への理解ですね、これがないことにはできないわけなんです。例えば今回夏のメインイベントとして位置づけられております7月1日開催の夏フェスということで、今出始めてきておりますけれども、もう既に3週間を切っているわけなんです。まだ夏フェスの周知自体も、あるいは存在すらもなかなか浸透していない。地域の中に、開催はジャンプ台であることだそうですが、地元からは、この間、観光局の総会に出させていただきますと、イベントの運営に関してまだ説明不足ではないかということが、今の時点で出ているというような状況です。

一方、大町市で今開催中の北アルプス国際芸術祭ですが、これはアートの力で地域に活力をもたらそうという目的をしっかりと掲げ、約3年前から準備に入り、住民参画、住民とつくり上げる芸術祭であるということをうたいながら、市民との対話の中で準備をしてきたと聞いております。ボランティアも既に開催当日には500人が登録し、作品の制作には約630人が参加、前売り券は目標を1,000枚上回る1万3,000枚が売れていると聞いております。これは規模も内容も期間も違いますし、イベントの内容も全く違いますので、全く同じというわけではございませんけれども、この事業開催までの道のりというところは、この地域を巻き込み、住民に理解を得、行政も一体となってやっていくという、こういう道のりについては見習うべきところがあるのではないかと思います。これら地域の理解と協力を得る体制をもったイベントの企画運営ということについては、どのようにお考えになっているかお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 今の再質問の件なんです。おっしゃるとおり、地域の方々のお力添えというのが一番大切かというふうに思っています。特に、このご質問でFWTの関係につきましては、つい先ころも関係者にお集まりいただいて会議を持ったところなんです。この年明けのF

WTの2スター、4スターの前大会の経過を踏まえて、ぜひ地域の皆様のご協力をいただきたいということでお願いしたところです。

ただ、そのときには、いわゆる大会を行うところの付近の皆様ということで関係者の方々にお集まりいただいたわけなんです、今後につきましては、白馬村全体というふうに持っていきたいと思っています。その席上で地域の皆様のご協力をお願いしたいと、白馬のブランドづくりに欠かせないイベントであるということでお願いしたところでもあります。

それから、後段のAIMING HIGHの件につきましてですけれども、これは先ほど篠崎議員もおっしゃったように、大町市の北アルプス国際芸術祭とこのAIMING HIGHとはまたひとつ違うわけであるわけなんです、やはりおっしゃるとおり、地元の方々の関心が高いところが、そのイベントが成功するということは、プロモーターの方もおっしゃっているところでもあります。残り3週間ということであるわけなんです、東京を初め大都市圏、それから、もちろん地元もそうですが、積極的にこれから強力に詰めていきたいというふうに思っています。きょう、あした、また会議等が予定されておりますので、その点は十分申しつけていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 今、FWTのことが重点的に質問され、答弁されているわけでございますけれども、この関係につきましては、ご承知のように、白馬は非常にグリーンシーズンが弱いというようなことが今までも言われているわけであり、そんな中で、何とかこのグリーンシーズンにお客さんに来ていただいて、何とか活気をつけるためにというようなことで、非常にこの地方創生交付金につきましては狭き門という中を、何度も国のほうに行ったりなんかして、ようやく採択をされたというような状況であります。

その中でFWT、そして、また白馬でグリーンシーズン、トレイルラン、そして、またマウンテンバイク、そういったところに力を入れながら進めてまいりたいという、そういったことでもありますので、今、観光課長のほうから、その内容について説明をさせますけれども、非常に厳しい内閣府の承認をしてもらって採択されたということでもありますので、村といたしましても、本当にこのことをやることによってどういった効果があるのか。そして、また村民に対しても当然周知をしていかなければいけない。いろいろな意味で活性化しながら、そして検証しながら、これを進めてまいりたいというふうに思っておりますので、あと観光課長のほうから答弁させます。よろしくお願ひいたします。

議長（北澤禎二郎君） 横山観光課長。

観光課長（横山秋一君） 改めて申す部分があるにはないんですけれども、若干補足をさせていただきますと、この申請自体にKPIというものがうたわれておまして、目標値を設定しておまして、例えば観光客を毎年15万人ずつふやすとか、そういったものが厳しく設定されてお

りまして、それに向かって進まなければいけない。同様に、観光消費額についてもK P Iがうたわれております。そういった具体的な目標があるということも、一つこの事業の特徴かと考えております。

あと、もう一つの特徴としては、次につながる、いわゆる観光局がかなりの役割を担うわけですが、そのDMO候補法人として何より欠かせないのが、マーケティングであります。そのマーケティングにかかわる費用もこの申請内容に含まれているということ、グリーン期、バックカントリーの市場、ニーズ調査、いろいろな側面の調査が含まれているということで、それが今後の観光施策、局がDMOとしてとるべき方向性等を示していくということで、期待もしております。そういったことで見守っていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 篠崎議員。

8番（篠崎久美子君） ご丁寧な説明、ありがとうございます。

何をやる時も、特にこの観光に関しては、村が観光を主産業として実際生きているわけですから、まず行政の中でも、例えば今回の夏フェスにしても、知らない行政マンがいっぱいいるというような中でやっている。あるいはFWTについても、そういうことで一部だけでやっている。それでは成功はしないんです。ベクトルは1つに重ねなければいけないと思います。そういう意味で私は申し上げておりますので、お願いしたいと思います。

ちょっと観光局についてお伺いをしたいと思います。

会員については、先ほどなかなか増加の傾向がないということでありましたが、総会に出させていただいた資料の中には、会員の拡大なんていうことは一言も書いておりません。このところは観光局の性格づけにも関係してくることでありますし、財源的にも関係してきますので、きちんと考えていただきたいと思います。あり方に結びつくところだと思います。

財源については、あと3年で、はっきり言って存在し得ないというような衝撃的なお話もあったわけですが、この予算の組み立てについては、平成22年度当時にルール化されたものを今も踏襲してきているわけです。これについては妥当であるか検証はされているのか。またその総会の席では監査委員の方から、これは村から多額の予算が入っていることもあり、15期においては基本的な形の検討をしていくようにというふうに、監査委員からの意見も出されておりました。ここについて、予算の組み立てについてはどのように今後やっていくか、検証して考えていっているのかということをお伺いしたいということと、もう一点、それと関連しまして、そうしますと、3年後に、もしなくなるというような話になれば、もともと経営計画というものをきちんと立ててやってくるのが法人のあり方ではないかと思いますが、経営計画についてはどのようなになっているのか、お伺いをしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 篠崎議員の再質問2点についてお答え申し上げます。

第1点目のルールづくりに関してなんですけれども、おっしゃるとおり、今までのルールで、いわゆる負担金の算出のルールにつきましては、このルールをこういった現状に鑑みて再構築をしなければいけないということは、今までの議会の中でも、委員会、全協等で申し上げてきたところでもあります。そういった中で、神城断層地震等々のいわゆる財源の財政的などころもありまして、それで、そのルールづくりについてはちょっとしばらく立ちどまっているところではあるわけなんですけど、もう一度観光局のこの財政的などころは、ルールづくりを構築していかなければいけないというふうに思っています。

それから、経営の関係についてなんですけど、これは第1点目のご質問と密接に関係ありますので、そこを含めてですので、そういったところでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、いわゆる会員につきましては積極的に行なっているところではあるわけなんですけど、それも各観光協会との連携が一番大切などころではあるわけなんです。ただ、どちらの協会等でも思っているところは、やはり宿泊施設等営業施設の数が減っているといった、そういう悩みを抱えている。それは観光局の悩みと直結しているというところでもありますので、経営につきましては第1点目と一緒に考えていきたいというふうに思っています。よろしくお願ひします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

8番（篠崎久美子君） 観光局に対しては、その存続を危ぶまれながらDMOを推進していく法人であるなんていうことはちょっと考えられませぬし、この交付金の対象事業も3年間ということでもあります。3年間いって、事業をやって、はい終わりました、もう組織はありませんなんていうことを、ひょっとして、そんなことがあり得るのか。あるいは形を変えて存続していくのか。いずれにしても、観光を主産業とすることには白馬村は変わりはないわけですから、こここの事業をやりながら、きちんと執行部としては考えていっていただきたいと思ひます。お願ひをして、次の2問目の質問に移りたいと思ひます。

続きまして、信州型コミュニティスクール、通級指導教室などについてお伺ひをしたいと思います。

村内の両小学校におきましては、本年度から県の目指す信州型コミュニティスクールに取り組んでおります。県によれば、学校が地域との間に築き上げてきた土台の上に、新たに学校運営参画、学校支援、学校評価機能を一体的、持続的に実施する仕組みであり、学校と地域住民の協働による地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるものとされております。また、軽度の障がいのある児童に対しては、個別の指導を提供する通級指導教室が新たに白馬北小学校に設置されました。これら教育について、次はお伺ひしたいと思います。

始めに、信州型コミュニティスクール導入までのスケジュールと開始時期、また導入で学校及び地域にはどのような効果が期待されるかを伺ひます。

次に、信州型コミュニティスクールは、保護者や地域住民が学校の教育活動支援や学校運営に

参画するという仕組みの中で、学校支援ボランティアが参加していきますが、その担う役割をお伺いいたします。

続きまして、通級指導教室につきましては、その設置目的と内容、目指す効果をお伺いしたいと思います。

最後になりますが、本村においては教育課の運営方針として掲げているところでございますが、教育振興基本計画についてお伺いします。

これは、教育基本法第17条2項により、地方公共団体では、その策定が努力義務とされております。県では、平成25年から29年までの第2次計画を作成しておりますが、その3中では、「一人ひとりの学びが生きる教育立県“信州”の創造」を未来の姿として掲げ、総合的な施策の展開を目指しております。村において、白馬村としての教育振興基本計画の策定に向けての状況をお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。平林教育長。

教育長（平林 豊君） 信州型コミュニティスクール、通級指導教室についてお答えをいたします。

まず、信州型コミュニティスクールについてであります。まさにこれまで築き上げてきた学校と地域が連携して子どもたちを育てる取り組みを土台にして、新たに地域住民が学校運営への参画、学校支援、学校評価を一体的・持続的に実施していく仕組みを信州型コミュニティスクールとして捉え、学校と地域住民の協働による地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるものであります。この信州型コミュニティスクールは、国の示すコミュニティ・スクールとは、一部制度設計が異なっておりますが、その趣旨は大筋で一致しており、この4月1日には、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律が施行され、教育委員会に対する学校運営協議会の設置が努力義務化、学校運営への支援について協議事項に位置づけ、委員に地域学校協働活動推進員を加えるなどの規定の見直しがされたところであります。

さて、この信州型コミュニティスクールであります。県内公立小中学校においては学校運営協議会の設置率は比較的高く、とりわけ中信地区では100%の設置率となっております。

1つ目のご質問であります小学校への導入につきましては、昨年度に導入した白馬中学校を参考に、白馬南小学校では5月27日、白馬北小学校では5月22日に、第1回の学校運営協議会を開催しております。それぞれがキック・オフ・ミーティング的位置づけでの第1回の会議でありましたが、コーディネーターを中心に年間の各学校のグランドデザインの意識統一から、最も重要である、どのような子どもを育てたいかという認識を統一し、今後予定等の情報交換を行なっております。

教育委員会としましては、昨年度に引き続き公民館長が白馬中学校のコミュニティスクールコーディネーターを務めていますが、より充実した学校運営を進められるよう、事務分掌としまし

ては教育課の職員をコミュニティスクール担当者として位置づけ、職務に当たらせているところ
であります。これにより、基本的には学校が主体で進める協議会に対しても行政のスピーディー
対応や手助けができるものと考えております。

また、既に両校ともコミュニティスクール自体が事業着手されていることから、導入に至るま
での経過を申し上げますと、昨年度末に各学校の教頭先生と中学校のコミュニティスクールコー
ディネーターである公民館長とが幾度か協議を重ね、両校のコーディネーターを地域から選任し
て、運営協議会の委員構成など大枠を固めてまいりました。この後、先ほども述べましたように、
5月の下旬に各学校とも学校運営協議会を発足し、実質的な事業を開始いたしました。ちなみに、
具体的なボランティアの募集を実施し、学習支援やキャリア教育、行事支援などをお願いしてい
くところであります。

これによって期待される効果としましては、信州型コミュニティスクール自体が共通認識とし
て掲げる人と人とのつながりがあります。そもそも信州型コミュニティスクールは地域と学校を
つなぎ、そのつながりが地域全体の活性化の一端を担うことによって、今まで閉ざされがちだっ
た学校というツールを用いた地域おこしといった側面も期待できるものと考えております。

しかし、コミュニティスクールは事業を開始したからといって、すぐに成果があらわれるとい
った性格の制度設計ではありません。いわばみそ玉やバームクーヘンの芯のように、学校という
核が地域を巻き込みながら、1つの完成品として成長していきます。当然のことながらそこには
時間が存在し、余り急げばよい成果品にならないということも考えられます。よって、今は一つ
一つの事柄を運営委員を始めとした地域全体で熟議しながら、一歩ずつ前に進んでいくことをサ
ポートしていきたいと思っております。

次に、2つ目の学校支援ボランティアの担う役割ですが、小学校においては、現在のところ、
具体的に5つの支援が望まれています。まず、1つ目は、学習支援であります。放課後などに児
童に向けた学習支援や校外学習指導、読み聞かせなどが、これに当たります。

2つ目は、キャリア教育に関する支援があります。これは職場体験学習の受け入れやスキー教
室などの指導を期待しております。

3つ目に、学校の施設環境に関する支援があります。これには、敷地の草刈りや冬支度、校舎
の小規模な修繕等をお願いしたいと考えております。

4つ目に、児童の安全確保に関する支援があります。これは、最近ふえている熊対策を初め、
交通安全指導、挨拶運動や防災避難訓練のサポートであります。

最後に、5つ目として行事の支援があります。これは運動会やクラブ活動の講師としての支援、
道路清掃などの支援が該当してまいります。

以上、現時点では各学校とも5項目の支援を期待しているところではありますが、今後は、より
指導のサポートとなるほかの支援もお願いすることもあろうかと思っております。近隣市町村でもボラ

ンティアの高齢化や固定化などが懸念されるところでありますが、先進事例などの地域の大人が地域の子どもたちのために何をしてあげられるか、熟議をする事例を拝見しますと、総合計画にもありますように、多様であることがこの白馬の豊かさであることから、このコミュニティスクールが、本村にとって地域おこしの一端から一翼を担える事業に展開していくことを期待するところであります。

次に、3つ目の通級指導教室の設置目的と内容、効果についてのご質問であります。まず、通級による指導の目的ですが、障がいのある子どもたちにつきましては、障がいの状態や発達の段階、特性等に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を培うことが求められております。このため我が国におきましては、子どもたち一人一人の障がいの状態に応じて特別支援学校、または小中学校の特別支援学級、あるいは通級による指導など、多様な学びの場を整備し、障がいによる学習上または生活上の困難の改善と克服を目的とした特別支援教育が行われています。

平成5年に通級による指導が制度化される前は、発達障がいや言語障がいのある子どもたちは、通常の学級において留意して指導されてきました。しかし、そうした子どもたちの中に、それぞれの実態に応じたさらにきめ細かな指導が行われることによって、自分の持っている力を最大限に発揮し、障がいによる学習上、または生活上の困難を改善、克服する力を身につけられる子どもがいることがわかってきました。

こうした背景をもとに、通級による指導は、特別支援教育の新しい指導形態として制度化されたと言われております。

平成18年の学校教育法施行規則の一部の改正により、LD（学習障害）とADHD（注意欠陥多動性障害）の子どもが、通級による指導の新たな対象に加えられ、長野県では、平成19年度に川中島小学校と塩尻西小学校に、LDやADHDなどの発達障がいのある児童を対象としたLD等通級指導教室が開設されました。

大町・北安曇管内では、平成26年度に大町市南小学校にLD等通級指導教室が開設されましたが、本村からは送迎には距離が遠いこともあり、実際には通えないのが実情であったことから、平成27年度から本村と小谷村エリアを対象とした通級指導教室の設置を、県教育委員会へ要望を続けてきた結果、この4月に白馬北小学校に、LD等通級指導教室が設置されたものであります。

通級指導教室の内容であります。白馬北小学校に設置されたLD等通級指導教室は、この名称を「学びの教室」として、学習障がい者、注意欠陥多動性障がい者、自閉症者を対象児童として、村内の小学校のみならず、大町市と北安曇管内の小学校に通う児童を対象にしていますが、先ほど申し上げましたとおり、既に大町市南小学校にLD等通級指導教室が設置されていることから、村内の小学校と小谷小学校の児童が主な対象になってくるものと想定しております。

具体的な指導内容につきましては、一つは、障がいの状態に応じ、障がいによる学習上または

生活上の困難の改善、克服を目的とした指導、すなわち特別支援学校における自立活動に相当する内容を有する指導をいたします。もう一つは、障がいの状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導、いわゆる各教科の補充指導を行います。通級指導教室での授業時数は月1単位時間から週8単位時間、年間では10単位時間から280単位時間の範囲で行うとされています。

最後に、通級指導教室が目指す効果ではありますが、通級指導教室の指導効果につきましては、まだスタートしたばかりで現場からは上がってきておりませんが、一般論としましては、通級による指導は、障がいの状態が異なる児童に対して個別指導を中心とした特別な指導をきめ細やかに、かつ弾力的に提供する教育の一形態であることから、障がいのあるなしにかかわらず、同じ年代の児童がそれぞれの持っている力を発揮しながら、同じ場所で学ぶインクルーシブ教育システムの構築と、一方では、特別な教育的ニーズのある児童一人一人の実態に応じた合理的配慮の提供が求められている今日、通級による指導においての児童の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導が行われると同時に、通常の学級でも、その指導内容を生かした支援が行われることで、障がいによる学習上または生活上の困難を改善、克服する力を身につけることができるものと考えております。

また、通級指導教室が設置されたことにより、特別支援教育に精通した職員が配置されたことから、設置校の白馬北小学校のみならず、白馬南小学校の教職員におきましても、発達障がいを持った児童に対する知識や支援力の向上を期待するところでもあります。

最後に、教育振興基本計画の策定に関するご質問でありますけれども、教育振興基本計画は、教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき、政府が策定する計画とされています。

また、同条第2項においては、地方公共団体はこの教育基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育施策に関する基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

政府では、平成20年から5年間を計画期間とした第1期計画の計画期間終了後、25年から29年度を計画期間とした第2期計画を、平成25年6月14日付で閣議決定をしております。現在は、文部科学大臣より、来年度から5年間の第3期計画の策定を諮問を受けた中央教育審議会が、第3期計画の策定に向けた基本的な考え方に対するパブリックコメントの手続きを終えたところであります。

また、県におきましても、今年度第2期計画の計画期間が終了することから、第3次長野県教育振興計画を県民から幅広く意見を聞き、生涯学習振興のあり方や特別支援教育推進計画、スポーツ推進計画の検討も踏まえながら、本年度中に策定すると聞いております。

白馬村教育委員会としても、白馬村教育振興計画を策定することとしておりますが、現段階では策定方針は立っておりません。今後、平成27年7月策定した白馬村教育大綱の見直しを含め、

計画策定を定めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は、答弁も含めあと8分です。質問ありませんか。篠崎議員。

8番（篠崎久美子君） 時間がありませんので、再質問は控えさせていただきますけれども、学校支援ボランティアにつきましては、経験された方から、過去に日本語がわからない方のボランティアをやってくれということでお受けしたそうですけれども、余りにも責任の範囲が大きくて非常に困ったと、そういうことについては専門の職員をつけたほうがよいのではないかというようなお話も伺っております。ぜひそういった責任と、守るべきところは守る、やっていただくところはやっていただくというようなルールづくりを検討していただきまして、今後につなげていただくように、そして信州型コミュニティスクールを充実していただきますようお願いをしたいと思います。

最後の質問に入りたいと思います。

最後は、外来植物の状況と対策についてお伺いしたいと思います。

自然豊かな白馬村でございますが、繁殖力が強く地域の生態系に影響を与えると危惧される外来植物が、村内各所で見られている状況です。国や県、各地の自治体で駆除などの対策がなされ、村内でも住民を中心とした取り組みもありますが、このまま繁茂が盛んになれば、観光地である白馬村の大事な景観を損ねることにもなりかねませんし、次世代につなげていく白馬の豊かな自然を守ることができないかもしれません。そこで、次についてお伺いをいたします。

最初に、村内での外来植物の状況と課題、駆除などの対策について伺います。次に、山岳地帯での外来植物の状況について伺います。最後に、村民への周知と啓発についてお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 外来種の状況と対策について3つの項目の質問をいただいておりますので、まとめて答弁をさせていただきます。

外来植物とは、他国や他地域から侵入をしてきた植物や、本来そこに自生すべきではない植物だと認識をしております。

特に村内では、長野オリンピック以降、セイタカアワダチソウの侵入が危惧され、いち早く村内の有志団体を中心に、平成12年ころより駆除活動を実施をいただいております、大変感謝をしているところであります。

村では、駆除活動に伴う清掃センターへの搬入協力のほか、住民より通報があった場合は、職員が現地確認の上、駆除しております。セイタカアワダチソウは北アメリカ原産で、切り花用の観賞植物として導入をされた多年生の帰化植物だと聞いており、地下茎を大きく固く伸ばし、成

長速度が速く、背丈も大きく、河川敷や道路のり面、空地等に大きな群生を形成しますので、誰しも目にしたことはあると思います。

幸い、白馬村では有志団体のご努力の成果で、群落は大分目立たなくなったと認識をしておりますが、今後も、観光地として地道な駆除活動が景観形成の上でも重要だと考えております。また、有志団体からは、これまで活動の中で村内の生息場所がおおよそ把握できているものの、地図等に落としやすいものがないもので、誰でもわかるように駆除しやすい体制を構築することが必要との意見をいただいております。村としては、6月中をめどに関係者との打ち合わせ会議を行い、今後の駆除体制について考えていく予定であります。

山岳地帯での外来植物の状況ですが、つい1週間ほど前になりますが、環境省の長野自然研究事務所や県環境部、山案内人組合など山岳関係者で組織された北アルプス山域連絡会が白馬村で行われ、この席上、この件について尋ねたところ、外来植物については、例えば八方自然研究路では、リフトおり場や登山道登り口に、外から種を持ち込ませないようマットを設置するなど対策をとっていることもあり、固有の高山植物を駆逐するような状況は見受けられないものでした。関係者からは、外来種の件よりも、ニホンジカの北上による食害のほうが心配であるとのことでした。

ただ、小谷村担当者からは、柵池自然園付近などでヒメジオンが確認され、ボランティアによる抜き取り作業をお願いをしている話もあり、今後注意をしていかなければならない問題だと認識をしているところであります。

いずれにいたしましても、本来あるべき固有種の存在が脅かされていることは、生態系に鑑みてもよくないことは明白であります。セイタカアワダチソウの駆除は、村内の有志団体などが秋口におおむね年10日、約20名の体制で実施をしてきたと聞いておりますが、行政だけで駆除できる範囲は限られておりますので、今後は村民に幅広く周知をし、多くの方から駆除活動に参加していただけるよう努めてまいります。また山岳地帯については八方尾根自然環境保全協議会のご努力により、毎年ボランティア活動で植生マットの敷設をしていただいております。職員も参加をしているところであります。

なお、北アルプス地域振興局に確認したところ、白馬村での外来植物に対するご意見などは寄せられていないとのことでしたが、植物に限らず、魚や動物、例えばブラックバス、ブルーギル、有害鳥獣であるアライグマ等も、他地域では繁殖、駆除事例もあるため、情報が寄せられた場合は、関係機関と連携を密にして迅速な対応をしていきたいというふうに考えております。

以上で篠崎久美子議員の3問目の答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は、答弁も含めあと1分です。

質問はありませんか。篠崎議員。

8番（篠崎久美子君） 高山植物帯については、外来植物の場合は、気がついて見たときにはもう

既に繁殖している場合が結構多いものですから、ぜひ高山植物帯については注意をしていただきたいということ。また、これは住民との協働が、広範囲でありますので必要ですし、知識も必要ですし、また一自治体では防げないことでありますので、広域でも連携をしながら、持ち込まない、広げない、捨てないという三原則を守りながら、ぜひ豊かな自然を守るように活動をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第8番篠崎久美子議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第4番伊藤まゆみ議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 4番伊藤まゆみです。

さきの選挙を経まして、再びこの場に立てましたことをうれしく、また、光栄に思っております。初心に戻り、任期4年を掲げた公約を念頭に頑張りたいと思っております。

時間も余りありませんので、質問に入りたいと思います。

1番目、新・道の駅計画、総合戦略について。

1番、新・道の駅の場所の選定の補正予算が12月定例会で出されました。その後、場所はどのように絞り込まれていますか。進捗状況と、今後の建設に向けた予定を伺います。

②総合戦略は、毎年度評価指標に基づき効果の検証をしたいと思います。平成28年度の評価検証は、いつどのように発表されるかを伺います。

③昨年9月の定例会におきまして、私の一般質問であります。環境審議会への諮問は、総合戦略の中で生産年齢人口の増加を図るということもあり、どういう開発であるべきかをもう一度意見を出し合い、考えていただきたいと諮問していると、総務課長だったかと思いますが、答弁されておりました。その後、審議会から答申を受けまして、基準の作成に取りかかるといった旨が出ておりました。いつまでに基準を作成する予定かを伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 伊藤まゆみ議員からは、新・道の駅の総合戦略ということで通告をされておりますので、通告に従って答弁をさせていただきます。

1点目の、新・道の駅場所選定の補正予算が12月定例会で出されたが、その後の場所の絞り込みについて、また、進捗状況と今後の建設に向けた予定についてであります。最初に場所の

選定については、本年1月から3月にかけて、ヤフー株式会社に道の駅白馬建設工事選定に係る調査を委託をしました。

この調査は、白馬村を訪れる観光客、在日外国人の分析をデータ化することにより、最も効果的な立地の検討を行うこととし、アプリを活用して、大きく4つの要素について実施をいたしました。

1つ目は位置情報データ、2つ目は道路上の軌跡データ、3つ目は人の分布と道路上の軌跡データの重ね合わせデータ、4つ目は訪日外国人の分布データによるものです。

これらのデータによる調査結果や現地の状況及び立地条件を考慮し、受託者として調査結果を踏まえ、5つの候補地に絞り込んだ結果、報告書を成果品として納品をしております。

この調査結果報告書を参考に、本年3月31日に第3回白馬村道の駅複合施設建設方針検討庁内委員会を開催をし、委員から候補地の選定についての討議をし、最終的に1カ所に選定をいたしました。これにより、昨年度において採択されなかった国土交通省の先導的官民連携支援事業に再度応募する方針を固め、平成29年度の第1次募集に応募をし、採択をされたところであります。

ご質問の、この新・道の駅の建設予定場所につきましては、現時点では公表することはできませんことをご了承を願いたいと思います。

これは、行政機関への保有する情報の公開に関する法律、第5条第6号において、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」による不開示情報となるためであります。

具体的な理由としては、同法同号ロにおいて、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの」と規定されており、情報公開審査基準の中では、用地取得等の交渉方針、交渉状況又は予定地などの情報であって、公にすることにより、交渉の不調、遅延を招く等、当該又は将来の交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼすもの」と解説しているためであります。ご理解をお願いしたいと思います。

次に、進捗状況と今後の建設に向けた予定についてであります。基本的には建設に向けた考え方としては、3月の定例会の一般質問において伊藤議員から同様の質問を受けており、そのときの答弁と重複をしますが、国は極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設などの整備などを進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現をしていくためには、公共施設などの整備などに民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様なPPP・PFI手法を拡大することが必要となっており、この制度を活用することによって、公共施設などの整備などに導入することで、従来の官民の役

割分担を見直し、民間事業者の役割を大幅に拡大し、その主体性を幅広く認めるものであること、協定などにに基づき官民双方がリスクを分担すること、民間事業者が事業実施に当たり相当程度の裁量を有し、創意工夫を生かすことで事業の効率化やサービスの向上を図れることから、現状ではこの制度を活用する方針を考えております。

そこで、国土交通省の平成29年度PPP・PFI推進のための案件募集・支援案件として、白馬村が応募した先導的官民連携支援事業のうち、事業手法検討支援型として5月17日付で村が応募したこの事業について、選定通知をいただきました。

今回は、あくまでも調査事業のみといった国のメニューとなりますが、調査事業の名称は、「道の駅を核とした観光まちづくり交流拠点の整備・運営に係る官民連携調査」として、今定例会で補正予算として審議をいただくことになっております。

この調査は、経済財政運営と改革の基本方針2016、日本再興戦略改訂2016、PPP・PFI推進のアクションプランなどを踏まえ、新たな官民連携事業に係る具体的な案件の形成などを推進することから、地方公共団体等に対し、事業手法検討支援型の目的として、施設の種類、事業規模、事業類型、事業方式等の面で先導的な官民連携事業の導入や実施に向けた検討のための調査費用を支援することで、支援を受けられた地方公共団体での案件形成を促進するとともに、先導的な官民連携事業手法などの確立や普及を期待し、これに係る業務に要する調査委託費を助成することにより、官民連携事業の案件形成を促進することを目的としているところであります。

案件形成が、調査においてどのような結果になるかは不明ではありますが、官と民とがともに手を携えて事業を行うことは簡単なことではないと感じております。こうした中で重要となるのが官と民との対話と考えており、当該事業の実施に向けてともに意見聴取、意見交換を行うことであります。

私は、この調査を契機に、PPP・PFI導入に向けて住民が期待する新・道の駅建設の実現に向けて大きく進展することを切望をしているところであります。

2点目の、総合戦略の評価検証に関するご質問であります。村は地方創生関係の国の方針に基づき、平成27年12月に地方版総合戦略である白馬村総合戦略を策定をいたしました。その後、平成28年には、地域づくりの最上位計画に位置づけられる白馬村第5次総合計画を策定をいたしました。

地方版総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第9条、第10条に基づき努力義務として規定をされ、仕事の創生、人の創生、まちの創生を実現するために、それぞれの自治体が人口分析を行い、都市部から地方に人を呼び込むための施策に関する目標値、方向性を定め、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のPDCAサイクルのもと、施策展開をするものであります。

また、総合計画は地方自治体の全ての計画の基本となり、10年間の基本構想、前後5年の基本計画、3年間の実施計画とを合わせたものでありますし、ただし、平成23年の地方自治法の改正により、基本構想の策定義務はなくなりましたが、当村では観光地という特殊性も鑑み、引き続き、議会の議決を経て策定をいたしました。

第4次総合計画までは、基本計画の目標値設定はありませんでしたが、当村では総合戦略と第5次総合計画の策定期間が一部重複していたこともあり、総合計画も総合戦略の目標値を基本とし、目標値設定をしておりますし、PDCAサイクルも展開するようになってきているところであります。

平成29年度は、総合計画など評価委員報酬を予算計上させていただき、総合戦略、総合計画の目標値に対する進捗確認を行っていただく予定であります。委員については調整中ですが、総合戦略、総合計画の策定に携わっていただき、計画審議委員会を中心に検証していただければと考えているところであります。その前段として、まずは各課職員による検証が必要となりますので、6月議会終了後、なるべく早い時期に検証作業に取りかかる予定であります。公表時期については現在のところ決まっておりますが、本年度中を目安と考えているところであります。

3点目の、環境審議会の答申に関する基準策定の予定の質問であります。平成28年7月に白馬村環境審議会に諮問したところ、8回にわたる審議会後、平成29年3月30日に答申がありました。

委員の皆様には大変ご苦勞をいただき、改めて感謝を申し上げるところであります。各委員は専門的立場から今後の白馬村をよくしたいという共通認識のもと審議をし、自然の恩恵を受け観光地として発展してきた白馬村にとって、環境・景観保護と開発は表裏一体であり、終わりのない課題であることを再認識をしたと聞いているところであります。

開会時の挨拶でも触れましたが、基準見直しは白馬村をよくすることが目的となりますが、所有者の財産権と公共の福祉とのバランスが重要となることから、県の建築主事などの専門家にも相談をしていくことを考えております。このことに関しては、5月11日に北アルプス地域振興局で開催をされた市町村行財政企画担当部課長会議の折にも説明し、県にもお願いをしているところであります。

今後のスケジュールにつきましては、新任議員研修会の資料として、再任された議員各位にも配付をさせていただきましたが、素案がお示しできる段階になりましたら、環境審議会、議会の皆様に相談することはもちろん、住民、事業者への周知期間を経て、来年度には新基準を適用したいというふうに考えております。

以上、伊藤まゆみ議員の1問目の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） ご答弁ありがとうございました。

前回の3月議会のときにも、私、この道の駅のことをお聞きしたかと思えます。そのときにいただいた答弁ですが、答弁書のほうの4ページに、下の段のほうですが、新たな道の駅の建設は、先ほども答弁しましたが、私の公約であり、白馬村総合戦略や白馬村第5次総合計画前期計画の基本施策として位置づけていますというふうにおっしゃられたかと思えます。やはり、公約は大切なこと、私も思っております。

それで、村長が村長になられたのは3年くらい前だったかと思えますが、あれからもう一応3年たっておるわけであります。直近の村民の意見というのは、この前4月に行われました村議選だと思えます。村議選で、道の駅のことを移設とか新たな建設を公約に掲げた方は1人もおりませんでした。道の駅の機能の充実と魅力の向上を挙げた方はいらっしゃいました。多くの候補が子育て支援を挙げていたわけですね。前面に出していた方もいらっしゃいました。若い人たちには一番の関心事ではないかと思っております。

道の駅建設によってそこににぎわいが生まれたとしても、先ほどの同僚議員の一般質問にありましたけれども、どの程度雇用が確保できるかとか、どういうふうに経済が発展するかという見通しというのは、ほとんどわからないということです。であるならば、やはり直接的に住民に支えられるような、子育てにつながるような、そういったものにお金を使っただきたいという意見のあらわれではないかと思っておりますが、そのあたりはどうお考えになりますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 前回にも同じような質問があつて、私、答弁したと思えますけれども、この道の駅というか、非常に地域のコミュニティー、そしてまた防災の拠点、そしてまたいろいろな若者、村民の方、お客も含めて、道の駅というかそういったところにお客様が寄ることによって、非常に自由だというふうに考えておりますし、特に白馬村の場合は、雨の降ったときに行くところがないというような、そういった声が非常に大きい、そういったことも含めた中で検討してまいりたいというふうに、そんな答弁を前回したと思えますが、今もそういったことには変わりはありませんし、今お子さんがというお話もありましたけれども、非常にそういったことも重要であるということは、私も十分認識をしているところであります。その中で、そういったことも取り入れながら、こういった道の駅構想ができないか、そういったことを検討していく。そして昨年、国交省のこういった道の駅構想のこの制度が、調査費というような中であったわけですが、昨年、手を挙げておきましたが、採択には至らなかったということで、今回、先ほど答弁申し上げましたとおり、手を挙げて要望したら、今回調査費がついたということで、大変ありがたく思っております。

今、伊藤議員の言われたようなことも含めて、総合的なことを考えながら、今後進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問はありますか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 来年はオリンピックが20周年ということで、20年前に私どもの村でオリンピックがあったわけですが、そのときに、その前に施設に多大なお金がかかって借金をしたと、村が。ですから、それを返すまでは、何ていうんですか、住民は我慢しなきゃいけないというような、そういった意見を聞いたことがあります。そしてまたここに来て、今度借金が終わったので、じゃ、住民にお金が回ってくるのかな、住民の暮らしがよくなるのかなと思った矢先に、そういったまた何ていうんですか、観光ですとか、そういったことに費やされるというふうにやはり感じてしまうわけなんです。

ですから、先ほどもしつこいようですが、言われた産業連関表ですね、そちらのほうぜひともつくっていただくような形で動いていただきたい。それで、これをつくることによって、どれだけの経済効果があるんだということをやはり見せていただきたい、そうでないと、やはり住民は納得できないのではないかと。むしろ図書館に、やはり雨の日に行けるようなものをつくっていただきたい。図書館建設のほうが先じゃないかと、そういった方、やはりたくさんいらっしゃいます。ですので、そこはもう一度考えていただきたい、そのように思っております。

それと、2つ目のほうで、指標に基づき効果の検証をすると思うがという、こちらですが、いただいた答弁では、28年度はやらないけれども、29年度からやるという内容でよろしかったでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 29年度において取り組ませていただくということで、村長が答弁したとおりでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） またちょっと過去の一般質問に戻って恐縮なんですけれども、平成28年度の第4回の私の一般質問で、総合戦略についてということで答弁いただいた中に、総合戦略にかかわるP（計画）、D（実行）、C（検証）、A（改善）の検証についてですが、年度末から新年度当初にかけて各課で検証していく予定であり、このことは平成29年度庁内予算説明会の際にも説明したところだというふうになっていただいていたかと思っておりますけれども、こちらのほうはどうなったのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 28年度の検証につきましては、その時点ではそういう考えを持っておりましたが、やはり総合計画の策定等の数値等も固まってきた部分もありまして、ちょっと作業は28年度の検証というのはできなかったというのは実態でございます。

したがって、29年度から取り組むものでありますけれども、もともと総合戦略の数値というものは、戦略の中身がある程度大枠の中身でありましたので、それを総合計画の前期計画に置きかえて検証作業のほうに進めて入りたいということでございますので、ご理解をいただきたい

いと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） そうしますと、29年度の中からPDCAサイクルによる検証が行われるということでよろしいかと思えます。

一番最後の③に関する事なんでしょうが、いただいた答弁では、作成された基準に対して住民にも周知期間を設けるといふふうにおっしゃったかと思えますけれども、住民が基準に対しまして意見を述べるということは可能なんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまの住民も意見を述べるのかということですが、村長の答弁にもございましたとおり、専門家の意見等を聞きながら諮問をしました審議会、また、議会の皆さんにも説明をさせていただきながら、住民への周知を図っていくという考えでありますけれども、住民の皆さんからの意見というのは、当然のことながら出される部分は構わないと思うんですが、それをこの基準に反映できるかどうかという部分については、その具体的な内容が、例えば基準がある部分でそういうものが必要なかどうか、そういうものがあれば取り上げる部分があるかもしれませんけれども、今のところ、個々の意見をどうするのかという部分については考えていないという状況でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 審議会の方たちというのは村長が任命された方で、果たして本当に住民全体の代弁者かというのと、かなり違っているかなと私、思います。ですので、やはり住民にはいろんな考え方ありますので、また、直接的に利害関係とかある方もいらっしゃると思いますので、ぜひともなるべく意見を反映させるような形にさせていただきたいと、私は個人的に思っております。

それでは、2つ目の公共交通についてに移らせていただきたいと思います。

これは、1つの質問しかありませんけれども、高齢者の交通事故がふえ、免許証の返納を当村も促しております。返納するに当たっては自家用車にかわる足の確保が必要と思われれます。また、遠隔地からの通学が不便で危ないため、スクールバスへの要望も強くあります。

総合戦略を推し進める上で、公共交通の充実が今後も必要不可欠と考えますが、ご意見をいただきたいと思えます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2問目の、公共交通についてのご質問でございます。

最初に、健康福祉課の乗り合いタクシーの関係であります。村では平成28年度より運転免

許証自主返納支援事業を実施をしております。これは、高齢者などの交通事故を防止をするための対策として、運転免許証を自主返納した方を対象に、乗り合いタクシーの利用券を33枚交付するものです。これまでにこの事業を利用した方は22名で、年代別に見ますと、70歳代が4名、80歳代が14名、90歳代が4名となっております。まだまだ運転できるという意識が強いのか、返納後の移動に不安があるのか、この事業の利用はなかなか伸びない状況であります。

本年3月、村では交通に関する住民意識調査を実施をいたしました。この調査では、よく利用する交通手段や不便な点、地域の移動や交通に求めることなどを伺ったほか、運転免許証を持っている方には、何歳ぐらいまで運転をしたい、または運転できるのかも伺いました。その結果は、運転免許証を持っている方の50%は、70歳代まで、36%は80歳代まで運転したい、または運転できるというものであります。

また、この調査の自由記入欄では、自身が高齢となって自家用車による移動ができなくなった場合の生活を不安視する声が多く、乗り合いタクシーの充実や巡回バスの運行が望まれていることがわかります。

市町村別人口高齢化率などの状況によると、当村は平成29年4月1日現在の65歳以上の人口の割合は30.2%、75歳以上は14.6%となっております。これは今後も増加するものと見込まれており、さきの調査結果も考え合わせれば、高齢者の移動手段を確保することは、地域社会の地域経済を維持するため、ますます重要な位置づけであるものと考えますし、現状の交通施策で十分であるとは言い切れません。

したがって、広義的公共交通という観点から見ますと、仮にご質問にあるスクールバスを含めたバス事業の運行については、全国的な事例を見ても、事業収支に見合う利用者の確保は難しく、運行経費や車両購入費に対する赤字負担が課題となっております。

現状の乗り合いタクシーの拡充を含めた新たな交通政策に取り組む場合は、機運の高まりやルート計画、資金計画等の策定が必要であり、赤字負担を行う場合に限度額をどのように設定するか、逆に限度額を超える場合には撤退するかといった議論を重ねるということも必要と思います。

なお、白馬村では、SBドライブ株式会社との連携協定に基づく自動運転技術の取り組み状況については、平成29年2月から3月にかけて、住民、観光事業者、観光客向けに、移動・交通に関するアンケート調査を実施をいたしました。この調査については、住民から2,000名を抽出をし、回答数846件、回答率42.3%で、観光事業者については、観光局会員、商工会会員537事業所から回答数258件、回答率48%といった結果であります。観光客からは、回答数は、日本人167件、外国人87件で、今後の自動運転のコースや、住民が考える移動、交通に関する考え方として参考とさせていただきます。

伊藤議員からの、2つ目の質問の答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） ご答弁ありがとうございました。

デマンドバス、乗り合いタクシーの平成29年度の事業費が約1,200万円、うち、運行委託料はたしか950万だったと思います。ナイトシャトルバスの業務委託料が1,300万円。乗り合いタクシーは年間の運行で、ナイトシャトルバスは冬季のみでございます。にもかかわらず、ほぼ同額であります。この金額を見れば、住民の福祉より観光客の利便性に税金が使われていると言われても仕方ないように思いますが、どう思われますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 伊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

住民の福祉といいましてもさまざま定義があるわけなんです。今現在の白馬村といたしましては、いわゆる健康福祉課、それから社会福祉協議会に代表されるような福祉の形、それから、観光事業、いわゆる地方自治法で言う福祉の増進の中にも、観光事業というところは入っております。ですから、今現在白馬村の状況としては、福祉という狭い意味の福祉でなくて、広い意味での福祉にお金を使っているというふうな解釈でお願いしたいと思っています。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） この村にいえることは、ちょっとやはり住民の生活の福祉の増進というところがないがしろにされているような、そんな気が私、個人的にいたします。いつも観光、観光というふうに、観光に関することには大枚をはたいても構わない、そんな感じに見受けられます。

それで、皆様にお配りしてありますハンドアウトといいますか、プリントですが、こちら私も議員が交流あります富山県の朝日町のものであります。朝日町は人口1万2,000人くらいですね。平成22年のときには1万3,600人くらいだったので、この5年間で1,400人ほど減っているんですが、どうしてかちょっとわからないんです、ここがわからないんですが、一般会計予算が89億あります。それで、公共バス、こちらにあります、あさひまちバスというんですね。この前、交流会に行ったときにも撮っていましたが、皆様にお配りしたのは白黒です。わかりにくいかと思いますが、こういうふうに黄色ですごくわかりやすくなっております。3台あるそうなんですけれども。

それで、このバス事業なんです。4,359万円だそう。そうすると、一般会計にパーセンテージとしてはこの公共バスにかけるお金、大体5%になっているんですね。

そうしますと、白馬村の一般会計、28年、29年大体65億なんです。その5%をかけるとしたら3,200万くらいかけても、同じくらいかなというふうに思います。それで、ちょっとこの二、三年は一般会計の予算大きいので、その前に戻りまして大体50億前後だったかと思しますので、それに5%かけまして大体2,500万くらいになりますね。そうすると、やは

り今よりも倍くらいはかけてもよろしいのではないかと、私はそう思います。

人口ベースにしてみますと1万2,000人で、白馬が8,900人と見て、大体白馬74%ですので、その4,360万の74%といたしますと、3,200万くらいになるわけですね。ですから、いかにほかの、ここは特殊かもしれませんが、けれども、やはりそこを充実していくことは、私、とても大切なんじゃないかと思えます。

こちらのバスなんです、特徴としては、タクシー会社に委託はしているそうなんです。33人乗り、14人乗り、10人乗り、こちらハイエースだそうでありました。3台で運行している。民間のバス路線が縮小されたため、この辺、ちょっともしかしたらこちらのほうに書いてあるのかもしれませんが、町直営のコミュニティーバスを運行したそうでありました。

町出身の大学教授ですね、5ページの左下のほうにあります京都大学の大学院の教授だというふうになっているかと思いますが、中川教授が社会実験として1年間研究として運行したそうです。利用数がふえたために、町は公共バスとして引き継いだそうでありました。住民にとってはすごくこれ評判よろしいらしくて、どこでも手を挙げれば、とまって乗せてくれるそうでありました。この先ほどお見せしました33人乗り黄色いバスなんです、こちら車椅子の乗客も乗れるようでありました。ただ問題は、乗るときにドライバーが乗せなくてはいけなくて、ちょっとそこが課題だというふうなことを、この前のときにおっしゃっておいりました。

それで、皆さん赤線で5ページのほう、先ほどありました中川先生のところなんです、赤で私、線を引いてあるかと思うんですが、運行事業者の黒東自動車さんでは、町バス専用電話を設置していただいています。ご乗車予定便と場所を事前に告げていただける仕組みです。路線バスで事前に乗車予定を伝えることができるサービスは、全国でも数少ないと思います。自由乗降ですので、連絡をして待っているとより安心できます、というふうになっております。

それで、ちょっと長くなるんですが、昨年の12月議会の一般質問で、同僚議員がやはり公共バスのことで一般質問したときの村長答弁なんですけれども、「現在のデマンド型乗り合いタクシー運行に先立ち、住民アンケートを実施いたしました。結果、ドア・ツー・ドアの現行形式の住民需要が多くあり、交通政策における住民ニーズ把握のポイントは、住民要望イコール需要ではないと言われております」というふうにご答弁されております。ここで要するにドア・ツー・ドアで、これ言ってみれば、教授の言っていることはドア・ツー・ドアでもやりますよというふうに言っているかと思えます。ですので、全くこのコミュニティーバスにするのと、今やっているドア・ツー・ドアの相入れないものではないと私は思うんですが、その辺いかが思われますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 伊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

さきの定例会で、村長答弁申し上げましたとおり、今、伊藤議員さんおっしゃられたとおり、

いわゆる要望はドア・ツー・ドアが一番便利かということで、たしかあのととき実証実験が行われるに当たって、そういった経過の中でドア・ツー・ドアのデマンドバス型を採用したところであります。

当時、こういった交通政策のときに、各それぞれ全国の市町村に補助金・交付金を与えて、国では交付して地域交通を確保しようとしたところ、なかなかうまくいかないということで、国土交通省のほうでは思い切ってそういった実証実験を行うところに交付金を交付して、どのような形がよろしいかということで、その自治体の自立性に任せて研究等をさせて、それで、今後の地域交通について確立したものを提出させるというふうなことがあったわけです。

白馬村におきましては、何回も申し上げているとおり、ドア・ツー・ドアでデマンド型ということで、この地域の集落点在型に対しての最もよい体制ではないかということで行いました。これにつきましては、全国各地でそういったデマンド型が採用されておりまして、白馬村でもそういうことということなんです。

それから、朝日町のバスにつきましては、大きなバスでそれぞれ一定の路線を中心に行われているわけではあるわけなんですけど、そういった点在型の集落、もちろん朝日町も海沿い以外のところはそういったところがあるわけなんですけれども、どちらかという、点在しているところにつきましては、白馬村を始めとするデマンドバス形式のほうが有利ということで行なっているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） ちょっとすみません。私の質問の仕方がまずかったのかなと思いますけれども、12月の答弁ではデマンド型がいいというふうな需要があったということで、こちらのバスはデマンド型にも対応しているよということなんですね。

というのは、先ほどお話ししましたように、バスが3台あるんですね、サイズの違いで。ハイエースもあるんですね。なので、その辺があるので臨機応変にやっているんだと思います。私ちょっと詳しくは聞いてありませんけれども。ですから、デマンド型にこだわらずにもうちょっと違う、例えば先ほどお話ししましたように、落倉あたりから小学生が来るのってすごい大変だって言われました。確かにそうですね、距離長いですもの。ですから、そういう方たちの要望も踏まえて、現在ですと、お年寄りというふうにある程度限定されていますので、ですから、もうちょっと融通のきく、皆さんが乗れるような手を挙げれば200円で乗れるような、そういったものを考えていく時期ではないのかなということをおし上げております。いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまの件なんですけど、例えば、近隣でいえば安曇野市がそうなんですけれども、安曇野市につきましては、あそこの地形上、東西南北が結構広くありまして、そこを

カバーしなきゃいけないということで、あそこもデマンドタクシー形式が多いわけなんです。ハイエース等を使っているわけなんですけれども、路線数をかなり多くして対応しているという現実があります。

白馬村におきましても、東西は小さいですけれども南北は非常に長いという特殊性がありまして、これを便数を多くしたり路線数を多くするというところの対応はできるわけなんですけれども、条件が合えばできますけれども、今のところ検討した結果、現在の方式を続けているということですので、可能性としてはあるわけなんですけれども、今、白馬の現状といたしましては、今のところいろんなところから考えて最善ということで続けています。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） できない理由ばかりを言っていたような気がしますけれども、やはりできないのか、もしくはやりたくないのか、その辺がよくわかりません。本当にこれはやる気の問題だと私は思っています。

それで、なぜ今回これを挙げたかといいますと、地方創生にある程度関係するのかなと私は思っています。というのは、今、自動車は1人1台が当たり前の時代であります。特に田舎ではそうであります。自動車費は消費支出の大部分が地域外に流出します。燃料も含め、車、当然そうですね買った場合、この地域内で循環しないわけであります。公共交通は、運転ができない交通弱者のためという意識が強いわけでありますけれども、公共交通を充実させることにより、自動車にかかる費用を軽減すれば住民の生活が豊かになる、私はそう思います。だから、一家に1台くらいでいいんじゃないか、私、そう思います。そのかわり公共交通を充実させる、できれば再生エネルギー、ここでできたエネルギーを使ってEV車でやる、それが私はベストだと思っています。どうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまの件なんですけれども、新エネルギー関係につきましては、非常にこれから検討していく価値のあるものだというふうに思っております。

ただ、少し前まで流行しましたといいますか、先進のところでは行われていた、いわゆる代替エネルギー関係なんですけど、例えば、いろいろ廃油とかそういったエネルギー関係につきましては、技術的、それからコストの面で非常に難しいところがあると、それから、流通関係にも難しいところがあるということで、今ちょっと下火になったところではあるんですけど、資源エネルギーについては十分検討するところがあると思います。

それから、新しいドライブシステムの可能性も今出てきているところでもありますので、新しいドライビングシステム、それから、新エネルギーにつきましては、非常に魅力的なものであるというふうには解釈しています。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は、答弁も含め、あと9分です。質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） ちょっと聞いたところによりますと、ガソリン車というのは生産台数がどんどん減らされているそうであります。それで、ドイツのほうでも電気自動車にどんどん切り変わっているというふうに聞いております。ですので、白馬も景観を大切にするというようなことをうたうのであれば、積極的に再生エネルギーを使って、積極的にEV車を走らせるべきだと私は思っております。それで、先ほど出ましたSBドライブ、自動運転ですが、これ冬の雪道でも対応できるのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 今のご質問、雪道に対応できるのかということでございますが、その辺も含めて、路線の選定に当たっては、具体的に幅員の問題、また、道路の勾配の問題、また、積雪の問題という部分も、実証実験の中で、今後、実施時期は未定であります但其の実証実験の中で可能性が出れば、雪道でも安全だという検証になるかと思っておりますが、現時点では、できるのか、できないかと言われれば、ちょっと現時点では判断できないということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 私が聞いたところだと、自動運転は道路に何か線が引いてあって、そこをたどっていくので、雪が降る白馬のようなところには余り効果がないといったような、使えないというようなことを聞いたことがあります。

時間がないので、最後の質問に行かせていただきます。

3番目、予算、ふるさと納税についてであります。

①予算査定で、特に新規事業の必要性や緊急性の判断の基準となるものを伺います。

②平成28年度のふるさと納税の納税額、返礼品目と支払い額を伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 3点目のふるさと納税についてであります。最初に、予算査定についてのご質問でございますけれども、過去にも伊藤議員から同様のご質問をいただいております。内容が重複する答弁となりますが、よろしくお願いいたします。

平成29年度の予算編成基本方針は、昨年度策定した第5次総合計画の基本理念「白馬の豊かさとは何か 多様であることから交流し学び合い成長する村」を実現するため、また、総合戦略に基づく事業など、当村が持続発展可能となるよう、未来に向けた投資を確実に進めていく予算編成とすることとしております。

予算編成においては、この予算編成方針に基づき、地区懇談会や地区の要望、意見などを踏まえ各課が予算要求をしておりますが、当初の予算要求時において、歳出要求額に比べ財源が不足しておりました。この財源不足を査定で解消していくわけですが、歳入面では新たな特定財源などを確保し、歳出面では予算要求のあった事業内容を精査し、事業の見直しや取捨選択などにより歳出を抑制し、最終的に予算案として議会に提出をしているところであります。

続いて、新規事業の必要性や緊急性の判断基準の質問でありますけれども、予算査定では3回の査定を行っております。まず、1次査定では、予算要求書の添付書類の書類での査定を実施し、2次査定で各課からのヒアリングを行い、第3次では理事者査定を実施しているところであります。予算編成方針に基づく事業であるか、また、私の公約している事業であるか等を鑑み、各課からのヒアリングなどにより、新規事業の必要性や緊急性の有無を判断しているところであります。

28年度のふるさと納税の納税額、返礼品と支払い額に関するご質問でございますけれども、まずは、寄附額については7,031件、1億9,932万2,503円の寄附をいただきました。返礼品目は、宿泊補助券、リフト券、白馬産米、特産品・村男Ⅲ世グッズ、体験チケット・サマーグランプリ、白馬国際トレイルラン参加権など、6月1日時点で約70品目となっております。

支払い額については、7,394万9,720円となっており、納税額に対する返礼品は還元率は約37%となっておりますが、この還元率は商品代だけではなく郵送料も含まれているわけでありです。

ふるさと納税については、ご存じのとおり、過度な返礼品合戦が全国的な問題となっており、総務省からは高額、換金されやすい返礼品を是正するよう指導がありました。当村では、宿泊券が該当となるためこの対応をどうするかと、今後いかに魅力的な返礼品を用意できるかが課題と考えております。

平成29年度からは、白馬に来て体験できるアクティビティなどを中心に返礼品をふやしているところであります。

伊藤まゆみ議員のふるさと納税についての質問の答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は、答弁も含め、あと2分です。質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 私もこの質問をするに当たりまして、ホームページを見てみました。前回見たよりも多くの返礼品の商品が載ってまして、とても驚きました。

体験型のものとか、先ほどの出ていた7月1日のチケットとか、トレイルランみたいなチケットも入ってまして、こちらに来ていただく、それが本当にいいことだなと私、思っております。

それで、どんな商品に人気があるのかな、そうすると、こんな商品に、人気があるから皆さんどうですかというふうにお勧めもできるわけでありますね。そういうふうには、どんな商品が人気があるか知りたいので、商品ごとの件数、もしくは金額を出していただきたいと、このようにお願いしましたら、個人情報に関することなら出せないかもしれない、そういうふうにおっしゃる。総務課の方であります。以前は、納品業者、黒塗りで出されたこともあります。これ、個人情報の取り扱いはどの辺にあるんでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 個人情報の関係につきましては、まず、個人情報につきましては個人に関する情報、それと法人に関しては法人に関する情報というふうな2つございます。

出せる情報か否かという部分については、議会の皆さんからお話を伺い、村のほうでも県または近隣の市町村等に伺いをさせて、どんなふうに行っているのかという話をさせていただいたところ、それぞれ判断が実際に分かれているという状況です。

例えば、中間事業者を介している場合でいいますと、中間事業者が入っているんで、それについては出せないというような市町村もございます。その辺の解釈というのがそれぞれまちまちとなっております。その辺については、ちょっとこちらのほうでも研究をさせていただきたいと思っております。したがって、県という立場になれば広い県内での県産品等の扱いになろうかと思っておりますが、市町村においては、市町村での物品、または物産等の扱いとなりますので、非常に身近な方というふうになろうかと思っております。それを開示するという前提において契約をしていくべきものなのかどうか、その辺も含めて研究をさせていただきたいと思っております。

なお、よく例で出されますのが、公共工事の場合は違うじゃないかというようなこと言われますけれども、これについては、公共工事の関係については、法律または施行令で金額を定めて公表しろという部分がございますので、その辺については資料として出すべきものなのか、それとも情報公開請求の中で公開をしていくものなのか、この辺については、これもやはり市町村の考えがまちまちでありますので、少しこちらのほうでも研究をさせていただきたいと思っております。

ただし、情報公開条例というのは、それぞれの自治体によって条例の構成が違ってまいりますので、それぞれの多少判断というのは出てこようかとは思いますが、その辺、かたくなに開示を拒むというのではなく、相手もあることですから、仮にその例でいくと、そういうことであれば協力はできないというようなことがあれば、実際にふるさと納税される方に迷惑がいくということも考えられますので、その辺も含めて、少しこちらのほうでも時間をいただき、研究をさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間、休憩といたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時10分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます

次に、第6番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第6番加藤亮輔議員。

第6番（加藤亮輔君） 6番、日本共産党、加藤亮輔です。

4月の選挙で、再びこの機会を与えていただきました。また4年間、村内の村民の皆さん、それから村のためにいろいろ提案していきたいと思います。よろしくお願いいたしたいと思います。では、早速質問に移りたいと思います。

前回の3月議会に引き続き、子育て支援策について述べたいと思います。

少子高齢化が進み、子育て支援の拡充は各自治体急がれると思います。今現在、国のほうは、待機児童についても3年先延ばしするというような形で、国民の願っていない政策を議論しているのが現実です。だから、自治体がやっぱりその村民の声に、要望に沿って、子育て支援策を拡充して欲しいと、そういうための提案をしたいと思います。

それで、1番目が、全く前回の3月と一緒になんですけれども、12月から未満児保育が増加します。そのための受け入れ態勢として、先ほどもいろいろ答弁ありましたが、どのような形で進んでいるか、もう少し具体的に。

それから、現在の未満児保育者の数、それから冬季の申し込みの数、それからその中でもう決定している人もいるのか、それとも11月になって決めるのか、その辺もあわせてご報告願います。

それから、2番目、働く女性の方が非常に多い。これは子ども・子育て支援事業計画にも、アンケートの結果にも載っています。そういう中で、病児・病後児保育の実施要綱があります。白馬村は病児・病後児保育についての方針、それからまた取り組み状況はどうか、お答え願います。

それから、3番目が、子育て支援ルームで実施している一時保育の保育内容、遊びなどについて、保育方針及び今現在行われている保育内容をお示してください。

それから、4番目は要望の多い遊具つき公園整備について検討していくというような答弁をいただいているのですが、現在の進捗状況はどうか。

以上、4点、お願いいたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤議員から、子育て支援策について4つ項目を、質問をいただいております。順次答弁をさせていただきます。

最初に、未満児保育の受け入れ態勢の進捗状況、現在の未満児数と冬季の申し込み数、決定数

に関する質問についてお答えをいたします。

核家族化と共働き家庭の増加により、子育てと仕事を両立できる環境の整備が急務であることから、これまで3歳未満児の受け入れ数の増加施策を進めてまいりました。しろうま保育園の3歳未満児の定員は平成19年の開園当初は20名でありましたが、その後の需要の増加に伴い、平成24年度に30名、平成27年度からは34名としております。

今年度はさらに増加を続ける入園希望に対応するため、保育士の増員と、これまで3室確保していた3歳児用の保育室の1室を未満児保育用の保育室として利用したことにより、さらに受け入れ可能数を増加したものであります。6月1日の時点では、39名の未満児からご利用をいただくこととしておりましたが、1名辞退したことから、実質的には38名にご利用をいただいているところであります。

特に、入園希望者が多い12月から3月までの冬季間につきましては、現在のところ55名の保育希望者がおります。先ほど申し上げましたとおり、本年度、受け入れ可能人数をふやしたことから、最大で51名をお預かりすることができますので、11月に入所判定委員会を開催し、最終順位の高い児童からお預かりをする予定でおります。

未満児保育につきましては、これまで利用人数の増加を図ってまいりましたが、ただいまご説明したとおり、全ての方の入園希望に応えられてはおりません。今後も増加傾向となる可能性が高い3歳未満児の受け入れに対応するため、今年度、子育て支援拠点の整備及び公共施設の有効活用による小規模な保育施設の整備に向けた調査を行います。この調査をもとに、保育園の増築など具体的な施策の決定をしてみたいというふうと考えております。

2点目の病児・病後児保育の方針、取り組み状況についての質問であります。病児・病後児の保育につきましては、平成27年3月に策定した子ども・子育て支援事業の計画において、平成29年度には年間240名の病児・病後児保育利用ができる環境の整備をうたっております。また、同計画で行ったアンケートの中では、子どもが病気の場合には母親が仕事を休んで対応したという回答が最も多く、病児・病後児のための保育施設を利用したい者は44%となっており、高いニーズがあると考えております。

しかしながら、病児・病後児保育の実施においては、大切なお子様が罹患している、または回復中にお預かりすることを考えますと、医療機関の協力が不可欠となってくるわけでありましたが、白馬村単独で医療機関の協力を得ての事業実施は大変難しい状況にあります。

このような状況下で、平成28年9月、北アルプス広域連合広域連携子育て支援専門部会で、病児・病後児保育の取り組みについて広域的に進めることが可能か、協議をいたしました。この専門部会では、市立大町総合病院と大町市で協議を進めていただくこととなっておりましたが、大町病院の検診センター建設とスペースの確保の問題があり、大町病院と大町市の協議に大きな進展はない状況であると聞いているところであります。まずは、北アルプス広域連合を主体とし

た広域的な取り組みを推進してまいりたいというふうに考えております。

3点目の、子育て支援ルームで実施をしている一時保育の保育内容、また、子育て支援ルームでの遊びなどの指針と、今行われている内容についてのご質問であります。最初に一時保育の保育内容ですが、生後10カ月から就学前までのお子様で、保護者の疾病、就労、冠婚葬祭など、さまざまな理由により家庭で保育できない児童をお預かりしております。支援ルームにはゼロ歳児から2歳児、休日に利用する3歳以上児など、それぞれの年齢に適したおもちゃが用意されており、その日のメンバーに合ったおもちゃを選択して遊べるようにしているところであります。また、園庭に出て遊具や砂場で遊んだり、夏はなかよし広場でのプール遊びや季節に合わせた制作活動に参加をしております。生活の内容といたしましては、午前中におやつをとり、昼食をとり、午後は午睡をするなど、保育園の3歳未満児と同様の生活リズムで過ごしているところであります。

次に、子育て支援ルームの運営方針といたしましては、子育て支援拠点としての活動を展開していくことを基本としております。お子様が安心して遊べる環境で、同年代のお子様同士で交流する場所を提供をし、子育て中の母子の不安軽減、育児について正しい理解が深められるよう、保健指導や育児相談などの事業を行なっているところであります。

なお、子育て支援ルームの活動内容ですが、1つ目の育児相談、身体測定は毎月1回ないし2回の日程で、体の成長の記録に加えて、子育ての悩み、お子さんとお母さんの健康に関する不安や悩みのほか、離乳食に関する疑問などに、保育士のほか保健師、管理栄養士、理学療法士が相談を受けております。

2つ目のなかよし広場は、気軽に子育て支援ルームを利用されたい皆様に対して、同年代のお子様と遊べる場を用意し、平日午後に自由に支援ルームを利用できる時間帯を設定しております。

3つ目の育児講座では、心理カウンセラーの先生を囲んで子育て座談会を行ったり、消防署職員により、お子様に対応する救急法講座などを開いているところであります。

4つ目の食育活動も行なっており、しろうま保育園栄養士による幼児食の提案や、健康福祉課の管理栄養士によりお昼会を開催をし、食に関する悩みをお聞きしているところであります。また、食育ボランティアの皆さんに協力を得て、郷土食の提供をしているところであります。

そして、ボランティアグループによる絵本、紙芝居の読み聞かせや体操教室やプール遊びの指導にご協力をいただいております。さらに、グリーンスポーツや消防署に出かけたり、人形劇鑑賞会や幼児向けの音楽会も計画をしているところであります。

このようなさまざまな活動のほか、母子保健事業でありますマタニティ教室を支援ルームで開催をし、なかよし広場を見学する機会を設けているところでありますが、来年度以降には、さらに出産前の妊婦さんへの講座を開催をし、出産前に乳児と触れ合い、そのお母さんから経験談を聞くことができるような事業の実施も予定をしているところであります。このように支援ルーム

の利用を通じて、子どもを中心に母親同士のかかわりを持っていただくと同時に、地域の子育てをする環境づくりを目指してまいりたいと思います。

最後に、遊具つき公園整備の進捗状況についてであります。具体的に遊具つき公園の位置づけとして整備をしてまいりましたのは、子育て支援ルームの園庭になります。園庭に設置されている遊具に関しましては更新を図っておりますが、安全点検で合格した遊具に関しましては、防錆処理、塗装を施しながら継続を、利用をしているところであります。

最近の遊具の更新状況は、平成20年、21年に小型滑り台などを、平成26年度にはユニット式の大型複合遊具と砂場の更新をし、昨年度には安全点検結果をもとに鉄棒、登り棒、ブランコ2基を撤去し、新たにブランコ2基を設置をしたところであります。

ご承知のとおり、支援ルームには駐車場も備えており、園庭は常に開放しており、土曜日以外の日中は支援ルームのスタッフが施設内におりますので、万が一何か起きてしまった場合には、その対応をすることもできます。さらに、西を見れば白馬三山の絶景や南側には木流川の遊歩道とつながっており、散策や水遊びをすることもできます。決して近代的な公園ではありませんが、小さなお子様にとって魅力が詰まったすばらしい施設でありますので、多くの皆様にご利用をいただきたい、このように思っております。

以上が、加藤議員の1つ目の答弁であります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問はありませんか。加藤議員。

第6番（加藤亮輔君） 答弁ありがとうございます。

ただ、一時保育のことをちょっと知りたかったものですから、あとのところまで議論すると時間が足りないものですから、一時保育のことについてご答弁願います。

それで、まず最初に、去年の12月現在、たしか65名の応募者があったと。これは未満児保育についてですけれども。それが実際、今の答弁でいきますと55名、この冬迎え入れるというようなお答えだったんですけれども、あとの10名の方は保護者の方が辞退されたのか、それともいろいろな理由、要は受け入れできないとか、どんな理由でその10名の方が減ったのか、その辺の事情だけ少し説明願います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中子育て支援課長。

子育て支援課兼教育課長（田中克俊君） ただいま申しあげました55名という数字でございますけれども、こちらにつきましては申し込みされた人数から、その後辞退された方、あるいは要件にあっていないということで、うちのほうで却下をした方、これを除いた数が55名でございます。

この55名というのが、この12月から3月までのマックスの数字になります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第6番（加藤亮輔君） 55名の方が全て入れるかどうかは、まだちょっとわからないということで理解していいんですかね。

それと、よく保護者の方から質問を受けるんですけども、規則の中には、一月大体64時間以上労働することを認定基準の1番に書いてありますよね。それで、一月24時間ということは、大体月20日働くとして4時間で80時間と、そういう計算になります。この方たちは、こういうところからいけば、入所希望をして、入園できるのかどうかということが1つ。それから問題になるのは自営業者の場合なんですよね。自営業者の場合、24時間、それから常勤を証明するのは非常に難しいんです。しかし、お店を開いていれば、お客が来なくてもその店から離れることができないと。それから、そのあいた時間に掃除をしたり、それからあしたの準備をしたり、それから来シーズンの準備したり、それからまた、夏だったり冬の誘客のどうしようかということとを相談したりして、じっとしていても働いているんですわね。そういう場合のとき、64時間ということが証明できない場合、これは預けたいといった場合、保育園の認定基準に合致するのかわからないのか。私はこういう人たちも、認定基準に加える、合格のほうへ加えるべきだと思うんですけども、先ほどの4時間ぐらいのパートの人、それから今のような状態の場合、どういう対応をするのか、ご答弁をお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中子育て支援課長。

子育て支援課兼教育課長（田中克俊君） ただいまの件につきましてお答えさせていただきますけれども、加藤議員さんおっしゃるとおり、村のほうで定めております基準というのによって、保育の必要があるか否かというところが申し込みの条件になってまいります。ただいまおっしゃいましたとおり、一月において64時間以上労働することを常態とすることということが1つの基準になっておまして、ただ64時間以上というものにつきましても、1日8時間の方もおれば、6時間という方もおるといところで、この辺につきましては、点数化によって差をつけさせていただいております。

また、自営業者の方につきましても、この労働することを常態というのは、自営業者の方もサラリーマンも全て同じ条件で見えておりますので、本人が提出してくる書類、あるいはそれに疑義があれば、私どもからの聞き取り、そういったことによって判断をさせていただいているところでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第6番（加藤亮輔君） それで、子ども・子育て支援事業計画、この中に、働きたい、それから子どもを保育園に預かってほしいということが、パーセンテージ的には高い比率を示しています。そういう中で、お母さん方、保護者の方の勤労の時間帯が先ほどのような感じで、64時間ぐらゐを一つの目安にしているということになれば、点数をつけるよりも、なるべくその人たちが要望、入園希望を出した場合、受け入れるという方向に持っていくのか、それとも今の施設がいっ

ばいになれば、それはお断りして仕方ないという状態なのか、その辺の基本的な考えはどういう考えなんだろうかね。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中子育て支援課長。

子育て支援課兼教育課長（田中克俊君） この法の趣旨からいえば、この条件に当てはまる方については、各自治体において子育て支援という観点で預かるというのが本来の趣旨だと思い、当然、当村もそのように行っているところでございます。

先ほどの受け入れの数、あと要望の数というのがそれぞれ出てきたわけですが、ここで改めてその点につきましてご説明を申し上げますと、現在のところ、今年度に受け入れられる数というのが、ゼロ歳児は4名、1歳児で22名、2歳児で23名ということでございます。満の51には達していないわけですが、1歳児、2歳児につきましては、22名、23名、全て要望に沿って、今のところは入園できるという予定でございます。ただし、ゼロ歳児につきましては、冬季間、一番多い月で今10名入所希望がございます。ところが1歳につきましては、4名までしか受け入れすることができないということで、この4名についても既に入所の決定をさせていただいているところでございます。

したがって、このゼロ歳児につきましては、今年度もまことに残念ではございますけれども、おうちの方のご要望には沿えないというのが現在のところの結果でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第6番（加藤亮輔君） どうも答弁ありがとうございます。

非常に努力をしていることは、重々答弁の中から読み取れると思うんですが、先ほど村長のほうから、公共施設を利用して何とか対処をしようというような答弁がありましたけれども、この小さな公共施設を利用して対処をしようというのは、これはどういう意味合いなんだろうかな。ちょっと詳しく報告願います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中子育て支援課長。

子育て支援課兼教育課長（田中克俊君） ただいまの件につきましてお答えさせていただきます。

この子ども・子育て支援制度でございますけれども、私どものしろま保育園のような保育園に給付をいただける、施設型給付というふうに言っていますけれども、そのほかに、市町村が認可をした事業に給付をしていただける地域型給付とっておりますけれども、こういった地域型保育事業というのがございます。この中には、小規模保育事業、これが先ほど村長の答弁でありましたように、公共施設を使った保育事業、例えばですが、ふれあいセンターの1階、一室にそういうことを設けることができないかというような検討がこれに当たります。

そのほかに家庭内保育事業、これはそういった資格を持った、あるいは研修を積んだ方の居宅で保育をするという事業でございます。その他にも事業所内保育事業、これは民間の事業所が保育所を、保育施設を設けるというものでございます。

それですとか、居宅訪問型保育事業、こういったものが含まれて、全て地域型保育事業と言っておりますけれども、公共施設を使う可能性があるというのが、このうち小規模保育事業というのに当たるということでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第6番（加藤亮輔君） 1つだけちょっと。地域型とか家庭型はもちろんわかっているんですけども、そういう動きが今現在あるかないか。そして12月は当然間に合わないと思うんですけども、翌年度そういう形を実行できるようなところまで進められるのかどうか、その辺の見通しだけちょっと教えていただきたいのと、ついでに次の質問に移ります。

病児保育の問題です。

病児保育の問題は、私、皆さんに資料をお配りしましたので、資料1を見ていただきたいと思います。

これは長野県下で実施している病児・病後児保育の実施状況です。この自治体は自分が調べた範囲ですから、多少の間違いはあるかもしれませんが、大体こんな状況です。それで、長野県下で全体で34の市町村が、既に病児・病後児保育を実施しています。こういう同じ長野県でありながら、それから同じような先ほど広域のほうでどうのこうの考えるということをしていましたけれども、真ん中の上伊那とか、それから1番下に下伊那も書いたんですけども、ここは2010年から広域連合自立圏構想とか、そういう形を使って病児・病後児保育を既に実施しているんですね。こういう形で実施していない地域は大北地域と木曾地域だけなんです。あとの地域は大体やっているんです。だから、長野県全体から見れば、そんな医療格差があつては、私はいけないと思うんです。

それから、先ほどのアンケートにとっても、44%の人が病児・病後児保育をやってほしいと、できたら利用したいというような要望も出ています。何でこんなに遅くなったのか、病児・病後児保育の設置についての考え方が遅れたのか。先ほどの小規模のやつ、やる方向性があるかないかとあわせてお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中子育て支援課長。

子育て支援課兼教育課長（田中克俊君） それでは、先ほどの地域型の事業の関係ですけれども、小規模保育事業、これにつきましては村の施設ということですので、施設に関する検討、それと1番大事なのがそこで働く保育士、この問題がございます。こちらにつきましては内部の問題ですので、これから直ちに検討ができるということだと思います。

あと、家庭的保育事業につきましては、これはあくまでも相手がいることですので、こういったことができそうな方、こういった方を広く情報を集めて、場合によっては個別にコンタクトをとって趣旨の説明等、そういったことも必要かと思っております。

また事業所内保育事業につきましては、特に本村の場合、冬の、要は需要にいかに対応すると

いうことで、冬季に多くの従業員等が集まる大きな会社というのもございますので、そんなところにもコンタクトのほうをとっていきたいというふうを考えているところでございます。

続きまして、病児・病後児保育の関係でございます。

私もこの4月にこちらのほうに参りまして、昨年の平成28年度、広域連合のほうで開かれております連携の会議の資料、あるいは議事録のほうを拝見させていただきました。その中で各圏域の担当課長さんの言葉の中では、当専門部会では、この病児・病後児保育についての検討がまず第一であろうというふうなところが、会議で見受けられたということがございます。そんなところから推察いたしますと、他の圏域では既に始まっているんだけど、うちの圏域では特に取り組んでいないと。ただ、実際には池田町ですとか大町市につきましては、病後児保育のほうは実施しておるわけですが、その圏域内にある大きな拠点となるような病院、こういうところに併設をした病児・病後児保育というものがないということで検討の課題になっているというふうに、私のほうでは理解しております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第6番（加藤亮輔君） ご確認したいんですけども、私の調べでは、大町、池田はやっていないというのを担当者から聞いたんですけども、それはちょっとまた後で調べていただきたいと思います。

先ほども表を見せましたけれども、こういう感じで病児保育をやっています。それで、一番お金のところからいけば、この保育に関しては3分の2は国の補助があると。そして松本は2,000万ぐらいの予算でやっているんですけども、自分の実際の持ち出しは600万ぐらいと。それから安曇野市も行なっています。これは、安曇野市は27年の10月から実施して、半年で98名の方がこれを利用したということです。600万かかって、およそ200万が一般財源の持ち出しというような感じなんです。

子どもはいつ病気になるかわからない。それから、特に親のほうは、やっぱりそんなにちょくちょく休めないんです、現実的に。だから、そこを本当に考えなければ、そういう策を充実していくことがやっぱり男女共同参画とか保護者の働きやすい環境をつくるとか、そういう言葉の実行になると思うんです。言葉で言うのは簡単だけれども、やっぱりそこをきちっと村としてはやってほしいということです。よろしくお願いします。

次に、一時保育のことについてですけども、一時保育のところでは、下の表をちょっと見ていただきたいんですけども、資料2というところの、ここに二重枠の右のほうに書いてある土曜休日保育、一時保育、それからその下になかよし広場とか、こういう事業をやっていると。そういう中で27年、28年の一時保育を見ますと、27年は766人で、28年は1,529人ということだそうです。それで、1日平均にすると、28年で大体5人ぐらい、こ

の施設を利用して一時保育をしています。

それでも、お母さん方から、保護者から相談を受けたんですけれども、一時保育の申し込みをするときに何かいろいろ聞かれると、何となく電話かけづらいという声を聞きました。それで、白馬村の場合、先ほど一時保育の利用基準を説明いただきましたけれども、今、一時保育についてはリフレッシュ保育という保育も認められています。それでまた、これもやりなさいと、厚労省のほうから通達が出ていると思います。

それで、このリフレッシュ保育というのがどういうことかということ、保護者の育児の負担を軽減するために、一時的に保育を必要とする場合の一時預かりと。つまり、松本市の場合は、利用基準のところに趣味、スポーツ、リフレッシュ、学校行事などの場合も一時保育で預かりますよというふうに明記されてます。でも、白馬村の一時保育のところにはそういうこと明記されていないんですけれども、白馬村の場合はこういう趣味とかスポーツとか、そういうことで、たまには子どもからちょっと離れたいと、そういう場合、素直に保育を許しているのか、それとも認めていないのか、これはどちらなんでしょうか。ちょっと返答をお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。田中子育て支援課長。

子育て支援課兼教育課長（田中克俊君） 答弁の前に、先ほどの病児保育の関係を先にお話させていただきたいんですけれども、資料によりますと、大町市は児童センターのほうで病後児保育を実施している。ただ、28年度6月の会議だったんですけれども、利用者はいなかったということです。あと、池田町につきましては、1つの園で病後児保育を行っており、28年度はもう1カ所、会染の保育園のほうでも行いたいという発言がございました。実績は1人で、2から3日の利用があったということが会議に出ておりましたけれども、それで申し上げさせていただきました。

次に、一時保育の関係ですけれども、ご案内につきましても、議員さんおっしゃるとおり、冠婚葬祭、保護者の就労、疾病もろもろという理由が書いてございますが、その他やむを得ない事情というところで、支援ルームのほうに常駐しているスタッフは正規の保育士、主任保育士級を昨年度も本年度も配置してございます。そういったお母さん方あるいはお父さん方が子育てをすることによるストレス、それを発散と言ってはあれなのかもしれないですけれども、そういった息抜きということで、そういったリフレッシュも必要だということは当然認知はしているところだとございます。ですから、そういった理由によって断るといったことはあり得ないという。もしそんなことがありましたら、絶対そういうことはないようにと、私のほうから指導させていただきたいと思います。

それでまた、頼みにくいというような、今意見ございまして、これは何年か前の一般質問でも同様な意見が出ていました。これにつきましては、私もこの4月から、保育園もそうなんですけれども、保育園ですとか支援ルーム、これは福祉サービスと、あくまでもサービス業で、こちら

に来られる方はお客様だということで、そういった印象は持たれないようにということは、4月の冒頭から言っております。もし、まだそのようなお気持ちをなされる保護者がいるということであられましたら、いま一度、私のほうから、それも現場のほうに伝えたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。加藤議員。

第6番（加藤亮輔君） 議長、あと何分でしょうか。

議長（北澤禎二郎君） あと19分です。

第6番（加藤亮輔君） はい。

そうしたら、遊具つき、そのところのちょっと質問をしたいと思ったんですけども、時間ありませんから、それから、また明日、同僚議員が質問しますから、そのところは次の機会にしたいと思います。

続きまして、第2問目の青鬼地区の保存と活性化について質問したいと思います。

平成12年に重要伝統的建造物群保存地区に指定され、青鬼地区の母屋14棟、それから土蔵など11棟の整備が進められています。また、同地区は日本の棚田百選にも選定されています。青鬼地区の今後の建設関係、棚田を含む地域の整備と実施計画を示してください。

それから、2つ目として、青鬼地区にあるお善鬼の館の整備目的と活用状況を示してください。

3番目に、地区住民との同意のもとで、同地区を観光資源として活用する考えがあるかどうか、またあれば、どのようなビジョンを考えているかご説明ください。

それから、4番目として、青鬼で耕作している紫米の耕作面積、それから2番目として収穫高及び働き手が少なくなって耕作できない不耕作面積はどれくらいあるか。また紫米の在庫は何トンくらいあるかをお示してください。

それから、5番目として、紫米は全量、村の振興公社が買い上げていますが、その価格と主な振興公社の販売先はどこなのか、あわせて報告をお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 青鬼地区の保存と活性化について、5つの項目に分けて質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の、今後の建築物関係、棚田を含む地域の整備計画と実施計画と、2点目のお善鬼の館の整備目的と活用状況についての質問であります。関連がございますので一緒にお答えをいたします。

ご存じのとおり、平成12年12月4日に文化庁から、重要伝統的建造物群保存地区の選定を受け、平成13年度から母屋や土蔵などの整備が進められてきております。青鬼地区の歴史を少し述べますと、1800年代は24戸の集落がありました。昭和60年代になると、周辺の集落と同様に近代化や産業構造の変化、人口の流出と過疎化が進み、15戸へと減少をしております。

これに伴い、かつては畑が杉林に変わるなど、耕作地の形態には変化が生じてきましたが、景観の基本的な部分は近世以来の伝統的な状況を保ってきました。集落の東側、小高いところに広がる水田は棚田を形成をしており、また、それぞれの棚田は石垣によって形成をされているため、景観上の存在意義は極めて大きいと言えます。この棚田は平成11年に日本の棚田百選にも選ばれております。

青鬼地区の保存及び活用に係る方針といたしましては、3本の柱を掲げております。

1番目として、伝統的習慣及び伝統的技術の保存と継承であり、伝統的建造物群とその歴史的環境を真に生きた形で保存するためには、昔から伝えられている道・堰普請などを中心とした相互扶助制度、祭りなどの季節行事の継承、家づくりなどの伝統的技術の保存が肝要であり、今後これら保存と継承を積極的に進めること。

2番目として、伝統的建造物保存のための資材の確保であります。可能な限り建設当時の屋根を復元するために茅場の確保が重要となっております。しかしながら、この復元は大変困難であり、現存する鉄板の被覆状態を維持することが最善であると考えます。

3番目は観光客対策であります。保存地区の住民生活向上のための地域振興や、保存地区の価値を多くの人々に実感してもらうことを目的とした観光は必要であり、また避けることはできないと考えております。しかし、地域の生業や生活習慣を阻害するような行き過ぎた観光は、保存地区の歴史的風致を損ね、美しい農村景観を俗化させることとなるので、これらを規制して、必要最低限で、かつ良質な観光の振興を図ってまいります。

これらを受けて、今後の整備計画については、未施工の母屋や土蔵の修復、青鬼神社の本殿や神楽殿、石段、公民館などの修復などを、地区住民の方々と相談する中で計画してまいりたいと考えております。

なお、事業実施については、財政担当課との予算調整を行いながら事業を推進する予定であります。

次に、お善鬼の館は重伝建指定以来、毎年地区を訪れるお客様が増加傾向となり、地区内に公衆トイレや休憩場所がないため、未使用の民家を公開の家屋として、また青鬼集落の公民館としても使用できるよう、村が改修工事を行いました。棚田に向かうお客様にとって、お善鬼の館は駐車場との中間地点となるため、重要なよりどころとなっております。

なお、本年度より開始された集落支援員制度や特産品開発支援員制度を活用して、青鬼地区でテントを設置をして、物販を行いながら地区の案内などを実施しておりますが、大変好評で、多くの観光客の皆様と接しているところであります。

3点目の青鬼地区住民との同意のもとでの観光資源としての活用の考えはどの質問であります。青鬼が伝統的建造物群保存地区に指定され、さまざまな場面でその美しい景色の写真や映像が一般に紹介され、以降、村外からの来訪者がふえ、特に棚田に水が張られる時期は、入口の駐

車場が満車になるほどであります。ただ、来訪者のごく一部の中に、地元の方の制止にもかかわらず、農地の畔に立ち入ったり、嫌がる住民にカメラを向けたりというマナーを守らない者がいて、地元住民、来訪者ともに不快な思いを味わうということが毎年のように発生をされていて、地元の意向を受け、青鬼を観光スポットとしてPRすることは控え、照会があればご案内するという対応としているところでもあります。

村といたしましては、白馬を代表する景色の一つと言ってよい五竜岳を背景とした棚田・コブシの絶景を多くの方に知っていただきたいという思いはありますので、地元の皆さんが来訪者を受け入れる環境づくりに取り組み出したところでもあります。

具体的には、集落住民との会話を重ね、地元の計らいで、より立ち入ってよい民有地を紹介をしていただき、展望広場としてエリアを設け、5月の連休以降ほぼ毎日農政課の特産品推進員を中心に現地での案内を行い、来訪者にマナーを守っていただくよう活動をしているところでもあります。

案内は、展望エリアや青鬼の民話を掲載した青鬼通信を配布しながら、振興公社の協力のもと、紫米関連の特産品の紹介も行い、来訪者には大変好評とのことでもあります。当面は、こうした住民と観光客との思いを両立させる取り組みを継続をし、石垣のある田園風景と山岳景観を紹介をしてみたいというふうに思っているところでもあります。

4点目の青鬼地区での耕作をしている紫米の耕作面積、収穫高等についての質問ではありますが、平成28年度の実績で申し上げますと、耕作面積は138アール、収穫高は7,910キロ、働き手がなくて耕作できない不耕作面積については、青鬼地区で耕作している田がどんどん不耕作地化しているとは思っていません。しかしながら、年々高齢化していくのは事実でありますので、今まで耕作をされていた方が、耕作できなくなるということは生じてきます。今のところ、地区の担い手の方に集積されていますので、不耕作地がふえているという状況ではありません。ただし、平成27年度、28年度においては、40アールが地震による災害復旧のため耕作できなかったという特殊事情はございました。

紫米の在庫の数量であります。平成28年度末で8,160キロであります。年間の収穫量としては、おおよそ8,000キロが需要と供給のバランスがとれているのではないかと考えられ、今年度から紫米の作付に関し村も入り、生産者と白馬村振興公社との間で生産調整を行い、今年度は134アールの作付となっております。紫米を作付しない面積約42アールにつきましては、良質なあきたこまちの生産を行い、付加価値をつけた白馬産米のブランド化の取り組みを進めております。

最後に、振興公社の買い上げ価格と主な販売先のご質問ではありますが、価格については1キロ当たり360円で、南京香稻という品種の場合は、作付面積により1反当たり6万円を加算しております。なお、平成29年度の南京香稻の作付面積は13アールであります。

販売先につきましては、村内のスーパー、スキー場運営会社、村内ホテルその他、銀座NAGANO、名古屋名産ショップなどであります。

以上が青鬼地区の関係の質問に対しての答弁であります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁も含め、あと6分です。

質問ありませんか。加藤議員。

第6番（加藤亮輔君） 答弁ありがとうございました。

ここで青鬼区のことについて、私は白馬に来て今33年目になるんですけども、青鬼区についてはそんなに詳しい知識はありませんでした。でも、伝建になってからは、かれこれ10回ぐらい通って、この質問するに当たって、3回ぐらいまた訪れました。あそこの村民の方にもいろいろ区長始め、お話を聞きましたけれども、やはり一番の問題はやっぱり高齢化だと。この高齢化をどう解消していくかという問題と、それから、もう一つは、区内に観光客、訪れる人がいるんですけども、区内でお金が回るということがないというようなことは、これは私が感じることで、あそこでごみを出すとか、いろいろなトラブルが起きた事実もあります。だけど、もう少しあそこで区内経済、お金が回るシステムをつくれば、それから、また高齢者問題が解決できれば、もう一つ今までとは変わった青鬼地区ができるんじゃないかなということで、今回の質問を考えたわけです。

そういう中で、この2つの問題をどう解決するのかということで、ちょっと提案したいと思うんですけども、やはり青鬼には今言った伝建の建物があると。それを見に来る、訪れる人が年々ふえているという、これをやっぱり一つは活用するという。それから、もう一つは青鬼の紫米をどう付加価値をつけて売っていくか。それから、また、そこで働いている人にどう生きがいを持ってもらうかということなんですけれども、訪れる人がいるということは、やはりその土地そのものについて魅力を感じているということが1つあります。訪れる人に対して、やっぱり紫米のおにぎりを売るとか、それから漬物を出すとか、それから紫米の加工品を売る、飲み物をちょっとやると、そういうところをお善鬼の館で、出身、地元の人がやれば一番いいんですけども、やれなかったら振興公社の方がやる、そういうことも考えながら、やっぱりお善鬼の館を活用していかないといけないと思うんです。

それから、もう一つは、あそこの建物が、8軒ばかり住民の方が住んでいます。あと4軒から6軒は住んでいない。これは時間がないもので簡単に言いますが、徳島の三好市も伝建地区です。ここは改造した建物に観光客をもう呼び込んでいるんですわね。大体、呼び込んで、年間大体2,300から2,500人ぐらいの人が来ている。売り上げとしては3,000万ぐらい売り上げとるというようなこともやっています。その辺のことをやれば、もう少し、あそこの青鬼の区内でお金が循環できる。それからまた、青鬼のお米、紫米を食べてもらった批評も聞け

るということで、下へおりた若い人が、ひょっとしたら、また青鬼でちょっと汗かいてみようかというふうになれば、今度また次の後継者問題も解決していくと思うんだけど、青鬼のお善鬼の館及びあいう建物をずっと閉めておくんじゃなくて、そこの持ち主と相談して、もっと活用するという方向で考えるつもりはあるかないか、そういう相談をする気があるかないか、ちょっとその辺をちょっとお伺いしたいんですけども。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤議員が言われるとおりになんです。

そんな中で、昨年から特産品係を農政課のほうに設置をし、そしてまた、ことしからふるさと支援隊、そういったことも活用しながら、今答弁でも申し上げましたけれども、テントを張って、あそこで紫米を売ったり、そしてまた振興公社から持ってきたようなものを売ったりという、そういった取り組みをしているところであります。非常にことしはよかったという、そんなお話も聞いておりますし、今、お善鬼の館をどういうふうにやって活用したらいいのかということ、また後ほど観光課長のほうから話があるかどうかわかりませんが、お善鬼の館というのは、お客様がほとんどの人が下へ下らないで、直接棚田のほうへ行くお客様がもう大部分だというようなことで、お善鬼の館で、じゃ、振興公社の人、農政課の人があそこで売ればいいんじゃないかという話をしたんですけども、今、青鬼の人たちに聞くと、10人のうち7人、8人は棚田のほうに行くというようなことでありますので、ことしは試験的にそんな青鬼通信というものをつくったり、そしてまた、来年度に向かってどういう方法がいいのかということも模索をしながら、白馬にせっかくお客様が来ていただく、気持ちよく帰ってもらう、そしてまた地域の人たちも気持ちよく迎えられるといった、そういったことがだんだん浸透してきたというふうに、私は思っております。

いろいろなことを模索をしながら、白馬村にとっても非常に観光の資源の一つでありますし、また地元の昔からの生業も大切にしながら、非常に重要だと感じておりますので、そこら辺も含めて対応してまいりたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、以上で加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日6月9日は午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日6月9日は午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時10分

平成29年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成29年6月9日（金）午前10時開議

（第3日目）

1. 開議宣告

日程第 1 一般質問

平成29年第2回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成29年6月9日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山 勇太郎	第7番	横田 孝穂
第2番	田中 麻乃	第8番	篠崎 久美子
第3番	太田 正治	第9番	太田 伸子
第4番	伊藤 まゆみ	第10番	田中 榮一
第5番	松本 喜美人	第11番	津滝 俊幸
第6番	加藤 亮輔	第12番	北澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川 正剛	副 村 長	太田 文敏
教 育 長	平林 豊	総 務 課 長	吉田 久夫
参事兼税務課長	篠崎 孔一	観 光 課 長	横山 秋一
生涯学習スポーツ課長	松澤 忠明	会計管理者・室長	田中 哲
建 設 課 長	酒井 洋	農 政 課 長	太田 洋一
健康福祉課長	窪田 高枝	上下水道課長	山岸 茂幸
住 民 課 長	矢口 俊樹	教育課長兼子育て支援課長	田中 克俊
総務課長補佐兼総務係長	下川 浩毅		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 山 岸 俊 幸

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成29年第2回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は7名です。

本日は通告された方のうち3名の方の一般質問を行います。

質問される議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので、申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第11番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第11番津滝俊幸議員。

第11番（津滝俊幸君） 11番津滝俊幸でございます。

今回の白馬村議会議員選挙により、2期目ということで皆様に選出をいただきまして、また新たな気持ちで4年間、緊張感を持って白馬村の職員の皆様と一緒に明るく豊かな村づくりに努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきたいというふうに思います。

今回は3問の質問をしております。

まず始めに、村税並びに上下水道料金の滞納金についてお伺いをいたします。

平成28年度末で現年分並びに滞納分についての各未収金額や徴収率などの係数、差し押さえやその換価処分状況について、また、今後の徴収業務の取り組みについてお伺ひいたしますので、よろしくお願ひいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 津滝議員から3点について通告がありました。順次お答えをしております。

最初の質問であります。村税及びに上下水道料金の滞納金についてお答えをいたします。

平成28年度末時点の村税徴収率は、現年度分で97.6%、滞納繰越分を加えた全体では

75.3%であります。平成27年度は70.5%、平成26年度は67.9%と徴収率は上がってきております。

滞納繰越額は、平成26年度当初6億8,570万円でありましたが、平成27年度末で6億1,747万円、平成28年度最終では4億8,711万円となり、着実に減少をしてきております。

差し押さえや換価処分についてであります。滞納者の給与・賃借料・不動産や動産の公売等で換価した額は、平成28年度は1,864万円あります。

村税等の確実な徴収と厳正・公平な滞納整理を実現するために、白馬村村税等滞納整理基本方針を定めております。基本方針として、法令に基づく適正な債権管理、初期滞納の徹底した抑制、法的措置の取り組み強化、関係機関、全庁一体となった取り組みの推進、納税者の利便性向上の5項目を上げ、具体的な取り組みとして、日ごろから納税相談による滞納者からの生活実態の聞き取りや、担税力を把握する上で債権、動産及び不動産の財産調査に力を入れているところであります。

また、払い忘れによる滞納対策として、口座振替制度の利用推進や、平成30年には、給与所得者の方は、長野県下一斉に住民税が原則特別徴収となりますので、県と連携をして特別徴収の推進にも取り組んでまいります。

次に、水道料金及び下水道使用料についてであります。まず平成28年度末の現年分及び滞納繰越金の状況であります。水道料金の未収金は2,924万9,301円で、収納率は90.6%で過去最高となっております。水道事業は出納整理期間がなく、3月31日で会計を締めますので、未収金の額につきましては、4月の例月出納検査でもお示しをした金額であります。

下水道の使用料の現年度分の未収金は365万9,110円で、収納率は98.1%、滞納繰越分の収納率は31.6%で、758万3,220円が未収金となっております。

水道料金・下水道使用料の未収金の滞納処分の関係ですが、平成27年度に給料の差し押さえを実施しておりますが、それ以外は督促状・催告状の発送、上下水道ではさらに停水予告通知、停水通知を送付しております。また、納付相談の実施による分納誓約を含む収納促進も行なっているところであります。

次に、今後の徴収業務の取り組みについてであります。特に、税務課と上下水道課との連携をさらに推し進めることが重要と考えております。現在も両課では、未収金対象者についての情報の共有を行なっておりますが、同一滞納者の納付相談の同時実施、もしくは同一日実施も視野に連携をし、また差し押さえ等の滞納処分、未収金の不納欠損処分についても連携を強めていくよう考えております。

納付環境面についても、上下水道課では税務課が実施していないコンビニ収納を実施をしてお

り、逆に上下水道課では実施していないクレジット収納を税務課では実施しております。納付環境面についても、両課で実施をしている収納方法のメリット・デメリットについての情報を共有をしながら、収納率の向上と滞納金額の削減に努めてまいりたいというふうに考えております。

津滝議員の1点目の村税及び上下水道の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第11番（津滝俊幸君） 今、ご答弁をいただいた中で、滞納、それぞれの税務、それから上下水道という形の中で数字も出されていて、特に収納率ですが、対前年からすると、どちらも非常に収納率が上がっているというようなご報告をいただきました。

こういうことに対して、常日ごろから職員の皆さん、担当職員の皆さんが非常に頑張っていたという結果のあらわれだというふうに思いますし、今後も収納率を上げていくように取り組んでいただきたいなというところがございます。

それから、もう一つ、滞納、特に税のほうに関してですが、滞納徴収方針の策定ということをお伺いさせていただいたんですが、本年度も基本方針なるものをつくっていただいて、それに向けて、これは市内全域に多分ふれ渡っていることだというふうに思いますので、ぜひこれも皆さんで情報を、先ほど村長の答弁の中にもありましたけれども、共有をしていただきながら前へ進めていただくところかなというふうに思います。

ただ、そうはいつでも、まだまだ滞納金額があるということで、過去によく言われるところの中で、村税と上下水道料金、課が行政の中では縦割りになっていて、情報が共有されていないということで、特に下水道の受益者の事務処理改善報告書の中では、ぜひこのところを何とか市内一元化できないかというような話も出ていたわけです。

そういった中で、先ほどコンビニ収納とかクレジット収納とか、このことについては両方の課がそれぞれ独自の方法をとっているという形になっているんですけれども、このところについては、もう少し歩み寄りを含めて、それぞれ事情があるかと思うんですけれども、例えば両方でもコンビニ収納できるとか、クレジット収納できるとか、村民の側に立って非常にやりやすい形をとられたほうが私はよろしいんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺のところの考えを両方の課の課長さんにお伺いをしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎税務課長。

参事兼税務課長（篠崎孔一君） それでは、先、税務課のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど村長答弁にも申し上げましたとおり、それぞれの料金を徴収する中で、税務課においては、クレジット収納は手がけて27年度からやってきているという経過はございます。実績も27年度で約200万円、28年度においては約600万円ほどということで、今後も納税者側の立場に立って利便性を向上する意味では、こういったところの周知も高めていくという必要性を感じておりますし、もう一方で、コンビニ収納につきましては、現在、実施計画では31年度

から実施をしようということを今、計画に上げております。

水道と違いまして、口座の率が税務関係では非常に少ない状況にあります。大体30%から、税によっては50%欠けるくらいということで、これもやはり払い忘れのミスをなくすというような観点からも、こういったところをしっかりとやっていく必要があるんだろうというふうを考えておりますので、それぞれお互いどういう仕組みの中でどういうところが課題であるかとか、そういうところをしっかりと話し合いをしながら、納める側にとっての利便性の向上という意味で、このあたりをしっかりとまた話し合いをしながら進めてまいりたいというふうを考えております。

税務関係は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） それでは、上下水道関係につきましてお答えをさせていただきたいと思っております。

上下水道課の収納体制でございますが、平成28年度におきまして口座振替の率と申しますのが、73%が口座振替をご利用いただいております。それから別にコンビニでの収納をされた方につきましては全体で10%、約1割の方がコンビニをご利用いただいているというところでございます。

上下水道料金のコンビニ収納につきましては、平成12年10月から実施をしております。納付書につきましては、コンビニ収納に必要なバーコードを印刷をして、納付書及び督促状、催告状にもつけて、24時間365日収納できるというメリットの中で展開をしております。

次に、税務課が実施しておりますクレジット収納の関係であります。担当課としては導入をなるべく進めていきたいというふうにはおるんですが、いかんせん、その料金といったものが口座振替、またコンビニ収納に比べて少し割高になるものですから、そういった面での対策、どのようにその費用を捻出するかといった部分が課題になってこようかと思っております。

ちなみに大北管内のコンビニ収納の状況であります。白馬村のほかにコンビニ収納を実施しておりますのは大町市のみでございます。池田町と小谷村につきましては検討段階、松川村につきましては、税も含めて実施をしない方針ということが村の方針だということでお聞きをしております。

クレジット収納につきましては、非常にメリットは高いのですが、料金の問題のほかに手続の段階で、毎月水道料金、下水道料金につきましては、料金が使用水量によって変動してまいります。その料金につきまして、手作業で処理をしていかなければならないという大きなデメリットもございまして、そういったものが自動化できるようになれば、非常に事務处理的にも収納率を上げる上でもメリットがあろうかと思っております。

下水道課では外国の方、特に外国に居住される方の加入といったものもございまして、そういった方の納付環境面を整える上でも、クレジットでの収納というのは効果があろうかというよ

うに考えております。まだ検討段階であります。また税務課との、実際にクレジット収納を行なっている税務課の状況も聞きながら、導入等につきまして検討をさせていただきたいと思っております。

上下水道関係は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第11番（津滝俊幸君） それぞれ課の事情、それから手数料の問題、それからコンビニもクレジットもどちらも長短があつて、一元的にこれをやっていくということの難しさはあるとは思いますが、意外に今どきのご時勢という言い方が合っているかどうかわからないんですけども、ぼんとクレジットで、高額なものをぼんと買ってしまふとかいうような時代です。ぜひ研究をしていただいて、検討は両方の課しっかりなさっているという認識で私もおりますので、ぜひ村民の側に立って、非常に利便性の高い形にしていただきたいと思いますというふうに思います。

それで、過去の負のものをずっと引きずりながら両方の課もきているということなんです、それを少しずつ、滞納というところの部分の話ですけども、減らしてきているということなんです、この債権管理を確立して、ガイドラインを立てて債権マニュアルを作成する、これは先ほど申し上げた事務改善報告書の中に書いてあつて、これは税務に関しても上下水道に関しても出てきていることではないかなというふうに思うんですが、この債権管理のガイドラインというものは今、庁内の中にはあるわけでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎税務課長。

参事兼税務課長（篠崎孔一君） お答えいたします。

特にガイドラインというものまでは設けてはおりませんが、先ほど申し上げました基本方針の具体的な項目の中で、きちんとした債権管理をしていきたいと思いますというところで目標を立てながら実施をしているのが現状でございます。

議長（北澤禎二郎君） 山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 上下水道課におきましても、まだマニュアルというところまでの策定には至っておりませんが、上下水道課でも徴収に関する基本方針は策定いたしました、個人情報的なものもかなり盛り込んだ方針となっておりますので、公にするというところまでにはいっておりません。

しかしながら、そういったものをつくりながら、また税務課等とも共同しながらマニュアルをつくりながら、誰が担当がかわっても事務の遂行ができるような形に持っていきたいというふうに考えております。

ただ、上下水道課で扱っております上水道料金につきましては2年という期間で、ほかの税、下水道料金と違う、期間が5年ではなく2年といったような特殊性もございますので、そういった部分も盛り込みながら考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第11番（津滝俊幸君） そうですね、ないということなんですけれども、これはもう別に表に出すべきものでもないとは思っています。庁内の中で職員の皆さんが共有しながら、この債権管理をこういうような形でやっていくと、こういうレベルにこうなって、こうなって、こうなって、こうなったら最終的には不納欠損なり何なりというような処分にしていくというようなものをきちんとやっぱり立てていくべきであろうというふうに思います。

なので、ぜひこの辺のところは、これは要望になるかと思しますので、村長、副村長のあたりにしつかりとリーダーシップを発揮していただいて、この債権管理のところのガイドラインを、債権マニュアルをつくっていただくように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、今ちょっと話が出ました、昨年度、27年度の決算では1億1,300万余の不納欠損を税務の関係で起こしています。28年度、これから出納閉鎖もしたかなというふうに思うんですが、現状でわかる範囲内で結構でございますので、両課でこの不納欠損は28年度はあるのか、その辺のところをお伺ひしたいと思ひます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎税務課長。

参事兼税務課長（篠崎孔一君） それでは、先に村税関係についての、いわゆる不納欠損処分額というところでお答えをさせていただきたいと思ひます。

29年3月31日までのいわゆる1年度分ということでお答えをいたしますと、村税関係での不納欠損額は6,695万円でございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 山岸上下水道課長。

上下水道課長（山岸茂幸君） 上下水道関係でございますが、現在、手元の資料によりますと、上下水道料金につきまして、約40万円ほどの不納欠損処分をする予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員。

第11番（津滝俊幸君） ことしも本当に村民の皆様には大変このところは申しわけないというか、諸般の事情によりということになるかと思うんですけれども、両課合わせて約6,700万余の金額の不納欠損が出るということで、ことしから固定資産税のいわゆる見直しが行われてきています。そんなこともあって、これからまたこのことについて、村民の中には不信感を持たれるような方も出てくるかなというふうに思ひます。そうならないように、現年度分は相当数字が上がってきていますので、それを維持しつつ、やっぱり滞納分についてはしっかりと対応していただきたいというところで、1問目のほうの質問を閉じたいというふうに思ひます。

それでは、2問目のほうの質問に入らせていただきます。

特産品開発についてでございますが、白馬村の農林事業補助金交付要綱に基づきまして、特産品開発等の活動事業として補助される交付金について、これは対象経費の3分の2、もしくは上限50万までの交付というような要綱になっています。このことについて、次のこととお伺いたします。

過去4年間に利用した事業者数及び年度ごとの金額。また、同一事業者の複数年利用についてはどうなっているかと。

それから、主な事業内容とその検証結果について。

それから、特産品開発の今後の取り組み、また、この補助金についてのこれからの取り組みについてお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2つ目の質問であります特産品開発について、3つの項目に質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

最初に、過去4年間に利用した事業者数及び年度ごとの金額、また、同一利用者の複数年利用についてであります。特産品が少ない、なかなか特産品開発が進まないといった課題があったことから、特産品開発への後押し、新たな特産品の誕生に結びつけられればということで、平成25年度から白馬村農林事業補助金交付要綱を整備をし、一つのメニューとして、特産品開発等活動事業にて補助金を交付をしております。

過去4年間に利用した事業者数及び年度ごとの金額、同一事業者の複数年利用についてであります。平成25年度6団体208万9,000円、平成26年度4団体166万5,000円、平成27年度4団体161万5,000円、平成28年度6団体255万円を交付をしております。

なお、同一事業者の複数年利用については、6団体であります。

2点目の主な事業内容とその検証結果についての質問であります。主な事業の内容といたしましては、栽培や加工などに必要な資材や器具などに補助を出しているものであります。補助金を受けた団体では、オカワサビ、ホウズキ、ギョウジャニンニクなどの栽培や加工、みそやビールの製造などに取り組んでおります。

補助金による効果を検証するため、特産品開発補助金効果調書により、各団体へ調査と現地調査を行いました。その結果、農林産物の栽培については、どの団体も面積が年々増加し、その分、収穫量も上がっております。また、加工品等の商品化も進んでおり、物産展や飲食店での売り上げもアップをしている団体もあります。また、商談会に出かけて販路の拡大を図るなど、各団体の努力も認められるところでありました。検証結果に格差はありますが、行く行くは村の特産物や特産品になれば、補助金の効果があるというふう実感をしているところでもあります。

最後に、今後の取り組みについてであります。特産品開発は長きにわたっての課題の一つで

ありますが、ここ数年は幾つもの団体が特産品開発に乗り出し、規模が小さいながらも商品化され、少しずつではありますが、成果として形になってきているところであります。これは、各団体や関係者の努力によるものと感謝をするところであります。

農産物に関しては、白馬という地域柄、冬の期間があるため、作物の栽培期間が他の地域に比べて短いことや、しぐれたりして晴天率が低いなど、気象条件に決して恵まれているとはいえません。そのため白馬に適した農産物の作付、他の地域とは収穫時期がずれることを生かすなど、この地域に適した農作物を基本とした特産化がよいというふうに考えております。そうでないと物が安定供給されず、長続きしないと思われまます。

そして、一番大切なのは、安心・安全なものを提供することと、最終的には販路の開拓、拡大が重要かと思えます。そのためにも、関係する機関との連携、協力を得ながら村としても推進をしてみたいと思えます。

特産品開発は、すぐに成果としてあらわれるものでないというふうに考えますが、特産品開発等活動事業を申請をされ、補助金を交付された後の実績やその後の動向については、毎年検証をしていく必要があるというふうに考えます。申請に当たっても、5年間程度の計画や目標といった説明を受けることも必要かと思えますので、交付要綱の見直しも含め、適正な交付事務の執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

特産品開発に必要なのは熱意だというふうに思っております。事業の自立のためのサポートなど、後押しをしていきたいというふうに考えているところであります。

2点目の特産品開発についての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第11番（津滝俊幸君） 特産品をつくっていくに当たって助成をしていく、村の特別な予算組みでこの事業をやっているわけです。今の村長の答弁でいきますと、広く、そうはいつでも浅くというような形で、村内の事業者、団体の皆様にご利用いただいているというような形かなというところでは。

確かに村長おっしゃるとおり、非常に息の長い、今、単年度で結果を出すということは非常に難しいというふうに思う、特産品に関してはですね、難しいということですので、やはり農政課、観光課あたりがこの中心的な役割を担っていくかなというところだと思いますけれども、息の長い、やっぱり計画性を持って対応していただきたいというのが私の意見ですけれども、一般論として、特産品というのはどういう意味合いを持っているかということなんですが、ここの地域、白馬で生産されるその地域の産品であるということが大前提です。あと、それがよくほかにも知られているということが、これも大事なことだと。

しかし、ここのところが非常にマネジメントというか、マーケティングというところになってくるわけですが、なかなか新しくつくったものについては、外に知らしめていくということがな

かなか難しいということがあります。やっぱり、そうすると、ここの地域に昔から、古くから特に盛んに生産されている品目ですか、それから生産量が多いもの、こういうものがやっぱり特産品になり得るだろうというふうに思います。さらに品質がすぐれているもの、味がよかったり、形がこういうような形だったりとというようなこともあるかなというふうに思います。また、それら全てを網羅したものであるかなというふうに思います。

現状、白馬村の特産品というのは、どういふふうに行政側のほうは考えているのかということをお伺いしたいと思います。農産物、加工品、それから民芸品等々いろいろあるかと思えますけれども、行政側の考えている特産品とは何かということをお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田農政課長。

農政課長（太田洋一君） 農政課関係につきましては、特に農産物の関係、あと生産になろうかと思えますけれども、やはりそういった特産品、農産物を作付して加工することによって、当然ながら農業の活性化、収入のアップにつながると思っております。ただ、やはり農産物とか特産品の加工だけでは、やはり地域の活性化、村の活性化というところには結びついていかないと思っております。やはり観光面も含めた連携の中で白馬村全体を盛り上げていくということが非常に大切かということの中で、特産品開発といったものはその一部を担っているというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 横山観光課長。

観光課長（横山秋一君） 個人的に特産品ずっとやってきたので、私の思いということでよろしいでしょうか。

特産品については、さっき議員さんおっしゃったとおり、まさに白馬でとれたもの、それを磨くことが特産品化だと思っております。ひいては、これがあるからお客さんが来るくらいまでいくのが本当の特産品ではないかというふうに考えております。

実際、地場産品を物販等のイベントに行った折には白馬村産という文字だけでかなりお客様がいらっしゃるという現実もあるので、白馬という名前と白馬産の秀でたものをつくれば特産品はできるというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問はありませんか。津滝議員。

第11番（津滝俊幸君） それぞれの課の行政側の認識というところの中で、くしくも両方の課、同じことをおっしゃっていたかなというふうに思います。そのところはそれで非常に共有されているということの中でいいかなというふうに思うんですが、非常にある意味、特産品イコール文化みたいなものが私はあると思っているんですね。だから、ここにぽっと出てきたから、これがすぐ特産品だというのは、これは特産品じゃないと思うんですね。やっぱり先ほど観光課長がおっしゃったように磨かれていく。それからやっぱり農政課長が言うように、ちゃんとそれで収

支が合っていくという、出しても経済的にちゃんと収支が合っていくというような形でないと、やっぱり特産品というような形にはなり得ないというふうに思います。

ですから、白馬のものは農産物がしっかりとでき上がって、さらに観光というマーケットの中でお客様に支持をされていくと、ですから、農産物、加工品、民芸、先ほど申し上げましたが、それにまだ料理、食べてもらう料理ですね、そういうものを総ひっくるめにして、やっぱり文化そのものをしっかりとつくっていくという形になろうかと思えます。

さらに、総合計画であったり、総合戦略の中には、このことについていろいろたわれているわけですが、例えば総合戦略の中で、白馬産の農産物ブランド化を進めるということで、ブルーベリーですとか、ホウズキ、オカワサビ、こういったような人たちも先ほどの補助金を利用していらっしゃるようですが、あとミニトマト、K P I では7ヘクタールから10ヘクタールぐらいに面積をふやすというような文言が載っております。少しずつですが、面積がふえてきているというような話が出ていますが、状況としては今どのような状況になっているのかお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田農政課長。

農政課長（太田洋一君） 個々の作付の面積の全ての状況を全て把握しているわけではございませんけれども、特産品に係る品目につきましては、調書等の結果で現地確認したりしまして、面積が確実にふえているものがやはり多々見受けられました。中には、倍以上の面積を生産量としてふやしているというような実績もございました。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第11番（津滝俊幸君） 私は今の答弁ではちょっと満足していませんね。やっぱりK P Iですから、数字的なものをきちんと把握していただかないと、このところはいけないかなというふうに思います。先ほどの検証の中でも、やっぱりそういうことをやっていくということを答弁の中でうたっているわけですから、そのところは意見として申し上げておきます。

さらに、白馬村単独で今言うようなことをやっても、なかなか私はブランド品にはなっていないのかなと。いかにそれぞれの市場に打って出ていくかというような、市場というのは、要するに観光マーケットも含めた中で市場に出していくかということだと思んですが。

ちなみに、この大北地区では北アルプス山麓ブランドというのがあります。それから長野県産の中では、おいしい信州ふど（風土）、こういった冊子もでき上がっているわけですが、この中では、プレミアムだとかオリジナルだとかヘリテージというようなカテゴリーに分かれていまして、プレミアムというのは非常においしいものですね。オリジナルというのは長野県にしかないもの。ヘリテージというのは伝統野菜等々が言われているわけですね。例えば料理なんかもこの中にあって、おやきとかそういうようなもの、あと野沢菜漬とかそういうようなものも入っています。

今、白馬村でやっている特産品は、これらの地域ブランド、さらには長野県の県産のこのブランドの中に当てはまる、もしくは連携しているというようなことはありますか。どうでしょう。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田農政課長。

農政課長（太田洋一君） 北アルプス山麓のブランドということで申し上げますと、白馬村のそれぞれの団体で作成されました特産品が載っていきまして、現在98品目で、今年度中には100を超えるという数になってくるということで、大北管内、要は白馬村だけではなく大北、北アルプス山麓の5市町村、県も含めてですけれども、共同しながら、一緒にこの地域を、いわば単独じゃなくて、広いエリアで総合的に打って出ると。先ほどの販路もありましたけれども、3年続けて銀座NAGANOのほうでそういった販路拡大という、1週間というか、そういった長いスペースの中で打って出るというようなこともしております。そういった特産品の品数についても確実にアップしているというような状況であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。津滝議員。

第11番（津滝俊幸君） すみません、答弁漏れあるんですけれども、長野県産のほうはどうなっているか。

議長（北澤禎二郎君） 太田農政課長。

農政課長（太田洋一君） 長野県産につきましては、恐れ入ります、ちょっと私そこまで承知しておりません。申しわけございません。

議長（北澤禎二郎君） 津滝議員。

第11番（津滝俊幸君） やはりもちろん地域ブランドに当然入っていくのは、それなりにレギュレーションが決まっていて、こういうレベルのもので、最後は審査員の皆様に食べていただいて、官能検査まであって、それでもって決まるというような形になっています。

長野県産のほうのおいしい信州ふード（風土）についても、やっぱりレギュレーションが決まっていて、その規定を満たして、やっぱり審査がありまして、このカタログのほうに載っていくと。これに載ると、長野県のアンテナショップ、銀座NAGANOのほうに展示されていく、もしくはいろんなイベントにも参加していかれるというような形になります。

せっかく村で予算をつけて、さっき持続的には6事業者等々がやっている、その6事業者については、多分この地域ブランドについては北アルプス山麓ブランドですね、そちらにはもう多分入られていると思うんですが、おいしい信州ふード（風土）のほうにはまだ入っていないのかなというふうに思います。

ですから、その辺のところは県ともしっかりと連携をとっていただいて、ことしはDCキャンペーン、これもうじき始まります。そういうようなところとしっかりと打って出られるように対応していただきたいなというふうに思います。

それから、単発の予算で本年度も300万ぐらいの予算しかついていないんですけれども、も

う少しこの特産品開発というところに対して拡充を図っていただくというようなことをご意見として申し上げたいというふうに思います。

続きまして、次の質問に移りたいと思います。

3番目の質問として、人手や人材不足、雇用についてお伺いをしたいと思います。

まち・ひと・しごと創生に基づく白馬村総合戦略、これは27年から31年までのものになります。最終年度は31年ですね。本年は中間年になります。その検証と進捗状況についてお伺いします。

また、村内各所で、今回私も選挙でいろいろなところにさまざまな人たちとお話をする機会を持ちましたが、人手不足や人材不足についての声を多く聞きました。このことについて、行政側の認識と対応についてお伺いをしていきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 3点目の人手や人材不足と雇用についてのご質問でございます。

最初に、まち・ひと・しごと創生に基づく白馬村総合戦略の中間年になるが、その検証と進捗についてのご質問であります。

昨日の伊藤まゆみ議員の答弁と重なりますことをご了承を願いたいというふうに思います。

検証作業は、総合戦略、総合計画の進捗確認を実施いたします。平成28年度出納閉鎖期間が終了したことから、今後、各課による検証後、総合計画等評価委員による検証を実施していただく予定であります。委員、人数については調整中ではありますが、PDCAサイクルの中で、総合戦略、総合計画の策定に携わっていただいた計画審議委員会を中心に引き続きお願いをできればというふうに考えているところであります。

次に、村内各所での人手不足、人材不足についての認識と対応に関するご質問ですが、白馬村の求人倍率を調べてみますと、季節の変動が大きく、観光シーズンは1を大きく超え、4月以降は1を割り込む傾向があり、確かに索道事業者や宿泊事業者の話でも、シーズン前の人手確保には苦慮しているというふうに聞いております。大型スーパーでは慢性的な人手不足の状況があるとのことでもあります。

また、農業者の高齢化が進む中、昔と同様の作付や維持管理ができない状況となってきましたが、これは当村ばかりではなく全国的な問題でもあり、このような状況を打開するため、国の施策として、農業法人、地域の中心的な経営体、いわゆる担い手、集落営農等を中心に農地の集積が加速度的に進められてまいりました。

このように、農地の維持管理や次世代の人材確保、農業機械の補助などにも力を入れるなど豊富な対策を打ち出しております。当村においてもこのような事業を導入し、少しでも農業者の負担を軽減をし、人手不足や人材不足の解消に努めてきているところであります。

こうした現状への対応は、まさしくまち・ひと・しごと創生に向けた総合戦略にかかわる点で

あろうかと存じます。新たな労働力となる定住者を呼び込むのには不利な形態である季節的雇用から通年雇用への求人をつややすめには、グリーンシーズン期の観光振興が不可欠でありますし、子育て支援、農業振興、村への新しい人の流れをつくるという総合戦略の基本目標に通じることであり、行政として取り組むべき施策であるというふうに認識をしているところであります。

さらに、スキルを習得した優秀な労働力の流出防止や、移住・定住促進のためにも民間・企業間の連携協定が必要であったり、場合によってはコーディネートする機関も必要になってくるというふうに思います。そういった面に行政としてはバックアップをしてみたいというふうに考えているところであります。

津滝議員の人手不足と雇用についての質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は、答弁も含め、あと11分です。質問はありませんか。津滝議員。

第11番（津滝俊幸君） 今、行政側のほうの認識について改めてお伺いをさせていただきました。改めてというのは、やっぱり国でまち・ひと・しごとということで、地域に活性化を図るためにさまざまな交付金を出して何とか地域を活性化させようという施策があつて、それに基づきましてこの総合戦略というのはでき上がっているわけです。

さらに、白馬村は昨年度第5次総合計画というのをつくって、これと連動しながらやりましようよという形で、きのう同僚議員も同様の説明を聞いていたわけですし、私もその内容は聞きましたので、そこのところについてとやかく、検証についてはとやかく申し上げるところはありません。ぜひきちんとした形でやっていただきたいなというふうに思います。

最近言われていることはどういうことかというところなんです、農業の話、先ほど出ましたけれども、農業はそれなりにシステム化ができ上がってきているのかなど。いわゆる集積率も高くなりましたし、圃場整備も、きのうの同僚議員の説明の中では効率よく作業ができるような形で、しっかりと次の世代に向けて農地を有効に使っていきましょうというような形になっています。

一番問題は、この白馬村の基幹産業である観光のいわゆる担い手というのが、今、非常に逼迫しているという状況のようです。私も有効求人倍率等々調べさせていただきましたが、当然4月になればシーズン終わるので、この大北管内では0.96という求人倍率ですが、9月から3月ぐらいまで、あとはもう1を超える、9月は2.31、10月は2.37、11月は2.27、これは冬に向けて募集をかけているからだというふうに思います。

基本的にはよく言われることですが、倍率が1を上回れば人を探している企業が多くて、下回れば仕事を探している人が多いというふうに言われています。これが有効求人倍率ですが、ですから、冬はもう圧倒的に人を探しているということになっているわけですね。これが満たされているかということ、非常に満たされていないという状況ですね。ここを行政側にどうにか

しろと言われてみても、多分その答えは出てこないのかなというふうに思います。ですが何とか考えなきゃいけないということがあるわけですね。

それから、さらに、きのう村長の答弁の中にもありましたが、子育て支援課新しくできたんだけれども、兼務でもってやっているんだと。それで、庁内の中でも実はマンパワーが足りない、人が足りないというような話になっています。本当のこの特効薬というか、得策というのは、人を集めて仕事についていただくということもなかなか、少子高齢化が進んでいる中で、これ難しいことだと思うんですけども、ここのところをどうにかしていかなきゃいけないのはもう事実であります。

安倍内閣ではこのことを、各地方で起きているということをももちろん承知しているわけで、一億総活躍社会、この一億総活躍社会というのはどういうことかということ、若い人も高齢者も、女性も男性も、障がいのある人や難病のある人も、一度いろんな失敗をした人たちも、みんなが包摂された活躍ができる社会にしていきたいと思いますというようなことですね。

それから、ここが一番大事なところなんですけど、強い経済をつくっていくと。この取り組みを通じて得られた成長の果実によって、先ほどのなかなかできない子育て支援だとか社会保障だとか、これから団塊の世代の人たちも非常にそういったところに入っていくわけですけども、経済が豊かにならないと、そういうところにお金が回っていかないと。

前段で私、滞納の整理の話もちょっとさせていただきましたが、経済が豊かにならないと、税金ももらえないわけですね。ですから、ここのところをきっちりと押さえ込みしていかなければいけないのかなと。

やっぱり白馬村では冬は非常に人を雇いたい、だけれども今は来ていない。これは、ここのところだけが人をあれしているわけじゃなくて、年間雇おうと思えば幾らでも雇えると私は思うんですね。経済のやり方だと思っているので、ここのところを何とかしていかなきゃいけないのかなというふうに思います。

1個提案なんですけど、白馬村の今の人口は8,838人、昨日の総数ですけども、このうち労働生産人口と言われるのは、いわゆる15歳から64歳までの人たちですが、これが5,186人ということになります。

確かに、ほかの町村に比べれば、白馬村はこの労働生産人口というのは多いのかなというふうに思いますが、いわゆる65歳以上の人たちは約30%ぐらいいて、3人に1人は65歳以上の人たちだというような状況です。これで外から若い人たちを入れましょうという今、まち・ひと・しごとということになっていくわけですが、なかなかそうはいつでも難しいというようなところもあるわけですけども。

この中にいる65歳以上の人たちで、65歳から、最近75歳までの人、75歳以上の人たちを高齢者と呼ぼうということで、国は何か今取り組み始めているようでございますけれども、こ

のいわゆる65歳からここで言うと74歳ということになりますかね、これは白馬村の中では1,390人、いわゆる一般の職をリタイアして年金で結構元気なシニア層というふうに言われている人たちでございます。

この人たちを何とかうまく、こういった経験も豊かですし、経験というのは人生経験、それから職場の経験ですね。こういう人たちを上手に社会の中にもう一回取り込んでいただいて仕事をさせていただこうと、こんなようなことを私は考えているわけですが、今言うようなことで、村長、65歳以上の方たちに活躍していただけるような場をつくっていくような仕組みというんですか、そんなことを考えてみる気はありませんか、どうでしょう。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 全く同感でありますけれども、なかなか今、白馬村にもシルバー人材センターというところがあるわけでありまして、その会員を見てみると、なかなか人が応募してこないというような状況であります。

そんな中で、今言ったように65歳以上の人たちにもう一度社会へ貢献してもらい、応援してもらいというようなことは、非常に私も大事だというふうに思っておりますが、その方法を、どういう方法がいいのか、そんなことも検討しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

今言われるように、冬は人手が足りない、夏は人手が余るというような状況の中で、年間、白馬村が元気になれば年間雇用という状況もあるわけでございますけれども、そんな状況の中で、白馬村でもこのグリーンシーズンをいかにお客様から来ていただいて、年間働けるような、そういった状況になればというふうに思っておりますけれども、いずれにいたしましても、働く人が少ないという状況でありますので、そういった65歳以上の方々にも再び雇用を、どんな方法で進めていくかはこれからまた検討してまいりたいと思っておりますが、応援していただきたいという思いは私も同感であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問時間は、答弁も含め、あと2分です。質問はありませんか。津滝議員。

第11番（津滝俊幸君） ぜひ65歳以上の人たちに活躍できるような仕組みを考えていただきたいというふうに思います。年金支給開始年齢も段階的に今、上がってきているということで、もしかしたら70歳以上に年金支給率が上がってしまうと、日本人の平均寿命も今もう88歳を超えて90歳代にいかうとしています。それから、高齢者を利用するというので、厚労省のほうで65歳以上の方を対象に事業所のほうをやると、いろんな施策があります。こういった施策を村の中で、これは商工会になるのか、村のほうの課の担当がちょっとどこかわかりませんが、こういったことも事業者を紹介していただいて、しっかりと雇用が促進できるような形に整えていただきたいというふうに思います。

時間もなくなりましたので、私の質問はこれにて失礼させていただきますが、何遍も申し上げますが、こここのところの部分、ぜひぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第11番津滝俊幸議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時05分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第2番田中麻乃議員の一般質問を許します。第2番田中麻乃議員。

第2番（田中麻乃君） 2番、田中麻乃です。4月の選挙で初当選し、この場に立たせていただきました。村民の皆様の立場で、皆様の目線で4年間議員として尽力してまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、早速ですが、通告書に従いまして質問させていただきます。

まず、1番、固定遊具つき公園の建設再検討についてお伺いさせていただきます。2点ございます。

まず、1点目、2013年12月に白馬村に固定遊具つき公園の建設を求める住民有志の会が、白馬村に固定遊具つき公園の建設を求める要望書とともに、1,336筆にも及ぶ署名を村へ提出いたしました。また、議会にも陳情書が提出され、審議の結果、平成26年3月24日の本会議において趣旨採択となっております。しかし、現在、固定遊具つき公園の建設について、検討しているような気配を感じることはできません。

その後の村の対応はどうかお伺ひいたします。

2点目、白馬村子ども・子育て支援事業計画では3ページの3、計画の位置づけと期間の中に、(2)ほかの計画との関係として、白馬村第4次総合計画が掲げる基本理念である「白馬の里にひと集い ぐらし健やか むらごと自然公園」を目指し、そのほか関連計画との整合性を図って策定しますとの記載があります。

しかし、現在の白馬村には、子育て世代が満足するような、子どもも親も安心してふだんから利用できる公園が実際にはないように感じております。

これらのことから、村は第4次総合計画の基本理念を実現したと言えるのか、この2点についてお伺いさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中麻乃議員から固定遊具つきの公園の建設再検討についてということで通告がされておりますので、答弁をさせていただきます。

最初に、議会において趣旨採択以降の村の対応についての質問ではありますが、おっしゃるとおり平成26年の3月議会において、白馬村に固定遊具付きの公園の建設を求める住民有志の会から、固定遊具付き公園の建設を求める陳情書が提出をされ、総務社会委員会で趣旨採択とされております。建設について気配を感じないということではありますが、趣旨採択ということは、直ちに建設に向けての検討を始めるといったことではありませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

幼児・児童に健全な遊びを与え、遊びを経験することにより、健康を増進し、情操を豊かにすることは大変望ましいことでもあります。初めて乗れたブランコ、鉄棒の逆上がり、ジャングルジムの頂上まで登れたときの達成感などは、子どもたちにとって必要不可欠なものであり、子どもたちは遊びの中で体験を通して成長をしていきます。

固定遊具の設置については、十分とは言えないまでも、平成26年度には子育て支援ルームの敷地に遊具を設置し、少しずつ要望に応じております。隣接する木流し公園には芝生広場やあずまや、親水エリア、木陰等が整備をされており、駐車場やトイレの完備をしておりますので、コミュニティの場、遊びの場としての公園の重要性は認識をしておりますので、ニーズの把握に努めるものの、当面は現有の施設で対応をさせていただきたいと考えております。

また、公園と一口で言いますが、その種類は規模や目的、立地などにより大きく分かれております。公園は公衆の利用を前提とする土地であり、地域を指定し規制により質的な維持を行い、自然の風景、生物などを観賞する国立公園や国定公園などの地域制公園と、用地を確保し、施設整備を行う営造物公園に大別されます。

この営造物公園を一般的に都市公園と呼んでおり、現在村内における都市公園は大出公園のみであります。大出公園は姫川のつり橋やカヤぶきの民家が織りなす農村の原風景を始めとした景観を楽しんでいただく公園であります。そのため、現時点では大出公園に固定遊具の設置は考えてはおりません。

次に、村は第4次総合計画の基本理念を実現したかという趣旨のご質問ではありますが、白馬村子ども・子育て支援事業計画では、白馬村第4次総合計画の部門別計画と位置づけて、その基本理念との整合を図って策定をしております。白馬村第4次総合計画の73ページ、少子化対策、児童母子福祉の項目において、少子化と出生率低下を認識し、核家族化と共働きの増加に対応できる母子保健、医療、子育て支援サービス実施に努めてまいりました。

また、地域住民による支え合い、相談体制の充実と多様な保育ニーズへの対応と恵まれた自然環境の中での子育てをアピールし、この地域で子どもを育てたいと思わせる環境づくりを目指すことを課題としてまいりました。

議員ご指摘の子どもも親も安心してふだんから利用できる公園がないように感じているということですが、確かに白馬村も少子化時代にあって、都市部のようなポケットパーク的なものが少

ないことは事実であります。

第4次総合計画では、むらごと自然公園白馬を理念の柱として進めてまいりました。むらごと自然公園とは、村全体を一つの自然公園と位置づけ、単なる自然環境の保護や観光対策にとどまらず、むらごと自然公園公園としてのライフスタイルを再創造し、さらには訪問者とのかかわり合いを見直していこうという考えのもと、期した言葉であります。

理念実現は100%とは言えないまでも、神城断層地震の影響や厳しい財政条件のもと、ハード施設整備がままならなかったことも事実ではありますが、実現に向かって努力してきたことはご理解をいただきたいというふうに思います。

白馬村は恵まれた自然環境の恩恵を受け、観光立村として発展をしましてまいりましたが、今後も進行が予想される少子高齢化社会において、子どもから高齢者までが住みなれた家庭や地域で生涯健やかに生き生きと安心して暮らせる地域福祉づくりは、今後の最も重要な課題の一つであるというふうに認識をしております。

また、第5次総合計画を策定のためのアンケートの間12に、あなたが望む白馬村となるためには、どのようなことに特に力を入れたらよいかの設問のうち、健康・福祉・医療項目では、959名中165名、17.2%の方が子育て支援制度や施設の拡充を望んでおります。28.6%の方は高齢者対策の充実を望んでいるという結果が出ているところであります。

田中議員の1つ目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第2番（田中麻乃君） 答弁ありがとうございました。

白馬村では、4月よりゼロ歳から18歳までの子育てと教育の一貫した支援体制の構築を図るといったことから子育て支援課ができ、子育てと教育のワンストップサービスを提供するといった村の姿勢に大変期待をしております。

先ほど村長の答弁にもございましたが、やはり公園という重要性はわかっているけれども、なかなか進んでいくのが難しいということは理解しておりますけれども、その子育てと教育のワンストップサービスを提供するといった村の姿勢を考えて提言させていただきます。

幼児期の遊び、運動の重要性というのは3点上げられておまして、1つ目、体力運動能力の向上、2点目、社会適応能力の発達、3番、認知的能力の発達から大変重要なこと、固定つき遊具で遊ぶといった重要性はこういうことから上げられておまして、さらに幼児期からつながる児童期以降の能力の基礎を形成する上でも重要だと考えております。その点からも各年齢に適した遊具を備えた公園というのは、子育て、教育のワンストップサービスを提供するといった村の姿勢からしても、重要な位置づけであると考えております。

当時、3年前、お母さんたちが陳情書を出した当時、育児や仕事をしながら忙しい中、公園をつくってほしいと願いを込めて署名活動を行なったわけでありまして。そういった村の対応からす

ると、お母さんたちの気持ちに全く応えておらず、その後の進捗もわからないまま放置されているといった気持ちになっておりまして、行政に対して不信感を招くものになっていると考えております。

そういった不信感を払拭するためにも、また4月から新しく村の体制も新しくなりましたので、そういったところを期待を込めて、今後はぜひ村の皆さんの目に見える形として、固定遊具付きの公園の建設において具体的な計画をお示しいただきたいと考えておりますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまの田中議員の再質問にお答え申し上げます。

おっしゃるとおり子育て支援に関しましては、白馬村の未来、それから国の未来というようなところを背負う、そういった大切な施策の一つというふうに認識してはいます。

そういった今、田中議員が言われた諸項目だけでなく、いわゆる公園という、いわゆる都市型公園だけでなく、先ほど答弁にもありましたけれども、都市型のポケットパーク的なところに関しましては、いわゆるコミュニティーの場ということでもあるというふうに認識しております。

そういったこともありまして、先ほど村長答弁の中に諸事情、それから厳しい財政の中というふうにお答え申し上げましたけれども、そういったことを勘案しながら、白馬村のそういった子育てに対して何が大切か、そしてお母様方、保護者の方々、ご家族の方々にとって、コミュニティーの場としてどういったことが大切であるかといったことを踏まえて、前向きに検討していきたいというふうに思っていますので、よろしく申し上げます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第2番（田中麻乃君） 一番最初の村長の答弁に、大出公園はもう一度遊具を設置することは考えていないというふうにおっしゃっていたかと思うんですけども、大出公園の計画は白馬村都市計画審議会承認され、平成14年3月26日に都市計画決定し、平成18年度までの5年度をかけて実施されたとのことですが、もう既に10年を経過しております。10年前と現在は社会情勢等大きく変化している中で、もちろんおっしゃっている景観を大事とするような場所であるということは理解できるんですけども、こういう形で遊具付きの公園の建設が求められている中で、検討というのはしていただけないのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、遊具付きの公園というような話の中で、当初白馬村にもグリーンスポーツがある、そしてまたサンサンパークもある、そしてまた旧中部保育園の今、子育て支援センターのところにも遊具があるというような、そんな話の中で、例えばサンサンパークのあたりにもどうかというような話をした中で、あそこには谷地川があって、子どもたちが遊ぶにはちょっと

難しいというような話もございました。

そしてまた、大出公園には急流な姫川が流れているわけでありますけれども、そこら辺は今後、公園をとすることを今の現状の中では考えておりませんが、またそんなことが必要というふうになれば、そこは考えられないことはないわけでありますけれども、当面はそういった今の施設の中で対応していただきたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第2番（田中麻乃君） じゃ、今ある現在の施設で対応ということになりますと、支援ルームに新しい遊具を設置されたということも理解はできるんですけども、もともとお母さんたちが望む公園というのは、今の支援ルームの遊具というのは対象年齢が低いことから、兄弟がいる家庭ではなかなかそろって遊ぶことはできません。

陳情内容にも設置する固定遊具は各年齢、幼児から児童に適した遊具にしてほしいというのは、やはり家族連れが遊ぶために必要なものである。それが支援ルームみたいに年齢の低い子どもたちだけが遊ぶ、グリーンスポーツの森みたいに小学校高学年の子たちが遊ぶようなものだけしか設置されていないのだと、やはり家族そろって遊ぶことができないわけなんです。なので、もともと最初のお母さんたちの要望というのは、幼児から児童という幅広い年齢を含めた遊具を設置した公園を建設してほしいというふうに申し上げているわけです。

新しく建設するということが難しいのであれば、今ある既存施設の中で、そういった幅広い年齢層の子どもたちが遊べるような施設をぜひご検討いただきたいと思っているんですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） また、またというか検討をしてみたいというふうに思います。

私もお母さん方から、この陳情に来た時期が26年ということではありますが、私も村長に就任してからお母さん方からそういった要望を村長室で何名からか要望を聞いて、十分必要性は認識をしているところでありますが、先ほど言ったようないろんな懸案事項もありますので、また検討をしてみたいというふうに思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問ありませんか。田中議員。

第2番（田中麻乃君） しつこく要望させていただきますが、現在、少子高齢化というところで、移住定住の促進という形で掲げていると思いますが、私も実際移住者ですけども、実際、今、白馬に住んでいる方でも子育て支援の面から考えると、小谷か白馬にどちらに家を建てようかと考えていらっしゃる方も大勢いらっしゃいます。

その中で、やはり今ある現状でなかなか難しいというのは解釈はしておりますが、人口をふやすといった面におきましても、少子高齢化を白馬村で解決していくという面におきましても、公園の整備というのは大事だと考えております。

ぜひ、なかなか目に見える形では具体的な計画も出せないということではございましたが、引き続きご検討いただきたいて考えております。どうぞよろしく願いいたします。

では、2点目に移らせていただきます。

雨の日対策の屋内施設の検討について、2点ご質問させていただきます。

(1) 白馬村子ども・子育て支援事業計画の28ページに、白馬村の子育て環境や支援への要望として、公園も要望に上げられておりますが、雨の日、雪の日に遊べる施設等についても3割近くの要望があり、一番多いという結果になったと記載されております。この結果を受け、その後村はどのような対応をしているのかお伺いいたします。

2点目、白馬村総合戦略の20ページに、産業観光分野のアンケート結果が記載されております。観光レクリエーション等の拠点整備項目が不満、やや不満を合わせると約46%となり、不満度が高くなっているように思います。それは、観光地として、雨の日や雪の日に対応できる施設がないということも要因ではないかと考えられますが、村としては今後どのように対応していくのかお伺いいたします。

また、さきの質問でも述べましたが、白馬村子ども・子育て支援事業計画においても、屋内施設の整備に対する要望が一番多いため、観光事業と子育て支援の分野がそれぞれ単独に行うのではなく、連携して住民や観光客が満足するような施設づくりを検討し、実施していくような取り組みを今後することは可能であるのかどうか、あわせて伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2点目の質問に対して答弁をさせていただきます。

雨の日対策の屋内施設の検討についての質問にお答えをいたします。

まず、子育て世帯の保護者に対するアンケート調査の結果を受け、その後村はどのような対応をしているのかとのご質問ですが、議員がおっしゃいますとおり、白馬村子ども・子育て支援事業計画の子育て環境と支援への要望として、公園、雨の日、雪の日に遊べる施設等について、28.8%の方が要望しており、全ての項目の中で最も高い要望となっております。

現在、小さなお子様が遊べる公園や雨天時に遊ぶことができる施設として、子育て支援ルームがございます。子育て支援ルームでは、園庭やホールを時間に制限はございますが、自由利用として一般に開放しております。恐らくこのアンケート結果は最も大きな規模の施設を要望されているのではないかとこのように考えております。

しかしながら、特に雨の日、雪の日にも遊べる施設は大規模な施設整備になることから、単独での建設は難しく、新たな子育て拠点施設整備やその他の施設建設に組み入れるなど、検討が必要となってくるというふうに考えております。いずれにいたしましても、現段階では特に具体的な対応は行っていないのが実情であります。

特に、観光地としての雨の日に対応できる施設づくりに関する質問ですが、観光客が雨の日に

楽しめる施設の必要性は長年村が抱えているという課題であります。白馬という、その圧倒的な自然、景観、野外での活動を魅力の中心にプロモーションしており、反面、雨天時の対策には頭を悩ませているのが現状であります。

今後の村の対応ですが、昨年3月に策定をいたしました白馬村観光地経営計画にも戦略1、観光の資産価値の最大化の中の施策、滞在空間としての魅力向上の事業として、雨天時に対応可能な拠点づくりをうたっており、その中心となる担い手として、観光事業者を重要な担い手として行政、関連事業者等を位置づけております。そして、村が着手予定事業として具体的に上げているのは、道の駅複合施設と図書館の建設に向けた検討で、それぞれ取り組んでいるところであります。

また、観光事業と子育て支援の分野がそれぞれ単独でなく、連携をして住民と観光客が満足する施設づくりは可能かとのお尋ねでございますけれども、先ほど子育て支援のご質問に答弁したとおり、雨天時にも遊べる施設づくりにその他の施設建設に組み入れることも重要な検討材料ですし、例えば道の駅に関して申し上げますと、人気のある施設、採算が合う施設の条件として、観光客だけでなく、地元の人々も集える施設であることが大切な要素であるというふうに認識をしており、そうした意味からも庁内の課が横断的に連携をしていくことは可能でありますし、そのようにすべきであるというふうに考えております。

公共施設全体として村の考え方についてであります。昨年度において公共施設等総合管理計画を策定した中で、今ある公共施設を今後維持していくとなると、維持管理、修繕、更新などの費用とその費用に充てられる財源との折り合いのつく試算では、公共施設保有総数から42.7%の縮減率という厳しい結果となりました。この試算を踏まえ、村としては現実的にこの縮減率は不可能であることから、維持管理のコスト削減に努めて、公共施設の保有総量の縮減率は15%と定めたところであります。

このようなことを鑑みますと、今後具体的な計画になります個別施設計画を策定していく中で、議員の質問にある施設はもちろん、他の施設も同様に視野に入れ、公共施設等総合管理計画で定めました基本的な方針に基づいて、複合化していく施設、除却をしていく施設、改修をしていく施設、転用をしていく施設など、公共施設全体の中で検討をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

2点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第2番（田中麻乃君） 答弁ありがとうございました。

先ほど村長の答弁にもございましたように、屋内施設というと子育て支援ルームという形でのお話がありましたが、やはり先ほども申し上げましたように、小さい子どもだけの施設にはなってしまうので、おっしゃられていたように、大規模施設を考えているのではないかとこのところ

ではそういうふうを考えております。

事例の1つなんですけれども、白馬と同じように雪で4カ月近く外で遊べない子どもたちのために、新潟県の長岡市では、しつこく言うようで恐縮なんですけど、都市公園の中に雨や雪の日でも遊べる全天候型の広場と子育て支援施設を一体に整備した保育士のいる公園、子育ての駅千秋てくてくという施設を実現しております。オープンして6年目の平成27年には来館者数100万人に達し、市外からも大勢のお客様が来られ、観光にも寄与していると考えられることから、特に白馬のような天候に左右される観光地では、このような全天候型の施設というものが村民や観光客ともに与えるメリットというのは大きいものだと考えております。特に、この施設は子育て世代はもちろん、多世代、多文化、他分野からの市民が集い、触れ合うことで世代を超えた交流や子育て支援の輪が広がっていく場になっております。

第5次総合計画の基本理念にもありますように、多様であることから交流し、学び合い成長する村という理念におきましては、全天候型の施設というのは、白馬村が成長する過程において重要であると考えております。財源において難しいとは思いますが、それについて、どうもう一度お考えなのかお聞かせいただきたいと思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど答弁をしたとおりであります。そういうことでご理解をいただきたい、そのように思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第2番（田中麻乃君） 財源についてでございますが、都市計画公園の担当は国土交通省、村で言えば建設課、子育て支援は厚生労働省、村で言えば子育て支援課なるのであろうかと考えておりますが、今回の先ほど申し上げました子育ての駅千秋というのは、長岡市では縦割りを統合し、公園として子育て支援施設をつくったことで、ハード面は都市公園事業費補助、ソフト部分は子育て支援交付金等を適用し、財源の確保を行なったそうです。

白馬村には100%当てはまらないかと思っておりますが、工事費についてお知らせいたします。工事費建物におきましては4億800万円、財源の内訳としましては、都市公園事業費補助2億400万円、合併特例債、こちらが当てはまらないかと思っておりますが、1億9,400万円、県貸付金1,000万円、一般財源少額7万円という形になっております。ソフト面は、人件費におきましては子育て支援金交付金等を適用という形で、こういったものを活用しながら行政側の負担を減らしながら実現している自治体もございまして。その点についてはどうお考えですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、長岡市の例を挙げられたと思っておりますけれども、白馬村でもいろいろな事業をやっていくにはどうしても自主財源が少ないというような中で、いろいろな組み合わせをしながら国の補助金をいただいて進めていくというような、そういった思いをしているところであ

ります。

特に、庁内での各課で横断的にいろいろなそういった交付金をいただけるような、そういったことができないかというようなことで、今回、給食センターはとりあえず文科省の関係でありますけれども、これから事業を進めていく上で、田中議員の言われたようないろいろな交付金を使いながら、施設整備、それから環境整備をしていくということは、大事なことであるというふうに思っております。今、長岡市は合併特例債が重々なあれは、発言がありましたけれども、我々にはそういった有利な交付金がありませんもので、できるだけ知恵を出し合い、そしてまたいろいろな県・国へお願いをしながら、いろいろな対応をしまいたいというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第2番（田中麻乃君） 財源がないというのは白馬村だけではなく、日本全体としての財政状況を考えますと、公共投資や行政サービスが全ての住民に満足するためには、十分には今後受けられなくなってくるであろうということを予想いたしますと、公園のような福祉施設も観光と連携をすることで、地域の魅力のブランド化、地域の稼ぐ力の強化をしていかなければならないと考えております。その点におきまして、民間業者との連携による収益の向上への取り組みというのはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 財源確保という点で、総務課のほうから答弁させていただきたいと思えますけれども、田中議員ご指摘のとおり財源確保という部分については、これはこの時代に限らずいつでも取り組まなければならないというところで、先ほどの村長の答弁にもございましたとおり、今後考える公共施設というのは複合化、または転用、除却、いろんな形態が出てまいろうかと思えます。その中で検討すべきはPPP/PFI方式、または指定管理者とさまざまな制度の中で対応することが可能かというふうには考えております。

ただ、その施設の性格上どれがいいのか、その辺につきましては、先ほどの村長の答弁で申し上げましたとおり、庁内の各課の中で検討してどの形態がいいのか、またそれに合う事業者がいるのか、その辺については今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。田中議員。

第2番（田中麻乃君） ぜひご検討いただきたいと思っております。

なぜこのように申し上げるのかと申しますと、いろんな都市公園、今回都市公園をしつこく申し上げておりますが、都市公園をうまく使い倒すというところで、地域の課題に弾力的に対応した都市公園の整備、管理運営を推進することで、地域の資源を生かした個性豊かな緑とオープンスペースがそれぞれの都市の活力の源として、全国の地方創成を牽引しているというところで、

ぜひとも白馬村に取り組んでいただきたいところだと思っております。

こちらにも事例にはなりますが、富山県の富岩運河環水公園というところにおきましては、私も実際行きましたけれども、飲食店を設置管理する民間業者を県が公募し、スターバックスコーヒーが全国で初めて都市公園に出店いたしました。世界一美しいスターバックスとも称されるほどで、私が行ったときは本当に海外のお客様もたくさんおられて、私のような観光客も子どもたちと一緒に遊ぶこともでき、地元の子どもたちも遊ぶといったような光景が目の前に広がっております。

白馬のこの自然景観の中でぜひやっていただけると、観光客の方も住民の方も満足できるようなものになるのではないかと考えておりますので、ぜひご検討いただきたいと思っております。

あと、もう1点ですが、長野県の小諸市におきましては、大手門公園の事例がございます。こちらは駅を中心とした観光地、白馬も観光地ではございますが、疲弊し地域活性化が課題となっていたことから、市が駅周辺のまちづくり構想を市民参加で策定し、計画づくりに参画した市民中心のNPO法人が、市民提案によるガーデンとカフェの区域を整備し管理運営しております。こちらにも私行かせていただきましたが、地域の方々がカフェに集まって談話するといったような光景も見られましたし、私も楽しく公園を散策させていただきました。

こういったことから、公園プラス観光、そして地域創生というのは切っても切れないものだと考えております。ぜひ、なかなかこれからの課題だとは思いますが、ぜひお考えいただいて、住民の方に示すような形で計画をぜひやっていただきたいと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第2番田中麻乃議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第1番丸山勇太郎議員の一般質問を許します。第1番丸山勇太郎議員。

第1番（丸山勇太郎君） 1番、丸山勇太郎です。

今回、最終質問者となりました。

さきの選挙において初当選の栄位を賜り、この場に立たせていただいております。村民の負託に応えるため、これから4年間一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

初一般質問でございますので、ふなれな点はご容赦ください。

では、最初の質問ですが、国土調査事業と村道確定事業について。

国土調査事業につきましては、最近では、行政的には地籍調査事業という言い方のほうを使っておりますけれども、私は使いなれた国土調査事業、略して国調という表現で今回質問させてい

たきます。

明治時代につくられた公図を正しく改めるという国土調査事業、略して国調は、極めて重要な事業にもかかわらず、大変な時間を要しています。

昔は、馬車道、あるいは牛舎道だった道路は、戦後の車社会に対応するため道路幅を自然に確保し、いわゆる踏み広げですけれども、多くは舗装もされています。それを確定することは、事業の大事な任務となっています。また、河川についても同様です。

一方、初めに林道や砂防等の工事用道路として開設されたもの、あるいは、単なる赤線がその後村道認定された路線については、全く公図上、道路境界が確定されていないものがあります。その中には、長い間、村が地代を払い続けている路線もあります。

建設課では、これら未分筆路線の確定事業の手始めとして、和田野中心部の村道、村道0109号、2159号線に着手しました。ともに境界の未確定、未登記解消を目的とする2つの事業について以下を伺います。

1番、国調の基本方針とこれまでの実績、完結までの見通しを伺います。

2番、国調後の道路内民地の取り扱いはどのようになっているでしょうか。

3番、村道確定事業の基本方針を伺います。

4番、真っ先に和田野中心部村道の確定に着手した理由をお教えてください。

5番、3課、これは農政、建設、税務ですが、が連携するこれら事業の考え方、進め方、扱いに整合性、一貫性はありますか。

6番、次に予定している長狭物はありますか。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 丸山勇太郎議員からは、2問について事前に通告がされております。

まず、国土調査事業と村道確定事業について、6つの項目の質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

1点目の国土調査事業に対する村の基本方針と、これまでの実績、そして、事業完結までの見通しについてのご質問であります。国土調査事業につきましては、明治期に未熟な測量技術によって作成された公図と現況の土地筆界の相違から生じる、さまざまな土地関連行政に関する問題の解決を目指して、昭和63年度、神城1区、佐野地区から事業を開始をしたところであります。

本事業につきましては、白馬村の総面積189.36平方キロから、国有林などの調査対象外の土地を除いた135.23平方キロが調査対象の面積となっております。現在の調査方針といたしましては、特に村民生活に影響の大きな宅地、農地などを中心とした平たん地、約20平方キロの調査を完了させるべく取り組んでいるところであります。

現在までの調査実績には、先ほども申し上げましたとおり、昭和63年度の神城1区から始まり、村の南部の地域から順次調査を進め、神城断層地震の影響による事業の中断などがございましたが、昨年度は、北城20区の蕨平地区の調査を実施し、そして、本年度は、北城21区として八方地区の調査を開始をする予定としており、現在は、村の中部地域の調査を進めているところであります。

昨年度までの具体的な調査実績は、圃場整備地区など、その測量結果が国土調査の成果と同様に取り扱われる国土調査法第19条第5項の指定を受けた地域の面積4.35平方キロを含めて、合計12.10平方キロの調査が完了しており、全体の調査面積に対しては9%、平たん地に限って申し上げれば60%の進捗率というふうになっております。

今後の事業の完結までの見通しでありますけれども、平成3年度に策定いたしました長期計画において、平たん地につきましては、おおむね平成26年度での調査完了を予定をしておりましたが、現状におきましては、まだ事業完了の時期が見通せないのが正直なところでございます。

計画より事業が遅延しております理由といたしましては、所有者の異動が頻繁な土地や、村外にお住まいの方が所有する土地が多々あること、降雪によりどうしても調査期間が限られてしまうこと、また、事業費等の関係により、調査区の区割りを計画より細かくせざるを得なかったことが挙げられます。

また、今後、公図と現況が大きく異なっている地域の調査も考えられるところではありますが、その際には、本調査とは別に、法務局や長野県との協議や十分な事前調査が必要であり、やはり一定の期間が必要となってくるかと思われまます。

いずれにせよ、地籍の確認という事業の重要性から、事業の実施に当たっては、十分な準備と慎重な事務執行が必要であるところではあります。可能な限り早期に事業が完結するよう努力してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目の、国土調査により確認された道路内民地の取り扱いに対する質問ですが、国土調査については、現地立ち会いの際に、現況が道路となっている敷地内に民有地が確認された場合、所有者ご本人に確認をいただいた上で、その土地を、地目が公衆用道路の民有地として地籍図を作成する場合があります。

当該土地に関しましては、調査成果が法務局で登記された段階で固定資産税の非課税地として登録をするほか、所有者ご本人には、調査時に、可能であれば村への寄附をお願いをしております。建設課では、寄附にご同意をいただき、村への所有権移転の申し出がありましたら、随時、寄附受納により村への所有権の移転を行っております。また、該当する所有者に経過を説明し、寄附受納による所有権の移転も行っているところであります。

3点目の、村道確定事業の基本方針についての質問であります。筆界が未定の道路敷については、道路内民地の解消を目的としております。現地調査、立ち会い、測量、分筆により道路敷

を確定し、法務局で登記された段階で固定資産税の非課税地として登録するとともに、寄附受納により村へ所有権移転をお願いをしているところであります。

4点目の、真っ先に和田野中心部を着手をした理由についてのご質問であります。オリンピック時に新設をした道路部分が確定しているためと、外国人による取引がふえ、立ち会い等が難しくなることが予想されたため、中心部より着手をするということといたしました。

また、5点目の、3課が連携する事業の考え方、進め方、扱いに整合性、一貫性についてのご質問であります。一例で申し上げますと、村道和田野線道路敷確定事業に当たっては、関係課による打ち合わせや課長会議での協議を踏まえて事業に着手をしており、また、課税に関しては、国土調査と同様の扱いをしており、今後も、事業による矛盾が生じないよう、庁内調整を図りながら事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、次の予定している長狭物があるかのご質問であります。まずは、和田野線の確定事業を進めてまいりますので、次の予定は現時点では未定であります。

1点目の国土調査事業、そして、村道確定事業についての質問の答弁とさせていただきます。以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山勇太郎君） ありがとうございます。

今の答弁の中で、国調の基本方針としても、道路内民地については寄附という今ご答弁でしたけれども、それは終わってすぐに、寄附のお願いというのは行政側からしているものでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田農政課長。

農政課長（太田洋一君） 国土調査の中で境界を確認するわけでありまして、道路内民地につきましても、道路内にそういった民地があるということであれば、国土調査側からとすればご説明をします。実際の寄附採納という行為になりますと、今度、建設側のほうに移ってまいりますので、その事務処理につきましても建設のほうで行うような形になります。

議長（北澤禎二郎君） 酒井建設課長。

建設課長（酒井 洋君） 先ほど言ったとおりで、法務局で登記された時点で、寄附受納というお願いをして、所有権移転のほうを進めているという状況でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山勇太郎君） 国土調査事業の目的とする第一は、適正な賦課徴収と、これは第5次総合計画の32ページにも真っ先にそれが記載されておりますし、地籍調査のあらましという、あの毎年の調査区域の地権者に対するこの説明資料の中にも、これは控え目に、5番目に書いてありますけれども、不公平課税の是正と、行政的にはそれが一番国調の目的とするところかと思えます。

ところが、昭和63年に神城南部から始めるに当たって、課税反映は全村が終わるまでしない

という約束をしております。この約束は私は間違っただけだと思っております。個人の財産を正しいものに確定させながら、このままいきますと、最後までその約束のとおりとするならば、約半世紀もの長きにわたって課税反映させないこととなりますけれども、これはいかがなものでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまの再質問でございますけれども、これにつきましては、庁内でも長きにわたるといいますか、以前から問題になっているところでありまして、丸山議員が言われたとおり、課税の公平性とその原則ということで、それと実態に合わせるということの大原則は重々承知なわけなんですけれども、ということで、昭和63年から始めたときに、そういう行政の施策としてそういう約束の中で始めたこと、これは課税の、言ってみれば、公平性を期すためということで当時始めたことなわけなんですけれども、今から10年少し前ですけれども、三位一体改革と、それから、合併の関係等々で超財政難に陥ったことがあったわけなんですけれども、丸山議員が言われたように、課税の大原則ということをもって、村内、国調の成果として課税のことを、それを施策として始めようとしたところなわけなんですけれども、さまざまな諸事情でそれが頓挫したという経過がありまして、結果として、全部国調が終わってから課税するという、そのまま今に至っているわけなんですけれども、その課税に関しては、住民のコンセンサスが非常に必要であるというふうに認識しておりますので、今の予算規模、国の補助金を勘案しますと、かなり年数がたつ可能性があるわけなんですけれども、それもそれでいいのかという問題がおっしゃるとおり出てきますので、そこら辺の住民のコンセンサス、それから、事業規模の問題というところから、改めて庁内検討をしていきたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山勇太郎君） その当初のお約束の根拠というのは、先に終わったところから課税したのでは不公平だと、そういう根拠のもとにそういうことにしているようなんですけれども、しかし、分筆や合筆のあった筆は即課税しているんですね。あるいは、面積が減ったところは、その成果を固定資産税に反映させていると、そういうことがなかった土地は、明治以来の旧面積のまま課税すると、そのことのほうがよほど不公平ではありませんか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまの質問ですけれども、当時の国調を始めようとするときの担当課と、それから、税務との協議の中では、そういった納税者の有利な点については考慮し、有利でない点については保留するという形で始めたものでありますので、先ほどの件のとおり、これは住民とのコンセンサスが非常に必要になってきます。公平性とは何かという大原則にも関係してくるので、先ほど答弁しましたように、庁内で検討し、かつ住民のコンセンサスはどのようにしたらいいかというようなところは、検討していかなければいけないというふうに思っ

います。お願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山勇太郎君） 当初、国土調査は、先ほど村長の答弁にございましたとおり、平成26年を完成のめどとしておりました。ところが、まだ全体の60%が終わっただけというところで、あと何年かかるかという、先ほどご答弁はございませんが、2年前に同僚議員がこの未登記問題で質問をしたときに、まだ20年はかかるだろうという答弁がされておりました、当時の農政課長から。

村は、当初の約束の30年は守ったんですね、このことを。また、誰も損はしていないわけです。一番最初に始まった南部、内山地区の皆さんは約30年適用されなかった、安い税金で来たわけですし、10年前に終わったところは、10年間、安い税金、適用されずに来ているわけです。これからの人のところは、やはり明治以来の面積でやっているわけですから、結局まだ誰も損はしていないと、正しいやはり面積で課税するというのは、何といたっても国土調査の第一目的でありますので、もちろんコンセンサス得ていただく必要はあるわけですがけれども、これは、このごろの下水道の賦課替えを村が間違いを認めて是正したのと同じで、間違った約束はやはり改めるべきではないかなと、間もなく平成の御代も終わります。ちょうど平成の終わりを一区切りとして、1つの区切りとして改めるべきは改めるというふうにさせていただきたいと思いますが、村長、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 丸山議員からは、以前にもそういったご意見を頂戴をしております。そしてまた、言っていることも十分認識をしているわけでございますが、今、副村長が言われたように、庁内で検討して対応してまいりたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山勇太郎君） 国調についてもう一つだけご質問しますけれども、実施済み区間の実績としての縄伸び率をお教えください。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田農政課長。

農政課長（太田洋一君） 回答させていただきます。実績としての縄伸び率ですが、1.15倍でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山勇太郎君） 大したことないわけですが、1.15倍。逆に面積も減っている方もいるわけですので、繰り返しますけれども、ここで改めるべきは改めていただきたいなど、ぜひよろしくお願いたします。

次に、村道確定事業についてでございます。

国土調査は、それでも国土調査法に基づきまして、対象とする地権者に十分な説明をしながら

行なっておりますけれども、一方、3年前から始まりました村道確定事業に関しましては、国調に準ずることをやっているにもかかわらず、着手から十分な説明が行われないまま始まっております。

平成26年度、3年前にやった説明会への出席者はほんの数名でした。その当時、私は、地権者でもあり、八方の区長でもあったことから、そこに出席しておりますけれども、和田野、八方両区の役員を含めても10名程度だった気がしております。そのときの説明では、地権者の総数は141名いるというふうにお聞きしました。2年目は地震で休止、昨年再開するに当たりまして、私、もう一度説明会から始めていただきたいというふうに進言しましたけれども、結局それは行われませんでした。また、1枚文書が来まして、再開のお知らせというところには、がそうですけれども、起点の八方側から始めるという通知1枚が届きました。ところが、結局は八方側からも始まっております。

とにかく、事業の説明や経過報告、状況報告が余りにもございません。担当者に、そのことを昨年も、ことしも聞いておりますけれども、ただすみませんと言うだけで、その後の言葉が続かないわけでございます。建設課長、きょうはその後に続く言葉をちょっとおっしゃっていただきたいと、今どうなっておりますか、この事業は。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井建設課長。

建設課長（酒井 洋君） 現在も随時進めているというのが正直なところでございます。説明が足りないということでございますので、また課内に持ち帰りまして、今後どのような事業説明が必要かということを再度検討いたしまして、事業のほうをご理解いただけるよう努力してまいりたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山勇太郎君） 一番わからないところは、説明が十分でないところが、現在の道路となっている部分を分筆して寄附採納した残りの土地の扱いがわからないんです。それを地積更正するのか、しないのかということ。この村単独の村道確定事業については、根拠となる法律は不動産登記法でしかないと思いますけれども、不動産登記法でいくならば、引き算でそれはいいのかなというふうに思いますが、その辺、3年前の村の説明と、これを受託している業者の説明に食い違いがございます。その点、お教えいただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井建設課長。

建設課長（酒井 洋君） 道路用地の部分につきましてのみということで対応させていただいております。もし私どもの委託している業者と、その説明に、もし解釈の違いがあるという事実がございましたら、その辺は是正させていただきたいと思いますので、また具体的な事例等をまたお教えいただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山勇太郎君） 具体的な事例といいますか、とにかく村が説明責任がありますので、村でちゃんと説明をしていただきたいと、だから、どういう取り扱いでこの事業をやろうとしているのかの、とにかくもう一度説明をきちんとやっていただきたいということです。

あと、同じ未登記路線である路線について、ちょっと関連でご質問させていただきますけれども、同じ未登記路線である白馬高校のバイパス道路、いわゆる馬畔道という、白馬高校から八方へ向かう道ですけれども、この道路につきましては、何十年もの間、村が地代を払い続けているという事実がございます。しかも、その面積がかなり間違っていることも判明しております。この路線については、どのようにするのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井建設課長。

建設課長（酒井 洋君） 私も、白馬高のバイパス道路の関係につきましては、昨年の秋にそういう案件があるということで、先ほど議員がご指摘のような問題が多々あるということ初めて認識したという、お恥ずかしい話ではございますけれども、聞けば、もう三十数年来にわたってそういうような状況であるということございまして、現在も、担当と今後どのような形で進めればいいのかということ、現在模索しているところでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山勇太郎君） この路線については、せっかく国土調査が下から入っていたのですが、塩の道側から3分の1、約550メートルまで国調は終わっております。また、八方側からも約3分の1、同じく550メートルぐらいが終わっていますが、ところが、中間の3分の1は意図的に国土調査から除外されております。この理由は何でしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田農政課長。

農政課長（太田洋一君） そのエリアに関しましては、砂利採取をした関係、今しておりますけれども、そういったところの範囲のところの部分とありまして、その部分が国土調査のエリアの中で今現在入っていないという状況かと思えます。また、国土調査が入るような状況が生じますれば、今年度につきましては八方地区から順次行っていきますけれども、順次行なっていくこととなろうかと思えます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山勇太郎君） 私の聞いている話では、当初、この馬畔地籍でカドミウム対策としての圃場整備の計画があって、村の事業としてそれが重なってはいけなないと、国土調査と圃場整備、二重にやるよりも国土調査を優先させる、そのために除外したというようなことを聞いたこともございます。ところが、いつの間にか馬畔地籍での圃場整備という計画は立ち消えになりまして、今は北城南部地区、あるいは新田、森上のほうでの計画のほう聞こえてきますけれども、この馬畔地籍での圃場整備というものが、もうやらないとするならば、ぜひ早急に国調を入れていただきたいと、それで道路を確定させて、地権者に寄附していただいて、もうちゃんとした道路に

するということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田農政課長。

農政課長（太田洋一君） 圃場整備に関しましては、村のほうで強引に進めるという部分ができない部分もあります。当然ながら、そこには地権者のご理解等が必要になってきます。北城地区の圃場整備に関しまして、現在、北城南部で取りかかっておりますけれども、あと、新田地区と、また、この馬畔の地区、3カ所あったかと思えます。その中で、地区のほうからそういった推進体制ができて、実際上がってきたところが北城の南部地域、あと、新田のほうの地域という形で、地権者の方のある程度の組織立った合意形成がなされてきたというふうに認識しております。

圃場整備を導入するということでありますと、地権者の方のやはりまとまって同意をいただくような、同意というか、ご理解をいただくような形の中での圃場整備という推移になろうかと思えます。仮にそれが難しい、圃場整備がまとまらないという状況になりますならば、当然ながら国土調査の調査するエリアに入るものと解釈しております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山勇太郎君） 圃場整備につきましては、昨日も同僚議員の質問がありましたけれども、馬畔地籍での圃場整備というのは村が言い出したことなんですよ、カドミウム対策として、カドミウムをこのままにしておくわけにいかないというようなことで、あるいは、大学のサテライトキャンパスの誘致なんていう話もありましたけれども、今もってカドミウムの調査というものはしているわけでして、やはりあそこは非常にまとまった農地がございます。地権者のほうから言い出さないと圃場整備というのは始まらないのかどうか、馬畔地籍というものも圃場整備の対象としては十分考えられる地籍ではないかと思えますし、また、戻りますけれども、白馬高バイパス道路という路線についても、いつまでも未登記のままで村が地代を払い続けていくべきではありませんので、ぜひ早急にこちらのほうにもかかっていたきたいと。

いずれにいたしましても、村でやる事業には一貫性がなければならぬと思えますし、不公平感があってはならないと思えます。不公平というところに村民が一番敏感になります。国土調査につきましては、平成年間を一つの区切りとして、新しい年号になるときには、本来そうすべきだった正しい方向に軌道修正していただきたいと、村長の任期、あと1年強ございますので、ぜひこの間に庁内の本気の検討をしていただいて、村民のコンセンサスを得ていただきたいと。

また、村単独の村道確定事業につきましては、これからでもいいですから国調並みの十分な説明会を行って、事業化をやっていただきたいということを3点意見といたしまして、この質問は終わりいたします。

続いて、2番目の色彩計画について質問させていただきます。

写真を資料として用意いたしましたので、あわせてごらんいただきたいと思えます。

白馬村まちづくり環境色彩計画は、オリンピック直後の1998年から1999年に、オリンピックで意識が芽生えた景観形成をさらに進めるため、主要な景観構成要素である建物について、既に洋式の統一化は困難なことから、せめても色使いだけでもルールを決めて、時間をかけてでも景観に統一感を持たせたいという思いから、真剣な議論とプロセスを経て、さらに大きな予算を投じて策定されております。当時2,000万の予算を投じてつくったものですし、村単位でこういうものをつくったのは全国初のものでございます。

ところが、最近、この基準に適合しない色使い、特に、真っ黒や濃紺の壁の建物が次々に出現し、このままでは、それが悪しき前例となってコントロールがきかなくなり、色彩計画自体がだめになってしまいます。この事態を招いた原因、対策と取り組みを伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 丸山議員の2つ目の質問であります色彩計画について、基準に適合しない色使いが次々に出現するなどコントロールがきいていない原因、また、対策と取り組みについてのご質問でありますけれども、「色彩計画 もてなしのしつらえ」は、丸山議員が職員時代に大変ご苦勞をし、策定したというふうに伺っております。

経過を顧みますと、平成10年度に着手をし、色彩委員会を設置をして、日本ペイント（株）カラーデザインセンターの協力を得て、約2年の歳月をかけ、平成11年度後半に現在の冊子が完成をし、今日まで村の魅力の向上、お客様へのもてなし、まちづくりに大きな役割を果たしてまいりました。

計画のコンセプト、概念の中心の「もてなしのしつらえ」とは、自然が主役であり、建物は自然を引き立てるための色彩であるべきとの考えであります。

本村は、ご存じのように、民から発し、官も力を入れているインバウンド事業が好調に推移をしており、当初、観光のお客様がほとんどでありましたが、現在では、観光のみならず、さまざまな形態の外国人の方々が白馬村にかかわっておられます。例として、移住・定住された通年営業している方、冬期間のみ営業されている方、別荘をお持ちの方、オーナー不在であるが宿泊営業をしている方、投資目的の方、長野オリンピック以後、経営不振になった施設や廃屋寸前になった建物を除去、改修し、営業されている方などなど、実に多様な、さまざまな生活スタイルを築いていることは周知の事実であります。このような状況下から、価値観や趣味感の違いから黒系の建物が目につくようになってきたことも事実であります。

景観計画の届け出は、村には独自の景観条例はありませんので、県条例、規則にのっとり事務を進めております。特に、国道148号沿道は景観育成重点地域に指定されており、基準として、けばけばしい色の色彩は避けるよう明記をされています。この基準のほか、景観計画区域における行為の届け出の際は、白馬村独自の建物の色の統一感を示した色彩計画に基づくマンセル値におさめるようお願いをしているところであります。

県に確認したところ、村の色彩計画に合わない届け出があった場合でも、受理しないことはできませんし、県に直接郵送される場合もあるとのことでした。また、県の景観条例でいう、けばけばしい色とは、何をもってそう言うかは個人の趣味主観もあるので難しいし、仮に、違反等があった場合は県景観審議会で審議し、不適となれば勧告手続をとるという手続が必要とのことでありました。

黒い建物に関するご指摘ですが、建築年を調べたところ、平成19年ごろより某地区において確認され始めておりますが、建築年以降に塗り直した可能性もあります。村としては、景観計画の届け出があれば当然指導をしておりますが、届け出がなされない案件については、届け出自体を必要ということを知らないのか、届け出時点で色彩計画に合っているものの、施主との話の中で変えたのかについては、どちらも存在をしているものと判断をしております。

なお、パトロールでの発見、あるいは周辺住民の方からご指摘があった際は、所有者、あるいは施工者に色彩計画の趣旨を説明をし、改善をしていただくようお願いをしておりますし、広報はくばでお知らせするとともに、外国人向けにはニュースレターを作成をし、フェイスブック掲載や、外国人建築不動産関係事業者には直接説明、大型店舗や外国人の集まるカフェに配布などなど啓蒙しておりますが、効果が上がっていないことも事実であります。

このように、村には現在のところ景観条例がありませんので独自勧告はできません。規則を強めるのであれば、景観条例を制定をし、景観行政団体への移行が必要となります。規制は、所有者の財産権と公共の福祉とのバランスが非常に大切になるということから、今後、関係者と議論を進め、みんなで白馬村をよい方向にしていこう努力をしてまいりたいというふうに思っております。

丸山議員からの色彩計画の質問については、以上答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。丸山議員、質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山勇太郎君） 総務課長にお伺いしますけれども、この色彩計画のための冊子、「もてなしのしつらえ」、これですけれども、これは増刷しましたか。

議長（北澤禎二郎君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 「もてなしのしつらえ」の冊子につきましては、データで保管をしておりますので、随時カラー印刷をして使用しているという状況でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山勇太郎君） これカラー印刷じゃだめなんですよ。本当にこの色をきちんと出せるものでなければ、そのために、これ色彩計画をつくった後に、本当にきちんとこの色合いを出せる印刷会社に委託しまして、印刷代だけでもそれなりのお金をかけています。そうしないと色が出ないわけです。

つい先日も、総務課でカラーコピーのこの「もてなしのしつらえ」をいただきましたけれども、

これと見比べて全然正確に色が出ていないんですよ。だから、カラーコピーで済ませてもらうべきものではないわけで、さらに言えば、私かつて担当していた者ですから、しまつてある場所も知っていますので、議会事務局長立ち会いのもとで、同じこの3階のフロアですので、その棚をのぞきましたところ、まだ200冊くらいありました。何であの200冊、使わないのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） まず、議会のほうに200冊残っているという部分については、私としては初めてお聞きしましたので、在庫がある限りは一生懸命そちらも活用したいと思います。

なお、カラーコピーという話であります。私も景観時代、丸山議員の部下におりまして、色につきましては、色見本の面積によって、その色相の感覚というのも非常に主観的に判断されるというところもあります。増刷できるかどうかというのは、今年度については既に予算編成されておりますので、来年度以降に向けまして、その辺については検討はしてまいりたいと思えますけれども、その色が、その冊子があるから今現在その色が守られていないのかと言え、またその辺は若干違ふと思えますけれども、議員指摘のとおり、できることにつきましては一生懸命取り組んでまいりたいと思えます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山勇太郎君） とにかく普及がされていないんです、今、これが忘れられちゃっているんですよ。最初につくったのは1999年、平成11年ですから、当時はこれを全世帯に配りました。もちろん業者にも手渡しております。やはりこういう正確な色が出た冊子を、きちんとカラーコピーではなくてつくって、それで普及を図らなければいけないと思います。特に、それは外国人についても言えることでして、この色に限らず、ごみの出し方ですとか、例えば、マナーのこともそうですけれども、ただこれはだめです、あれはだめですというようなことをただ英訳して、文章を羅列するだけではだめなのかなと。

実は、これがまだ200冊あるのは、議会にあるわけじゃなくて302の会議室にありますけれども、これがあった隣に、やはりこの1999年につくった村制要覧がございました。今は村制要覧をつくらなくなってしまっていますけれども、これは本当に村の理念とか、そういうものを写真つきで、このようなきれいな写真を使って、村の理念なんかもあらわしながらやっているわけですが、最近はこのようにつくらなくなってしまつて、以前からの課長さん方はもちろんこれを知っていると思えますけれども、ただ、この外国人に対して、あれはだめだ、これはだめだというようなことをただ英文にするだけではなくて、こういったものをつくって、白馬村はこういう美しいところなんですと、あるいは、こういう理念を持って村づくりをしているんですというようなことをアピールしながら、その続きとして、こういう色使いをしてください、

ごみはこういうふうに出しましょう、こういうマナーを守ってくださいと、そういうふうな啓蒙というものをしなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 村長の答弁の中にもございましたが、外国人の方、色彩に関しては、殊、外国人だけかどうかという部分はございますけれども、ニュースレターということで、その時々にあった内容を外国人の方にお知らせしているというような取り組みもさせていただいております。また、フェイスブックでも載せるということで、この記事に関しては、広報とは別に、特にお知らせしたい内容、生活に関する情報等を提供するというので取り組んでおります。議員の言われるような冊子にしてつくるべきかどうかという部分については、検討する部分はあるかと思いますが、当面は、この白馬村の中で生活するにおいて必要な情報というのを随時出しているというところでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山勇太郎君） それが情報として届いていれば、もちろんそれでいいわけですが、届いていないんじゃないかなど。

この色彩計画に限らず、環境保全と開発の決まりですとか、あるいは村の景観形成の決まり、屋外広告物の決まり、そういったものを、昔はこんなように色分けして、担当された総務課長も、副村長もご存じだと思いますけれども、色分けして、こういうふうに冊子をつくっていたんですよ。それぞれそれを必要とする方が、役場に訪れたときに廊下のレターケースからみんな持っていったものです、この色彩計画、「もてなしのしつらえ」もそうですけれども。今、村民ホールからずっと庁舎1階、廊下というか、通路部分を歩いてみても、どのレターケースにもこういったものは置いていません。やはり目のつくところに置いて、これをとりあえず家を建てる計画がない人でも、手にして持っていくということは必要だと思うんですよ。村にはこういう決まりがあるんだ、こういう計画があるんだということを知らしめるという意味では、そういうことが必要だと思います。今これを、この幾つもある決まりを、ただの1冊のモノクロコピーで済ましているんですよ。これではだめだと思います。昔に戻って、こういったことも考えていただきたいというふうに思います。

今、山麓区で外国人のグループが、またロッジを買い取りましてリノベーションをしております。この写真のこの右上の建物のすぐ下で、また外国人お得意のリノベーションをしておりますけれども、こういうところに出向いて、事前に間違っただけの色使いをしないよう指導をしていただきたいと思いますが、今、そういったことが、どこで何が行われているかという把握がまずは必要だと思いますけれども、景観パトロールというようなことは定期的にやっておりますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 景観パトロールのご質問でございますけれども、定期的に日を決めてやっているという部分は現時点ではございません。一定の情報があって、こういう作業をしているというような話があれば、出向き、それにあわせてパトロールをするなどの対応をしているという状況でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。丸山議員の質問時間は、答弁も含め、あと6分です。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山勇太郎君） 今申しました、この写真の右上の写真のすぐ下でやっている、リノベーションをしているグループは、和田野でもやはりそんなようなことをやっております、そこは真っ黒ではございませんけれども、まだらの気持ち悪い色使いの建物にしております。ぜひパトロールして、この現場に行って、その外国人に色彩計画、ちゃんと説明してきていただければと思います。

ともかくも、これ以上、真っ黒建物の出現は食いとめなければなりませんし、既にやったものについても塗りかえの指導をしていただきたいと思います。この色彩計画施行当時にやった塗りかえ補助金というものを復活する考えはございませんか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまのご質問に関してですが、政策の一番大切なところ、根幹のところというふうに解釈しております。これにつきましては、以前、国のほうの施策でもありますし、県のほうの施策でもあったところでもありますので、十分庁内で検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山勇太郎君） あと、塗装業者に対する講習会も必要というふうに考えます。数年前にやったリフォーム補助金のときに、実に多くの塗装業者が村内だけでもいるということがわかりました。村外業者というのは、どこから来てやるかわかりませんので、村外業者はともかく、村内業者ぐらいには説明会を開催しようと思えばできると思いますが、そのお考えはございませんか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 村内の塗装業者につきましては、勉強会等を開催する部分はやぶさかではございませんので、これについては計画してまいりたいと思います。

ただ、やはり色の塗り方が届け出と違うというようなケースというのは、最近非常に多く出されております。それは、施主に挟まれた施工業者側というものもありまして、これについては、非常に施主の意見を聞かざるを得ないという状況も現実的にございます。

当然、村内のところについては対応させていただくところなんです、やはり施工業者は施工

業者としての立場もございますので、その辺については、やはり施主に対してどれだけの説得ができるかどうかというものを考えていかなければならないかなというふうに思っておりますので、それもあわせて、どういう説明の仕方が施主に理解を求められるのかという点についても、少し考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。丸山議員。

第1番（丸山勇太郎君） とにかく景観というのは、お願い事項でしかないわけですので、これは強制のものではない、建築確認申請もそうなんですけれども、あれは建築許可申請ではないわけで、建築確認申請なんです。だから、変なものができちゃうと、もうそれを是正させるということは本当に難しいことになってくるわけで、この色彩についても一緒です。例外がどんどんできちゃうと、もう歯どめがきかなくなっちゃうんですよ。だからこそ本当に真剣になってお願いして、是正できるものは是正してもらって、そのための補助金というのを用意するのも、ぜひまた検討していただきたいというふうに思います。

とにかく、私がこのことを、3年前ですか、私が1年目の八方の区長時代にこのことをただしからもう既に3年が経過しております。どの真っ黒建物一つとっても解決していませんし、当時よりもふえております。今言ったように、例外がどんどんできてしまうと、もう歯どめがきかなくなってしまいますので、ぜひとも本気の取り組みをしていただきたいと思います。

景観形成に関する質問は、私、これからも本当にそれが大事だというふうに思っておりますので、テーマを変えて、これからも一般質問をさせていただきたいというふうに思っております。

これをもちまして、質問を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 質問がありませんので、第1番丸山勇太郎議員の一般質問を終結いたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第3日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日10日と11日を休会とし、6月12日から15日まで定例会日程予定表のとおり委員会等を開催し、6月16日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日10日と11日を休会とし、6月12日から15日まで定例会日程予定表のとおり委員会等を開催し、6月16日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時00分

平成29年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成29年6月16日（金）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

平成29年第2回白馬村議会定例会議事日程

平成29年6月16日（金）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 1 発議第 3号 「テロ等準備罪＝共謀罪」の運用の凍結を求める意見書を政
府及び関係行政庁に提出することを求める意見書
- 日程第 2 議案第36号 工事委託に関する協定の締結について
- 日程第 3 議案第37号 物品の取得について
- 日程第 4 同意第 5号 白馬村農業委員会委員の任命について
- 日程第 5 常任委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第 6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第 7 議員派遣について

平成29年第2回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 平成29年6月16日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	丸山 勇太郎	第7番	横田 孝穂
第2番	田中 麻乃	第8番	篠崎 久美子
第3番	太田 正治	第9番	太田 伸子
第4番	伊藤 まゆみ	第10番	田中 榮一
第5番	松本 喜美人	第11番	津滝 俊幸
第6番	加藤 亮輔	第12番	北澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下川 正剛	副 村 長	太田 文敏
教 育 長	平林 豊	総務課長	吉田 久夫
参事兼税務課長	篠崎 孔一	観光課長	横山 秋一
生涯学習スポーツ課長	松澤 忠明	会計管理者・室長	田中 哲
建設課長	酒井 洋	農政課長	太田 洋一
健康福祉課長	窪田 高枝	上下水道課長	山岸 茂幸
住民課長	矢口 俊樹	教育課長兼子育て支援課長	田中 克俊
総務課長補佐兼総務係長	下川 浩毅		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 山岸 俊幸

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 追加議案審議

発議第3号（議員提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第36号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第37号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

同意第5号（村長提出議案）説明、採決

3) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

4) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

5) 議員派遣について

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

これより平成29年第2回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。

議案第33号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行うことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第8番篠崎久美子総務社会委員長。

総務社会委員長（篠崎久美子君） 8番篠崎久美子でございます。

それでは、総務社会委員長報告を申し上げます。

本定例会におきまして総務社会委員会に付託された議案は2件でした。

付託されました議案につきまして、審査の概要と結果をご報告いたします。

まず、議案第33号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第1号）についてです。

これは、歳入歳出予算総額にそれぞれ2億859万2,000円を追加し、予算総額を67億6,359万2,000円とするものです。

次に、審査内容につきまして、主に質疑のあったところを中心に所管する課ごとにご報告を申し上げます。

始めに総務課関係です。

補正予算内容の主なものは、国の先導的官民連携支援事業補助金1,300万円の交付決定を受けて、道の駅の事業調査費に1,600万円の増額、集落支援員の身分を当初予定の嘱託職員から臨時職員に変更するに伴い33万6,000円の減額、国からの助成金500万円を財源として、地球温暖化対策事業委託料としてEV自動車のイベント開催や啓発を民間に委託するもの

として500万円の増額、そのほか消防団退職報償金に292万5,000円の増額、県のネットワークのセキュリティ強化に伴う負担金213万4,000円、町内ネットワークセキュリティ強化に72万8,000円の増額などです。

総務課関係の質疑の主なものについてご報告いたします。

まず、道の駅調査事業についてです。昨年のヤフーの調査結果から建設の候補地を1カ所に絞り込んだと考えてよろしいのかという質疑があり、ヤフーの調査結果、成果報告書では5カ所あったが、村の絞り込みがその中からなのか、それ以外の場所なのかという点については現在は答えは控えさせていただきたい。絞り込みについては、全体的なデータを参考にして庁内で検討したものであるということでした。

また、調査事業を含め今後の事業の進め方について質疑があり、調査については公募型プロポーザル方式を予定しており、来年2月までに調査の成果報告が国から求められているので、これに沿って進めていきたいということでした。

新たな道の駅の建設事業は、総合計画における実施計画での優先順位はどのようなものであるかという質疑があり、補助金が通れば前向きに進めたいと考えていたものなので実施計画にはのせていないということでした。

新たな道の駅の建設においては、何を現状の課題と考え、目指すものは何であるかという質疑があり、村長からは、公約でもあるコミュニティーの場所、緊急避難場所、お客様に寄ってもらえる施設がどうしても必要だと思っていた。いつかはやらなくてはいけないと思い、今回、手挙げたものであるという答弁がありました。

地球温暖化対策事業、二酸化炭素排出抑制対策事業についての主な質疑です。

委託料が上がっているEVラリーのイベント内容と主催者についての質疑があり、イベントは9月上旬に2日間でHakuba47を会場にして開催する予定で、主催は白馬EVクラブ。イベントでは普及に向けたセミナーの開催、試乗会の開催などを行い、全国各地から日本の中心にある白馬村に、充電をしながらEV車で来られるということをアピールするというものであると聞いているということでした。

また、助成金の継続性について質疑があり、この助成金については単年度事業のものであるということです。宿泊も期待される事業であり、ある程度、村として今後何らかの支援をすることが大事ではないかという質疑があり、イベントには前夜祭もあり、地元への経済効果も期待できるとともに、クリーンな白馬のイメージ発信にもつながると思う。さまざまな交付金等を使いながら、今後も事業を続けたいと考えているという答弁がありました。

集落支援についてです。

集落支援員2名のそれぞれの担当地区について質疑があり、支援員は小規模集落支援の活動をしてもらう予定であり、1名については青鬼地区を中心に北部の集落を担当してもらっている。

もう1名は全体的に各集落の課題を把握しながら、どのような支援ができるかを検討し、活動してもらいたいと考えているということでした。

続きまして、生涯学習スポーツ課関係です。

来年2月に、ノルディックコンバインドの世界カップ開催決定を受けたことと、村内各種スキー大会、スポーツイベントの運営補助に係る臨時職員賃金、6月から3月までの10カ月分として142万9,000円を増額。また、同大会の実行委員会への負担金800万円の増額などが主な補正内容です。

主な質疑です。

ワールドカップ大会負担金についての特定財源の有無、また、スポンサーの確保について質疑があり、都等の補助金は申請時期が過ぎていて受けられなかった。また、二次募集も規定する大会規模に満たないため該当せず、今回は特定財源はないということです。スポンサー確保については、そのような資金が潤沢に集まれば村負担金は不用額が返金となるので、その方向でできるだけ調整していきたいと考えているというものでした。

また、大会の継続性について質疑があり、今後については費用的なことを考えると継続は難しいと思われる。今年度はオリンピックイヤーということもあり、単年度の開催予定であるというものでした。

議案第33号に対する討論はなく、採決しましたところ、議案第33号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第1号）につきましては慎重審査の結果、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第34号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてです。

これは、歳入歳出予算総額にそれぞれ45万2,000円を増額し、予算総額を8,315万2,000円とするものです。

厚生労働省が導入した電算処理システムの設定誤りにより、保険料の均等割部分の軽減判定に誤りが生じたことから、還付や追納などが必要となったものです。

制度創設の平成20年度以来、全国共通で使用してきているシステムであり、還付は平成20年度にさかのぼって行うこととなり、過大徴収により還付が必要となった方は27名、うち、今回の補正による還付対象者は23名で45万2,000円、財源は長野県後期高齢者医療広域連合からのものとなるというものでした。追納が必要となった方は7名、総額9万5,700円で、追納に関しては電話での説明と訪問をして理解をいただいていたということでした。

質疑、討論はなく、採決いたしましたところ、議案第34号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は慎重審査の結果、委員長を除く委員全員の賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、総務社会委員会の審査についての委員長報告といたします。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第34号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第34号 平成29年度白馬村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第3番太田正治産業経済委員長。

産業経済委員長（太田正治君） 第3番太田正治です。

平成29年度第2回白馬村議会定例会の産業経済委員会審査報告をいたします。

本定例会において産業委員会に付託された案件は、議案2件、陳情1件です。

議案第33号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第1号）について報告をいたします。

始めに農政課関係。

農業振興費、消雪剤補助金18万5,000円は消雪剤購入費です。事業主体が農協では補助を受けられないので、村が申請したものです。農地費65万3,000円の減額は、嘱託職員報酬が退職のため217万6,000円の減額と臨時職員賃金1名分152万3,000円の増額に伴う補正額であります。

質疑に入り、委員より消雪剤の支出が18万4,000円とかかっていますが、県から2分の1の補助かとの質疑に、行政側より県の補助を見込んでいますとの答弁がありました。

他に質疑がなく、続きまして建設課関係に移ります。

道路新設改良費1,950万円は村道改良国庫補助事業予算で、国の交付金内示によるものです。工事請負費は2,810万円です。詳細は実施設計委託料の860万円の減額、工事請負費2,810万円の増額です。

質疑に入り、委員より岩岳トンネルの工事についての質疑があり、行政側より平成28年度繰り越し事業として、水路コンクリート舗装によるものです。また、平成29年度予定として、漏水防止、トンネル前後の舗装修繕です、との答弁がありました。

他に質疑がなく、続きまして観光課に移ります。

観光総務費として15万9,000円は嘱託職員の報酬です。観光施設整備費として、574万2,000円は平地観光施設管理事業として、村おこし協力隊員の費用及び嘱託職員報酬等であります。観光宣伝振興費の1億3,730万5,000円は観光振興負担金及び業務委託料等でございます。観光安全浄化対策費の629万4,000円は観光浄化対策関係団体の負担金453万6,000円及び修繕費の175万8,000円です。

質疑に入り、委員よりMTBコースはどの程度かかるのか、また、費用についての質疑があり、行政側より地方創生推進交付金を使用し、岩岳グレンデで2コースを実施設計委託料として700万円、市場ニーズ調査に1,000万円を予定し、3年間継続事業としております。47スキー場も行いたい。また、コースはプロが設計する予定との答弁がありました。

続きまして委員より、昨年度のFWT大会についても、唐突であり遭難対策としての山岳関係者との対応にじっくり詰めてもらい、事があったときにありとあらゆる面からマニュアル化していくことが必要である。主催は観光局でよいのか、また、主催者側の非を問われたときに局は対応できるのか、行政として債務保証をしていく必要があるだろうとの質問があり、行政側よりバックカントリーとしての安全性を啓蒙してビーコン、エアバッグ等の対策をしての雪崩対策等を含めて、大会だけでない安全啓蒙が大切である、民間から出てきたFWT大会であり、事故に対しての安全対策ができなければ村有地を貸さないという条件であり、安全をしなければいけないとして推進交付金で採択されていますとの答弁がありました。

他に質疑がなく、各課の審査を終了し、議案第33号の討論もなく、採決したところ、議案第33号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第1号）については、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第35号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）について、上下水道課関係であります。

平成29年度白馬村水道事業会計予算第4条本文括弧書きを資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,637万1,000円は損益勘定留保資金・建設改良積立金及び消費税資本的収支調整額で補填するものであるものとする改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。人事異動による67万9,000円の増額の説明がありました。

続いて質疑に入り、委員より予算書からの説明を求めたいとの質問に対し、行政側より当初予算からの増額の説明がありました。

他に質問がなく、また、討論もありませんでした。採決をしたところ、議案第35号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）については、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第6号 新法民泊に関する陳情書について、民泊新法について法律が6月

9日制定され、来年1月からの施行の予定である。国際観光推進室から、正当な制度として成立したが、営業日数での制限があるのみであるとの説明に対し、委員より旅館業法は県のみで村にあるのか、また、村で条例制定はできるのかとの質疑があり、行政側より村には規制はありません。法律を逸脱するわけにはいかないとの答弁があり、また、委員からは農業振興としての民泊は必要でも、白馬のように観光施設で稼働率の低い地域では運用面で法令等（省令等）条例制定については法的に難しい点もあり、届け出制、許可制等、国の動向及び取り扱いについて詳しく調べていただき、今回は継続審査したいとの意見があり、他に質疑がなく、採決したところ、陳情第6号は委員長を除く委員全員が継続審査にすべきものと決定をいたしました。

以上、産業委員会の報告を終わります。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（発言する声なし）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第35号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第35号 平成29年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

委員長報告は継続審査です。陳情第6号 新法民泊に関する陳情書の件は、委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、陳情第6号 新法民泊に関する陳情書は継続審査とすることに決定いたしました。

常任委員会において、分割審査をしていただきました議案第33号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第33号 平成29年度白馬村一般会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

第6番加藤亮輔議員。

第6番（加藤亮輔君） 動議を提出したいと思います。

議長（北澤禎二郎君） ただいま加藤亮輔議員から動議が提出されました。

この動議は、ほかに1名以上の賛成者がありますので、成立しました。

ただいまより暫時休憩といたします。議会運営委員会を開催しますので、委員は議長室にお集りください。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時50分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることについてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることにいたしました。

ただいまから資料を配付いたします。

（資 料 配 布）

議長（北澤禎二郎君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 発議第3号 「テロ等準備罪＝共謀罪」の運用の凍結を求める意見書を政府及び関係行政庁に提出することを求める意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第6番加藤亮輔議員。

第6番（加藤亮輔君） 6番加藤亮輔。

発議第3号 テロなど準備罪もしくは共謀罪の運用の凍結を求める意見書を政府及び関係行政庁に提出することを求める意見書の提案説明を述べさせていただきたいと思います。

この共謀罪法は国会に提案される前から、市民の人権や自由を広く侵害するおそれが強く、憲

法違反ではないかと多くの人が不安と疑念を感じています。なぜなら、犯罪が起こっていない計画、準備段階で処罰するとなると、警察が市民や団体の活動を日常的に監視する必要があります。監視することは、個人の尊重と幸福追求権を定め、プライバシー権を保障する憲法13条に違反します。心の中を処罰することになれば、思想及び良心の自由を定めた憲法19条違反です。自分の考えや主張が自由に発言できなくなれば、それは集会、結社、表現の自由、通信の秘密を定めた21条違反です。そして、何が準備行為か不明確な状態での処罰は、法定手続の保障を定めた31条違反です。

海外からも疑問の声が上がりました。国連のジョセフ・ケナタッチ特別報告者が共謀罪に対して、プライバシーや表現の自由を制約する、そして、安倍政権に説明を求めましたが回答を無視しています。

国会審議を通じてこれらの疑問が解消されればいいのですが、結果は衆議院での強行採決後の共同通信の世論調査では77.2%の人が政府の説明は不十分と答えています。また、6月3日、4日にJNNが実施した世論調査によれば、共謀罪法案の今国会での成立について73%が、こだわる必要はないと答えています。

日本国の主権者である国民がこのような判断を示し、疑問が解決していない中、政府はこれ以上、不安と批判が広がるのをおそれ、衆議院、法務委員会の採決を省略できる禁じ手を使って徹夜の審議を強行し、15日の早朝に数の力で採決を強行しました。国民無視の国会運営での成立です。このようなやり方で成立させた共謀罪法は到底認められません。しっかり国民に説明し、納得していただけるまで運用を凍結すべきと考えます。

議員の皆さん、ぜひこの意見書の採択をお願いして説明を終わります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。津滝俊幸議員。

第11番（津滝俊幸君） 加藤議員に質問をさせてもらうんですけども、この意見書の中には共謀罪法案という言い方、共謀罪法という言い方がされていますけれども、さきの国会で成立した法案は改正組織犯罪処罰法という法案でありまして、この共謀罪法という法案はなかったと私は思っているんですけども、その辺についてどういうお考えでございますか。

議長（北澤禎二郎君） 説明を求めます。

第6番（加藤亮輔君） 今の質問に答えます。

発議第3号 テロなど準備罪、これが一般的な言い方だったと思うんです。それで、このテロなど準備罪については法案出る前、後、それから成立するまで新聞、テレビなど一般的に共謀罪という説明をしています。それで私も第3号の一番、発議のところにはテロなど準備罪ということで書かさせていただきました。

それで、それが国民及びみんなが一番わかりやすい表題かなということでそのような表記を使わせていただきました。

議長（北澤禎二郎君） 他に質疑はありませんか。

（発言する声なし）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（発言する声なし）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

追加日程第1 発議第3号 「テロ等準備罪＝共謀罪」の運用の凍結を求める意見書を政府及び関係行政庁に提出することを求める意見書についてを原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立少数です。よって、追加日程第1 発議第3号 「テロ等準備罪＝共謀罪」の運用の凍結を求める意見書を政府及び関係行政庁に提出することを求める意見書については否決されました。

村長から議案の申し出と同意案件の申し出、また、各常任委員長より閉会中の所管事務調査の申し出並びに議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長においてこれを受理いたしました。

お諮りいたします。

これらを会議規則第22条の規定により、追加日程として議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、これらを追加日程として議題とすることに決定いたしました。

ただいまから事務局より議事日程等資料を配付いたします。

（資料配布）

議長（北澤禎二郎君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 配付漏れなしと認めます。

これより議案に入ります。

お諮りいたします。

日程第2 議案第36号と日程第3 議案第37号は会議規則第39条第3項の規定により委

員会付託を省略したいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第36号と議案第37号は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第36号と議案第37号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

なお、本定例会での質疑につきましては、会議規則第55条の規定による、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

△日程第2 議案第36号 工事委託に関する協定の締結について

議長(北澤禎二郎君) 日程第2 議案第36号 工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸上下水道課長。

上下水道課長(山岸茂幸君) 議案第36号 工事委託に関する協定の締結につきましてご説明いたします。

本議案は、下水道長寿命化計画に基づき実施をいたします白馬村浄化センターの更新工事に関する委託協定でございます。委託協定ではありますが、実質的に工事の請負契約に該当しかつ規定する金額を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

協定の名称は、白馬村公共下水道白馬村浄化センターの建設工事委託に関する協定で、協定の目的は、白馬村浄化センターに設置されております脱水機2台のうち1台を更新する工事の委託でございます。

協定の金額は2億4,300万円で、協定の期間は平成29年度から平成30年度までの2年度間、協定の相手方は、東京都文京区湯島2丁目31番地27号、地方共同法人日本下水道事業団、理事長辻原俊博でございます。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第36号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第36号 工事委託に関する協定の締結について、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

△日程第3 議案第37号 物品の取得について

議長（北澤禎二郎君） 日程第3 議案第37号 物品の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井建設課長。

建設課長（酒井 洋君） 議案第37号 物品の取得について説明いたします。

次のとおり物品を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

件名ですが、平成29年度社会資本整備総合交付金除雪機購入事業で、納入場所ですが白馬村の除雪基地です。

物品でございますが、ホイール式除雪ドーザー18トン級1台です。

取得金額でございますが、2,363万400円です。

契約の相手方ですが、長野県大町市平8000番地369、株式会社前田製作所大町営業所、所長石谷泰一です。

本取得に当たりまして、3社を指名し、6月12日に指名競争入札を行なった結果、株式会社前田製作所が落札いたしましたので議会の議決をお願いするものでございます。

機種名で申しますと、コマツ18トン級WA380と呼ばれる機種でございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第37号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第37号 物品の取得について、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

これより同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第4 同意第5号は人事案件でありますので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は起立によって行います。

同意第5号は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託及び質疑、討論を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、同意第5号は委員会付託及び質疑、討論を省略し採決することに決定いたしました。

△日程第4 同意第5号 白馬村農業委員会委員の任命について

議長(北澤禎二郎君) 日程第4 同意第5号 白馬村農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川村長。

村長(下川正剛君) 同意第5号 白馬村農業委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

白馬村農業委員会委員の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任命するに当たり、同法第8条第5項の規定により委員の過半数を認定農業者等とすることとされておりますが、過半数とすることが困難であるため、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項の規定により、委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者に準ずる者とするについて、あわせて議会の同意を求めるものでございます。

農業委員会の委員に任命したい方の氏名を申し上げます。

住所、生年月日、認定農業者等については記載のとおりでありますのでご確認をお願いをいたします。

松沢正猛、中村茂、矢口良輝、高橋昌、吉澤勝、福島利文、下川隆、佐藤久子、武田悦子、長澤素孝、鷺澤良夫、太谷正治、以上12名であります。

よろしくお願いたします。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

採決いたします。

同意第5号 白馬村農業委員会委員の任命については原案のとおり賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、同意第5号は原案のとおり同意されました。

△日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長(北澤禎二郎君) 日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたしま

す。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長(北澤禎二郎君) 日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第7 議員派遣について

議長(北澤禎二郎君) 日程第7 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

以上で本定例会に付された議事日程は全て終了しました。

ここで下川村長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。下川村長。

村長(下川正剛君) 平成29年第2回白馬村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月7日に開会して本日までの10日間にわたり、提出をいたしました全ての案件につきまして原案どおりお認めをいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、一般質問におきましては村政の各分野につきまして多数のご質問をいただきましたが、

いずれも厳正に受けとめ、その対応に十分留意をして今後の村政運営に当たってまいりますので、議員の皆様の一層のご協力をお願い申し上げます。

さて、国は地球温暖化対策として2030年度の日本全体の温室効果ガスの排出量を2013年度に比べて26%削減するという目標を掲げ、目標の達成に向けて全ての国民が団結をしてクールチョイスを旗印として国民運動を展開しております。このクールチョイスとは生活のさまざまな場面において、省エネ家電に買いかえる、エコカーを購入する、公共交通機関を利用するといった形で製品やサービス、行動などを選ぶ際に省エネ低炭素型の温暖化対策につながる、あらゆる賢い選択をしていくよう国民一人一人が訴えかけ、促していくものです。

平成27年7月に始まった国民運動クールチョイスであります。共通ロゴマークなど制定するなど国民への周知を図っているものの、浸透が図られているとは言えません。白馬村では世界に誇る山岳景観や豊かな里山環境を有しており、とりわけ冬季は良質な雪に恵まれていることから、地球温暖化は深刻な問題であります。

このような状況から、本定例会において補正予算としてお認めをいただきました二酸化炭素排出抑制対策事業を契機に、村としてもこの国民運動の先頭に立って地域住民や団体とさらに連携をしてクールチョイスの普及啓発のための活動を継続的に実施をしていくこととし、この運動に取り組むことを明確に示すため、クールチョイスの宣言をさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、これから暑い夏を迎えますので、健康には十分留意をされ、村政の発展のため、ご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） これをもちまして、平成29年第2回白馬村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時17分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年 6月16日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員